

白井市障害者計画等策定委員会平成 27 年度第 8 回会議 会議要録

1. 開催日時 平成 27 年 6 月 15 日（月） 午後 2 時 00 分より
2. 開催場所 保健福祉センター 2 階 研修室
3. 出席者 竹原委員、林委員、吉田委員、亀山委員、上野委員、黒澤委員、福岡委員、中村委員、梨本委員、宮沢委員、鶴岡委員
4. 欠席者 4 名（松本委員、堀切委員、吉武委員、高柳委員）
5. 事務局 岡本課長、日野
6. 傍聴者 0 名
7. 議題
 - ①「第 7 回策定委員会 会議要録」について
 - ②市町村障害者計画策定指針について
 - ③「障害」の表記について
 - ④障害者計画（第 1 章から第 3 章）について
 - ⑤その他

8. 資料

- ① 白井市障害者計画等策定委員会平成 27 年度第 7 回会議 会議要録（資料 1）
- ② 市町村障害者計画策定指針の概要（資料 2）
- ③ 障害者計画（第 1 章から第 3 章）（資料 3）
- ④ 白井市地域福祉計画書（概要版）（資料 4）
- ⑤ 障害者計画第 4 章（当日配付）
- ⑥ 障害社会本計画（第 3 次）本文（当日配付）

9. 議 事

◇開 会（事務局より）

◇事務局からの報告事

- ・出席者および配付資料の確認

◇第 8 回白井市障害者計画等策定委員会

1 委員長あいさつ

- ・竹原委員長からあいさつがあった。〔大要〕私は大学の教員が主たる仕事なのですが、先日、ALS の当事者をお招きして実習に行く生徒とコミュニケーションをとっていただきました。その方はお住まいの地域に事業所がなく生活が難しくなったことから、東京に引っ越されてきたのですが、人はいつ何時障害を抱えるかわからないので、やむなく引っ越すということがないように、地域の中で必要なサービスをきちんと確保していくこと、そのためにはこの計画を立てるだけではなくて、具体的に実行していくということが重要であると再認識しました。本日も活発な議論の場になればと思います。どうぞよろしく願いいたします。

2 議題

(1)「第7回策定委員会 会議要録」について

- ・事務局より資料1の説明があった。(委員長の発言部分を修正)

委員長 ただ今事務局より前回の会議要録について説明いただきました。なにかございましたらお願いします。意見がないようですのでこれで情報公開するということがよろしいでしょうか。

委員 (承認)

委員長 ありがとうございます。続きまして、議題2に移りたいと思います。

(2)市町村障害者計画策定指針について

- ・事務局およびコンサルは、資料2について説明した。

委員長 ただ今市町村障害者計画策定指針および国の障害者基本計画について概要をご説明頂きました。ご確認事項やご意見等がございましたらご発言願います。

委員 計画策定の指針には、各施策分野の主要ポイントが防犯や公園づくりに関することまで幅広く例示してあります。これをすべてカバーすることは市として難しいかもしれませんが、今回の計画には前回の計画では触れていなかったことにもできる限り触れるという姿勢で取り組んでほしいと思います。

事務局 そのようにしたいと思います。

委員長 議題2の内容については議題4でご意見をいただく形にしたいと思います。議題3に進ませていただいてよろしいでしょうか。

委員 (承認)

(3)「障害」の表記について

委員長 本日ご欠席の委員よりメールにて意見が寄せられておりますので、代読いたします。

[大要]「障害」の表記について私の考えをお伝えいたします。最も良いと思ったものは「障碍」、次に「障がい」です。「障害」を使用し続けることはよろしくないと考えています。「チャレンジド」は用語として広く浸透していないということと、その言葉が日本に紹介された経緯を勘案すると一般的ではないと考えます。資料にある「青い芝の会」は「障碍」を提案していますが、障碍者が何かしようとするときに妨げを感じるというのは問題提起として今につながるのだと思います。仏教用語の碍は気にはなりますが、大きな問題ではないと思います。「障がい」は熟語の交ぜ書きなので見た目の印象が良くない部分もあるかも知れませんが、少なくとも「害」を使用しないということで、今のコンセンサスだと思います。

以上です。委員のご意見では適当な表記としては1番が「障碍」、2番が「障がい」ということです。他の方はいかがでしょうか。

委員 (精神障害者家族会「しらゆりの会」よりご参加) こちらでは意見が分かれています。数としては漢字の「害」を避けるという意見が多かったです。「害」の表記でも問題ないという方も若干いらっしゃいました。

委員 (「いちごの会」よりご参加) こちらの会では、子供の年齢が低いために「害」という字の使用でいやな思いをした経験のある方は意外に少なかったです。ただ、やはり意見が分かれています、平仮名の方がいいという人と、漢字のままでも構わないという方が多かったです。石偏の害(碍)はあまり馴染みがないのと、一般の方も読めないのではないかとということで適切ではないのではという意見がありました。今後子供たちが成長することを考えると、「害」の字ではなく、交ぜ書きにはなってしまうけれども「障がい」が良いのかなと思います。嫌な思いをする人がいる以上は平仮名を使った方が望ましいのではないかと思います。

委員 前回の会議で私は「市には信念を持ってやってもらいたい」と申し上げましたが、それについてです。まず、今回の会議では市の意向は説明されるのですか。それとも意見を交換するだけでしょうか。

(意見のある委員を優先し、事務局は委員の発言後に回答をした)

委員 (聴覚障害者「友の会」よりご参加) 「害」という字は「公害」など悪いイメージもあるが、私たち聴覚障害者は「障害」という漢字を使用してきたので、漢字であることに全く違和感はありません。そのまま漢字の表記を使ってもよいのではないのでしょうか。

委員長 ご意見いただきありがとうございます。

事務局 事務局より回答申し上げます。前回でも申し上げましたように事務局といたしましては、「障害」の表記についてはこの会議である程度の結論は頂きたいと思っております。必ず本日決めなければならないということではありませんが、なるべく早々に委員会としての結論は出していただきたいと思っております。

委員 わかりました。前回に引き続き今回も素案では、「障害」の表記の種類がいくつか認められます。私はそういうのは良くないと思います。委員会で表記が決定するまでの間は暫定的に表記を統一したほうが良いと思います。信念と私が申し上げているのはそういうことです。

事務局 昨年度策定した障害福祉計画では、総合計画が「害」を平仮名にしていたということがありますので、それに倣っていたのですが、今回の障害者計画では事務局の考えが一つにまとまっていない状態ですので、様々な表記が含まれた資料を皆さまにお配りしてしまって申し訳ないと思っております。今後はそういうことのないようにしたいと思います。

委員長 「視覚障害者白井あゆみの会」よりご参加いただいている委員の方、何かご意見はありませんか。

委員 (「視覚障害者白井あゆみの会」よりご参加) こちらの会では漢字や平仮名などという表記に関してはあまりこだわっていないようでした。それよりも障害者に対する気持ちを優先してもらえたらということでした。私自身はずっと点

字なのでわからないが、ただ、イメージとして平仮名の方が柔らかいのかなと思うだけで字の印象というのはわかりません。

委員長 ありがとうございます。今何人かの委員の方からご意見いただきましたが、必ずしも平仮名が良いあるいは漢字が良いという、それだけに拘るものではなく、個々の問題であるとともに社会との関係が関わってくるものでもあると思います。ということは、市が「障害」という表記をどう考えるのか、それによって変わってくるだろうと思います。私的な見解を述べさせていただきますと、大事なものは、特定の表記を使用する際に、その理由をどれだけ明確に示すことができるかということなのではないかと思います。他にご意見はいかがでしょうか。

委員 他の自治体や県庁の情報について私たちは存じ上げないので、市はそうしたものと兼ね合いも考慮するべきではないでしょうか。他の自治体がそうしているのであれば、白井市だけが特別に他と全く違うというのはあり得ない話であるので、他と足並みをそろえるというのも一つの方法だと思います。

委員 教えていただきたいことがございます。私の学生時代では常用漢字での表記だったのですが、いつ頃からこうした運動が起こったのでしょうか。

事務局 前回お配りした資料「『障害』の表記に関する検討結果について」の「はじめに」においては、冒頭で「平成 21 年 12 月に閣議決定により設置が決定された障がい者制度改革推進本部」とあり、組織の名称が平仮名で表記されてあります。

委員 何か法律が変更になったからということではないのですね。

事務局 はい。法律名ではその当ても漢字表記がされています。

委員長 おそらく国が動き出す大分前から一部の団体が都道府県や市町村でそうした意見を出していたのではないかと思います。国は、このような動きを受けて平成 22 年に表記について検討したのだと思います。

コンサル 少なくとも 15 年程度は「害」の字を平仮名にするという歴史はありますね。10 年程前に国でも使用され始めたのですが、現在では常用漢字での表記がトレンドになってきています。

委員 「障がい」という漢字かな交じりの表記は、漢字があつての表現だと思います。なので、害の字を平仮名にすると「何のことなのかな」といった感じは受けません。漢字よりは平仮名の方が優しい印象を受けるということですが、どちらかといえば、当事者よりも障害のある方に思い遣りを持った方からでた意見の方が多いのではないかという気がします。私たちは平仮名にすると意味が通りづらいなと思いつつも、障害のある方が最も気持ちの良い表記が一番ではないかということで意見を同一にしようかと思っていたのですが、当事者の方々が「どちらでも構わない」や「気にしていない」とお感じになっているとのことで、迷ってしまう。正直、平仮名でかいて分かるのかなという疑問はあります。

委員長 ありがとうございます。先ほど事務局よりこの委員会で結論を出してほしいとのことでしたが、この時点でまとめるのは難しいのかなという気がいたしま

す。逆に、市としてこういう表記をしていきたい、その理由はこうであるということをお示ししていただいて、それに対して委員会で意見がまとまればいいのかなどとも思います。市は本日いただいた団体の方や当事者の方からのご意見を踏まえてお考えいただき、また一方で会議資料については、正式な表記が決まるまでの間は、暫定的に同一の表現を使用していただいた方が混乱を避けられるのではないかと思います。事務局はいかがでしょうか。

事務局 それでは市としてどのような表記がいいのか、県・近隣市等を調べて検討し、次回の会議でお諮りしたいと思います。資料もそれに合わせた表記で作成いたします。

委員長 このような扱いでよろしいでしょうか。

委員 (承認)

(4) 障害者計画（第1章から第3章）について

- ・ 事務局は、資料3の第1章と第2章について説明をした（1章の説明後、委員より「事前配付資料であるので要所のみを説明してほしい」との要望あり）。

委員長 アンケートを抜粋していますが、計画書に載せるにあたって整理をされているのですよね。

事務局 そうですね。

委員 身体と知的だけ載せて精神だけが載っていないという項目があるようなのですが、少しバイアスがかかっている気がします。それはどういう意図があるのですか。アンケートの結果は施策に反映してくるのだと思いますが、アンケートが十分に使われているとは思えません。例えば13ページの「(2) 情報収集、相談に際して困ること」については、精神も結果が出ているのに掲載されてありません。

コンサル 基本的には前回お話しした通り、障害福祉計画ではサービスの利用量の見込みを定めていくものでしたので、サービスや成年後見制度、権利擁護についての項目など計画内容に関係するものを掲載しております。今回の場合は、福祉サービス以外の項目から特に関係があるものを掲載しております。また、そもそもアンケートについては、素案の段階で載っていた項目を最終案で採用していない場合もあります。精神の場合は、この「情報収集と相談に際して困ること」という項目の設問は最終案では採用しておらず、身体・知的のみの設問となっています。また、14ページの「受けている医療ケア」についても難病患者のみの設問となっています。特に恣意的な編集をしているわけではありません。計画に必要なものでかつ福祉計画に載せていない項目を掲載しております。

委員 グラフの割り付けを上手くすれば、精神のグラフも入るのではないのでしょうか。精神もそうですが難病の方は相談するところがないというのは問題になっていますし、なぜ精神と難病を入れられないのでしょうか。割り付けの問題でしょう。

- コンサル 精神と難病については設問がございません。
- 委員 いえ、あります。ここはもう一度やり直してもらいたいと思います。
- コンサル 確認してみます。
- 委員長 障害福祉計画との重複も含めて改めてご確認いただければと思います。
- 事務局 次回までに先ほどご指摘いただいた内容についておよびその結果から見えてくる課題、現在各課に照会している進行管理で出てくる課題、それから導き出される計画に載せるべき内容というのも順序立ててお示ししたいと思います。
- 委員 策定の趣旨と背景についてずらずら書かれても、ウェルぷらっとができたことについては分かりますが、それ以降のことについてはこちらも把握していないのでその辺りを考慮して内容を変えてください。計画の進行状況を確認することが私たち自立支援協議会の役割でもあったのでこちらも悪いのですが、現在照会をかけてくださっているということなので、その結果が反映されればいいなと思います。
- 委員長 それでは第2章は次回改めてお示しいただくということでよろしくお願ひします。では第3章と第4章を事務局よりご説明頂きます。

事務局は、資料3の第3章と第4章について説明をした。

- 委員長 只今事務局よりご説明頂きましたが、何かご意見はございますか。
- 委員 3章の計画の基本的視点で「地域福祉」という視点を随分打ち出されているように受け止めました。市は社協等々と政策の推進を図る等ことがここから読み取れるわけなのですが、いささかトーンダウンした印象を受けました。計画の旗振り役はあくまで行政つまり市ですので、社協やその他専門機関と連携をして施策を進めることは当然のことであって、こうして基本的視点を設けた積極的な理由というのは何なのでしょう。
- 委員長 確かにお感じになっている内容については理解できます。これが地域福祉計画であればこのトーンになるのでしょうか。
- 委員 この白井市地域福祉計画は素晴らしい内容であるけれども、これをそっくりそのままここに持ってきてもだれが責任を持ってやるのかということが非常に曖昧。また、先ほど4章の主な取組みのメニューをコンサルから説明していただきましたが、このメニューというのにはコンサルが考えるのでしょうか。市が考えるものではないのでしょうか。
- コンサル 前期計画での施策の進捗状況を見るという書き方になっているので、ここでいう実施区分Cの事業は新規で起こしているのですが、それ以外のAやBについては古くなった言い回しを現代に合った言い方に変えること程度のことではありますが、基本的に施策の名称を変えることができません。誰が考えているというよりはむしろ、前期計画の内容に制約を受けているのです。
- 委員 事業の名称については分かりましたが、内容の方はどうなのでしょう。例えばAというのは今継続しているということですね。28 ページに「訪問相談

体制の充実」とありますが、うちの事業所に健康課の保健師さんが来られたことは一度もありません。そういう状況にもかかわらず同じ内容を持ってきているとなると、書いただけになってしまいます。実効性のない計画になるのではないかと危惧しています。各課に照会している評価もどのようにして出てくるのかわからないのでそれを聞かないことにはわからない部分もありますが。前にあるものをそのまま書いていいのかなと思います。

コンサル 調書から判断して変えるべきところはご提案していますが、調書に「やってある」と書いてあると変更することは難しいと思います。

事務局 今回は各課の調書をご提示することなく、資料をお示ししてしまい申し訳ありません。また、課題やそれに対する市の考えなどをお示しすることが今回の会議では間に合いませんでしたので、次回はどのようなステップを踏んでこのような内容になったかについてご説明させていただきたいと思います。

委員長 では、次回ご説明頂くということで。地域の取組みや基本的視点は、こうした地域を目指したい、そのためにはこうしていくのだという、行政の意思が見えないと、夢だけ書かれているような気がするので、可能であればその辺りもお示しいただきたい。

コンサル その件については前回お話ししました通り、21 ページの計画の目標像や 22 ページの基本目標については、その後の 4 章の成り立ちを見ていただいても無いと話が進まないものになります。23 ページはなくすという方法もあるかもしれませんが、委員の方々からご意見を賜りたい部分であります。内容的に何を書いているかという、5 ページをご覧ください。白井市さんの場合は地域福祉計画が障害者計画の上位計画という位置づけですので、地域福祉計画の基本的な大方針を障害者計画の内容に合うようにリライトして入れるとこのようになるということを記載して、上位計画との繋がりを示しています。こういうことですので、委員さんのご意見で無い方が良いということになればそれでも良いのではと考えていますし、上位計画とのつながりを示した方が良いというのであれば、こういう形になります。

委員 それは尤もだと思います。上位計画にある以上、それを障害者計画で生かすにはやはりそれを踏まえて計画を策定しないと、文字だけのものになってしまうと思います。

委員長 地域福祉計画の件は委員の意見も踏まえて次回までにある程度整理していただければと思います。

質問ですが、21 ページの「目標像」は基本理念ですよね。22 ページに『『基本理念』の内容を実現するための本計画の基本目標を～』と書いてありますし。まさしくこの基本理念というのは法の第一条、すべて国民が共生する社会を実現する、ではないでしょうか。国、県、当然市にとっても「共生社会の実現」というのが計画の基本理念です。それに基づいて基本目標があるとすると、23 ページの『『基本理念』や3つの『基本目標』を実現するための～』という部分が生きてくるのですよね。あと、21 ページの障害者基本法が「…」で省略

されていますが、それはやめた方がよろしいかと思えます。

コンサル 21 ページの冒頭のところは「基本理念」ではなく「目標像」としています。修正が反映されておらず申し訳ございません。元々は 21 ページの「目標像」を「基本理念」としていたのですが、市においては総合計画以外でその文言を使用してはいけないということとして、「目標像」に言い換えたという経緯があります。

委員 21 ページの計画の目標像についてですが「快活に」という文言があります。総合計画を受けての話だと思うのですが、どのような意味合いで入れているのでしょうか。

事務局 総合計画の将来像が「ときめきと緑あふれる快活都市」であり、それに込められた内容を踏まえて「快適な生活」という意味合いで「快活」としています。

事務局 補足です。「快活」という文言については、その意味するところを企画課に確認を取ってはいませんので、次回までに確認し、ご説明差し上げたいと思います。

委員 市の総合計画の文言を市のキャッチフレーズにも入れなければならないものなのですか。

事務局 入れたほうが良いと考え入れていましたが、企画課と調整したいと思えます。

委員 今回は基本目標 1 について具体的な施策をまとめていただいたのですが、31 ページの「②当事者参画の促進」は「基本目標 2 社会参加の支援・促進」に移した方が馴染むのではないかと思います。

コンサル 柱の内容については皆さまのご意見を踏まえて検討させていただきたいと思えます。

委員 確認したいのですが、障害者も高齢化してくるにあたって、家族も高齢化してきます。そうしたことを支援する事業はありますか。また、当事者もさることながらその家族もストレスを抱えています。37 ページの③の「健康相談事業の実施」という事業の内容に、既に「家族を対象に」とありますが、家族支援として独立した項目があるわけではないようなので、家族への支援の具体的内容についてうかがいたいです。

委員長 高齢になるに従い身体障害、特に内部障害が増えてきますし、障害者の今後のことを考えるときに本人と家族の高齢化というのが今後の課題になるということが入ればいいのかなと思えます。また、ご本人や家族、サービス提供事業者が、介護保険でいうところの包括ケアシステム、つまりネットワークを作りなさいということが大きな柱になっていますので、そうしたことが障害者計画でも書き込めればよいのではないかと思います。

事務局 おっしゃる通りだと思います。ネットワークの形成については高齢の担当が主になっているのですが、社会福祉課でもその件について勉強会をやるということも考えています。

委員 障害のある人の状況で身体と精神は年齢別の人数が見当たらないのですが、65 歳以上の障害者の方は全体の何割くらいいらっしゃるのでしょうか。仕事柄高

齢者とのかわりが多いので身体機能・認知機能ともに低下する年齢だと思っています。そうしたことは触れないであくまで包括ケアという形でまとめていくのでしょうか。

委員長 もし可能であればどこかで触れていただければと思います。

委員 資料3の10ページに障害者手帳所持者数が書いてありますが、ここに18歳未満と18歳以上64歳未満、65歳以上と三種類に分けて書いていただけるといいと思います。

事務局 自立支援医療は難しいですが、手帳の方は確認して記載したいと思います。

委員 第4章の29ページの「サービス情報の周知徹底」についてですが、情報収集に苦慮されているということはすべての障害においてあると思いますが、事業内容がこれまでと同じであると今以上の周知が望めるのか疑問です。障害の方が必要としている情報にフォーカスした広報誌と障害のない市民向けのものを2種類作るなど情報を伝える努力をしていくべきだと思います。もっと周知の方法を工夫していただきたいです。

委員 施策や事業については新規のものをこちらから提案することは可能なのでしょうか。

事務局 ご意見として頂いて検討させていただきたいと思いますので、事務局までお寄せいただければと思います。

委員長 では何かございましたら事務局にお寄せいただくということで、本日の議題は以上で終わらせていただきたいと思います。

(5) その他

事務局 次回は会議日程は8月17日(月)になりますのでよろしくお願い致します。

◇ 閉 会

・事務局より閉会が宣言された。

以上

平成 27 年 8 月 17 日

「障害」の表記について

表記の仕方	自治体名等
障害	国、県、松戸市、市川市、佐倉市、八千代市外
障がい	鎌ヶ谷市、印西市、富津市外
しょうがい	近隣自治体ではなし
障碍	近隣自治体ではなし

白井市障害者計画については、第 4 期障害福祉計画の表記と同様「障がい」の表記とする。

* 法律名、法律の内容、国が示している事項、以前に策定した計画等からの引用については、漢字表記とする。

白井市障害福祉プランの進行管理について

第1章 障害のある人の地域生活を支援します

- ・事業件数 119事業 (内再掲 10事業)
- ・実施事業 109事業 (内再掲 9事業)
- ・未実施事業 10事業
 - 検討 8事業 (内再掲 1事業)
 - 廃止 2事業

1 相談体制・情報提供の充実

①相談体制の充実

事業	内容	担当課 (実施計画事業コード)	実施内容					備考
			H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	
保健福祉総合相談の実施	関係各課と連携・調整を図り、保健福祉に関する総合相談を実施します。	保健福祉相談室 2206-5-01	・保健福祉相談を実施する ・相談にあたる職員は研修を受け、幅広い相談に対応できるようにする。	・保健福祉相談を実施する ・相談にあたる職員は研修を受け、幅広い相談に対応できるようにする。	・保健福祉相談を実施する ・相談にあたる職員は研修を受け、幅広い相談に対応できるようにする。	・保健福祉相談を実施する ・相談にあたる職員は研修を受け、幅広い相談に対応できるようにする。	・保健福祉相談を実施し、必要に応じ各課と連携調整しながら、対応する	※相談員の研修に関しては内容から削除しています。
			・保健福祉相談 障害や難病等の対応 148件 (全体590件) ・相談職員の研修受講 4回	・保健福祉相談 障害や難病等の対応 352件 (全体808件) ・相談職員の研修受講 5回	・保健福祉相談 障害や難病等の対応 220件 (全体718件) ・相談職員の研修受講 6回	・保健福祉相談 障害や難病等の対応 299件 (全体880件) ・相談職員の研修受講 回数：7回		
訪問相談体制の充実	保健師等が障害のある人、難病患者の自宅や市内の福祉作業所等に訪問し、健康管理に必要な相談・保健指導や家族の健康管理、生活および社会復帰に関する相談を行います。	健康課	関係機関との連携による訪問指導の実施	関係機関との連携による訪問指導の実施	関係機関との連携による訪問指導の実施	関係機関との連携による訪問指導の実施	関係機関との連携による訪問指導の実施	健康課事業で把握したケースへの対応が主となっており、ケースの継続支援に必要な場合は関係機関と連携しています。(身体障害者、知的障害者につきましては分類項目を設けていないため件数を計上できません)
			・精神障害者訪問 実9人/延15人 ・難病疾患者訪問 実1人/延3人	・精神障害者訪問 実5人/延12人 ・難病疾患者訪問 実1人/延1人	・精神障害者訪問 実12人/延30人 ・難病疾患者訪問 実1人/延1人	・精神障害者訪問 実4人/延11人 ・難病疾患者訪問 実1人/延1人		
		社会福祉課	・訪問相談の実施	・訪問相談の実施	・訪問相談の実施	・訪問相談の実施	・訪問相談の実施	
			・訪問相談の実施 (精神保健福祉士) 64件	・訪問相談の実施 (精神保健福祉士) 70件	・訪問相談の実施 (精神保健福祉士) 110件	・訪問相談の実施 (精神保健福祉士) 59件		

事業	内容	担当課 (実施計画事業コード)		実施内容					備考
				H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	
相談・支援体制の充実	利用者が自立支援サービスをはじめとした各種サービスを適切に利用できるよう、制度や事業所の紹介などを実施するとともに、相談支援事業所への委託について検討し、相談・支援体制の充実を図ります。また、精神科医師や精神保健福祉士による「こころの相談」を実施します。	社会福祉課	健康課	・相談支援専門員・ケアマネージャーの窓口配置（委託）の検討	・相談支援専門員・ケアマネージャーの窓口配置（委託）の検討	・相談支援専門員・ケアマネージャーの窓口配置（委託）の検討	・相談支援専門員・ケアマネージャーの窓口配置（委託）の検討	・相談支援専門員・ケアマネージャーの窓口配置（委託）の検討	(健康課：相談員の窓口設置の予定なし。健康相談として対応し、必要時障害福祉班につなげる)
		社会福祉課	健康課	・相談支援事業所への委託 ・地域活動支援センターI型運営委託（1ヶ所）	・相談支援事業所への委託 ・地域活動支援センターI型運営委託（1ヶ所）	・相談支援事業所への委託 ・地域活動支援センターI型運営委託（1ヶ所）	・相談支援事業所への委託 ・地域活動支援センターI型運営委託（1ヶ所）	・相談支援事業所への委託 ・地域活動支援センターI型運営委託（1ヶ所）	
		健康課	健康課	実績なし	実績なし	実績なし	実績なし	実績なし	
	地域包括支援センター 2206-3-07	高齢者のための相談支援体制の充実 (研修等による資質の向上・各種障害の特性の支援内容、窓口を理解し、それに応じた情報提供や支援が行えるようにする)	高齢者のための相談支援体制の充実 (研修等による資質の向上・各種障害の特性の支援内容、窓口を理解し、それに応じた情報提供や支援が行えるようにする)	高齢者のための相談支援体制の充実 (研修等による資質の向上・各種障害の特性の支援内容、窓口を理解し、それに応じた情報提供や支援が行えるようにする)	高齢者のための相談支援体制の充実 (研修等による資質の向上・各種障害の特性の支援内容、窓口を理解し、それに応じた情報提供や支援が行えるようにする)	高齢者のための相談支援体制の充実 (研修等による資質の向上・各種障害の特性の支援内容、窓口を理解し、それに応じた情報提供や支援が行えるようにする)	高齢者のための相談支援体制の充実 (研修等による資質の向上・各種障害の特性の支援内容、窓口を理解し、それに応じた情報提供や支援が行えるようにする)	高齢者のための相談支援体制の充実 (研修等による資質の向上・各種障害の特性の支援内容、窓口を理解し、それに応じた情報提供や支援が行えるようにする)	
		高齢者の総合相談・権利擁護支援の実施 (実績) 相談支援延件数(虐待対応除く) 904件	高齢者の総合相談・権利擁護支援の実施 (実績) 相談支援延件数(虐待対応除く) 1344件	高齢者の総合相談・権利擁護支援の実施 (実績) 相談支援延件数(虐待対応除く) 1773件	高齢者の総合相談・権利擁護支援の実施 (実績) 相談支援延件数(虐待対応除く) 1855件	高齢者の総合相談・権利擁護支援の実施 (実績) 相談支援延件数(虐待対応除く) 1855件	高齢者の総合相談・権利擁護支援の実施 (実績) 相談支援延件数(虐待対応除く) 1855件	高齢者の総合相談・権利擁護支援の実施 (実績) 相談支援延件数(虐待対応除く) 1855件	
	保健福祉相談室 3111-1-01	医師や精神保健福祉士による「こころの相談事業」の実施 ・医師による相談：年10回、16名(延) ・精神保健福祉士による相談：年24回50名(延)	医師や精神保健福祉士による「こころの相談事業」の実施 ・医師による相談：年8回、13名(延) ・精神保健福祉士による相談：年24回60名(延)	医師や精神保健福祉士による「こころの相談事業」の実施 ・医師による相談：年7回、12名(延) ・精神保健福祉士による相談：年24回55名(延)	医師や精神保健福祉士による「こころの相談事業」の実施 ・医師による相談：年7回、12名(延) ・精神保健福祉士による相談：年24回55名(延)	医師や精神保健福祉士による「こころの相談事業」の実施 ・医師による相談：年10回、15名(延) ・精神保健福祉士による相談：年24回76名(延)	医師や精神保健福祉士による「こころの相談事業」の実施 ・医師による相談：年10回、15名(延) ・精神保健福祉士による相談：年24回76名(延)	医師や精神保健福祉士による「こころの相談事業」の実施 ・医師による相談：年10回、15名(延) ・精神保健福祉士による相談：年24回76名(延)	

②障害者ケアマネジメントの確立

事業	内容	担当課 (実施計画事業コード)	実施内容					備考
			H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	
障害者ケアマネジャーの育成	障害者自立支援法において、利用者が希望するサービスを選択し、利用できるような支援が的確に行えるよう、相談担当者を対象とした研修に参加し、職員の資質向上を図ります。	社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・専門研修への参加 ・精神保健福祉相談研修 困難事例への対応等 ・障害者福祉研修会 障害者の地域生活支援等	<ul style="list-style-type: none"> ・専門研修への参加 ・精神保健福祉相談研修 困難事例への対応等 ・障害者福祉研修会 障害者の地域生活支援等	<ul style="list-style-type: none"> ・専門研修への参加 ・精神保健福祉相談研修 困難事例への対応等 ・障害者福祉研修会 障害者の地域生活支援等	<ul style="list-style-type: none"> ・専門研修への参加 ・精神保健福祉相談研修 困難事例への対応等 ・障害者福祉研修会 障害者の地域生活支援等	<ul style="list-style-type: none"> ・専門研修への参加 ・精神保健福祉相談研修 困難事例への対応等 ・障害者福祉研修会 障害者の地域生活支援等	
適切なケアマネジメントの確立	在宅障害者に対するケアマネジメントを確立するため、相談支援事業所へ土日・夜間を含めた相談業務を委託します。	社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業所への委託 ・相談支援事業所への委託 ・第2、4土曜日の相談窓口開所 ・24時間対応（電話） 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業所への委託 ・第2、4土曜日の相談窓口開所 ・24時間対応（電話） 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業所への委託 ・第2、4土曜日の相談窓口開所 ・24時間対応（電話） 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業所への委託 ・第2、4土曜日の相談窓口開所 ・24時間対応（電話） 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業所への委託 ・第2、4土曜日の相談窓口開所 ・24時間対応（電話） 	

③情報提供の充実

事業	内容	担当課 (実施計画事業コード)	実施内容					備考
			H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	
サービス情報の周知徹底	福祉サービスの情報をより的確に利用者に伝えるため、広報紙・保健福祉ガイドブックや個別通知等の従来の情報提供手段に加えて、メール配信や携帯電話ホームページの閲覧等による情報提供についても検討します。	社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙への掲載 ・広報紙への掲載 ・ホームページへの掲載 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙への掲載 ・広報紙への掲載 ・ホームページへの掲載 				
		保健福祉相談室 企画政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・保健福祉情報をまとめ、市民に提供する。 ・『しろい保健福祉ガイドブック』印刷製本を業者に委託する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健福祉情報をまとめ、市民に提供する。 ・『しろい保健福祉ガイドブック』印刷製本を業者に委託する。 				
		保健福祉相談室	<ul style="list-style-type: none"> ・保健福祉情報をまとめた『保健福祉ガイドブック』を3,000部作成した。 ・ガイドブックをHPに公開や、医療機関等や転入者へ配布、及び各センターや窓口で希望者に配布した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健福祉情報をまとめた『保健福祉ガイドブック』を3,000部作成した。 ・ガイドブックをHPに公開や、医療機関等や転入者へ配布、及び各センターや窓口で希望者に配布した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健福祉情報をまとめた『保健福祉ガイドブック』を3,000部作成した。 ・ガイドブックをHPに公開や、医療機関等や転入者へ配布、及び各センターや窓口で希望者に配布した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健福祉情報をまとめた『保健福祉ガイドブック』を2,500部作成した。 ・ガイドブックをHPに公開や、医療機関等や転入者へ配布、及び各センターや窓口で希望者に配布した。 		
		企画政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・メール配信サービスを導入し、登録されている市民へ直接情報提供が可能となった。 					

事業	内容	担当課 (実施計画事業コード)	実施内容					備考
			H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	
視覚障害者に配慮された情報提供の充実	行政文書について、印刷物だけでなく、カセットテープなど音声による出版に努め、視覚障害のある人にもない人と同様の情報を提供できるよう提供方法を充実させます。	秘書広報課	声の広報を作成し、視覚障害者へ郵送する。	声の広報を作成し、視覚障害者へ郵送する。	声の広報を作成し、視覚障害者へ郵送する。	声の広報を作成し、視覚障害者へ郵送する。	声の広報を作成し、視覚障害者へ郵送する。	
			・声の広報を作成し、視覚障害者へ郵送 郵送件数 16人	・声の広報を作成し、視覚障害者へ郵送 郵送件数 16人	・声の広報を作成し、視覚障害者へ郵送 郵送件数 13人	・声の広報を作成し、視覚障害者へ郵送 郵送件数 14人		
		市社会福祉協議会	・「社協しろい」の音声訳	・「社協しろい」の音声訳	・「社協しろい」の音声訳	・「社協しろい」の音声訳	・「社協しろい」の音声訳	
			・「社協しろい」の音声訳 (CD) 郵送件数 16件	・「社協しろい」の音声訳 (CD) 郵送件数 16件	・「社協しろい」の音声訳 (CD) 郵送件数 13件	・「社協しろい」の音声訳 (CD) 郵送件数 15件		
障害者サービス推進事業 名称変更(視覚障害者用録音図書の製作・貸し出し)	視覚障害者、肢体不自由者などの図書館利用が困難な市民への必要な情報提供を行うとともに、その読書要求に応える。	図書館 4215-1-04	宅配貸出 郵送貸出 対面朗読 音訳協力者による録音図書の製作 相互貸借による録音・点字資料の提供 高齢者施設への団体貸出	宅配貸出 郵送貸出 対面朗読 音訳協力者による録音図書の製作 相互貸借による録音・点字資料の提供 高齢者施設への団体貸出	宅配貸出 郵送貸出 対面朗読 音訳協力者による録音図書の製作 相互貸借による録音・点字資料の提供 高齢者施設への団体貸出	宅配貸出 郵送貸出 対面朗読 音訳協力者による録音図書の製作 相互貸借による録音・点字資料の提供 高齢者施設への団体貸出	宅配貸出 郵送貸出 対面朗読 音訳協力者による録音図書の製作 相互貸借による録音・点字資料の提供 高齢者施設への団体貸出	
			宅配貸出 731件 郵送貸出 0件 対面朗読 0件 音訳協力者による録音図書の製作 0件 相互貸借による録音・点字資料の提供 0件 高齢者施設への団体貸出 1, 446冊	宅配貸出 269件 郵送貸出 0件 対面朗読 2件 音訳協力者による録音図書の製作 0件 相互貸借による録音・点字資料の提供 0件 高齢者施設への団体貸出 1, 443冊	宅配貸出 176件 郵送貸出 0件 対面朗読 0件 音訳協力者による録音図書の製作 0件 相互貸借による録音・点字資料の提供 0件 高齢者施設への団体貸出 1, 500冊	宅配貸出 108件 郵送貸出 0件 対面朗読 0件 音訳協力者による録音図書の製作 0件 相互貸借による録音・点字資料の提供 0件 高齢者施設への団体貸出 1, 514冊		

事業	内容	担当課 (実施計画事業コード)	実施内容					備考
			H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	
ホームページのアクセシビリティ (ホームページの利用しやすさの向上)	市ホームページを利用しやすくするための補助機能を導入し、向上を図ります。障害のある人の自立の促進や介護者の負担の軽減を図るため、障害者自立支援法に基づく在宅支援福祉サービス事業の推進を図ります。	企画政策課 6234-1-01	視覚障害者や高齢者がホームページを快適に閲覧するためのホームページ閲覧支援ツールを導入する。	視覚障害者や高齢者がホームページを快適に閲覧するためのホームページ閲覧支援ツールを導入する。	視覚障害者や高齢者がホームページを快適に閲覧するためのホームページ閲覧支援ツールを導入する。	視覚障害者や高齢者がホームページを快適に閲覧するためのホームページ閲覧支援ツールを導入する。	視覚障害者や高齢者がホームページを快適に閲覧するためのホームページ閲覧支援ツールを導入する。	H27年度からホームページの管理は秘書広報課となります。
			視覚(色覚)障害者や高齢者がホームページを閲覧しやすいよう、ホームページ閲覧支援ツールを導入している。 (文字サイズ変更・音声読み上げ・背景色変更)	視覚(色覚)障害者や高齢者がホームページを閲覧しやすいよう、ホームページ閲覧支援ツールを導入している。 (文字サイズ変更・音声読み上げ・背景色変更)	視覚(色覚)障害者や高齢者がホームページを閲覧しやすいよう、ホームページ閲覧支援ツールを導入している。 (文字サイズ変更・音声読み上げ・背景色変更)	視覚(色覚)障害者や高齢者がホームページを閲覧しやすいよう、ホームページ閲覧支援ツールを導入している。 (文字サイズ変更・音声読み上げ・背景色変更)	視覚(色覚)障害者や高齢者がホームページを閲覧しやすいよう、ホームページ閲覧支援ツールを導入している。 (文字サイズ変更・音声読み上げ・背景色変更)	
パソコン講座の実施	身体障害者福祉センターで実施しているパソコン講座の利用対象者を三障害(身体・知的・精神)に拡大し、障害のある人および家族の情報取得技術の向上を図ります。	社会福祉課	・パソコン講座の開催	・パソコン講座の開催	・パソコン講座の開催	・パソコン講座の開催	・パソコン講座の開催	
			・パソコン講座の開催 ワードの基礎 エクセルの基礎 年賀状の作成 延べ参加者数(実人数)84人	・パソコン講座の開催 ワードの基礎 エクセルの基礎 年賀状の作成 延べ参加者数(実人数)81人	・パソコン講座の開催 ワードの基礎 エクセルの基礎 年賀状の作成 延べ参加者数(実人数)84人	・パソコン講座の開催 ワードの基礎 エクセルの基礎 年賀状の作成 延べ参加者数(実人数)78人		

2 福祉サービスの充実と支援施設の整備

①指定障害福祉サービス等の充実

事業	内容	担当課 (実施計画事業コード)	実施内容					備考
			H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	
介護給付・訓練等給付事業の推進	障害のある人の自立の促進や介護者の負担の軽減を図るため、障害者自立支援法に基づく在宅支援福祉サービス事業の推進を図ります。	社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援給付サービスの施行 自立支援給付サービス支給決定者数（3月末） 320人 ・訪問系サービス 36人 ・日中活動系サービス 280人 ・短期入所 69人 ・療養介護 2人 ・居住系サービス 15人 ・施設入所支援 16人 ・旧法施設入所 11人 ・旧法施設通所 1人 	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援給付サービスの施行 自立支援給付サービス支給決定者数（3月末） 281人 ・訪問系サービス 43人 ・日中活動系サービス 124人 ・短期入所 72人 ・療養介護 3人 ・居住系サービス 13人 ・施設入所支援 26人 ・旧法施設入所 0人 ・旧法施設通所 0人 	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援給付サービスの施行 自立支援給付サービス支給決定者数（3月末） 205人 ・訪問系サービス 53人 ・日中活動系サービス 141人 ・短期入所 78人 ・療養介護 3人 ・居住系サービス 15人 ・施設入所支援 25人 ・旧法施設入所 0人 ・旧法施設通所 0人 	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援給付サービスの施行 自立支援給付サービス支給決定者数（3月末） 220人 ・訪問系サービス 51人 ・日中活動系サービス 167人 ・短期入所 70人 ・療養介護 2人 ・居住系サービス 14人 ・施設入所支援 25人 ・旧法施設入所 0人 ・旧法施設通所 0人 	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援給付サービスの施行 	
福祉施設整備推進事業	地域生活支援センター、地域作業所、グループホーム等の福祉施設整備支援を行います。	社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者共同作業所への補助 ・知的障害者通所施設誘致検討 ・市内生活ホーム運営費補助 ・地域生活支援センター相談員配置事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障害者通所施設誘致検討 ・市内生活ホーム運営費補助 ・地域生活支援センター相談員配置事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障害者通所施設誘致検討 ・市内生活ホーム運営費補助 ・地域生活支援センター相談員配置事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障害者通所施設誘致検討 ・市内生活ホーム運営費補助 ・地域生活支援センター相談員配置事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障害者通所施設誘致検討 ・市内生活ホーム運営費補助 ・地域生活支援センター相談員配置事業 	
			<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動支援センターへの運営費補助（市内） 精神障害 1ヶ所 ・障害者支援センター開所 ・障害者支援センター内での相談支援事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動支援センターへの運営費補助（市内） 精神障害 1ヶ所 ・障害者支援センター開所 ・障害者支援センター内での相談支援事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動支援センターへの運営費補助（市内） 精神障害 1ヶ所 ・障害者支援センター開所 ・障害者支援センター内での相談支援事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動支援センターへの運営費補助（市内） 精神障害 1ヶ所 ・障害者支援センター開所 ・障害者支援センター内での相談支援事業の実施 		

②地域生活支援事業等の充実

事業	内容	担当課 (実施計画事業コード)	実施内容					備考
			H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	
地域生活支援事業の推進	地域で暮らす障害のある人の自立・日常生活の支援、および介護者の負担の軽減のため、個々のニーズに合った移動支援やコミュニケーション支援（ガイドヘルプや手話通訳）、日中一時支援、日常生活用具給付などの地域生活支援事業の推進を図ります。また、日中活動の場づくりに努めます。	社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 各事業の実施 日常生活用具 移動支援 コミュニケーション支援 日中一時支援など 	<ul style="list-style-type: none"> 各事業の実施 日常生活用具 移動支援 コミュニケーション支援 日中一時支援など 	<ul style="list-style-type: none"> 各事業の実施 日常生活用具 移動支援 コミュニケーション支援 日中一時支援など 	<ul style="list-style-type: none"> 各事業の実施 日常生活用具 移動支援 コミュニケーション支援 日中一時支援など 	<ul style="list-style-type: none"> 各事業の実施 日常生活用具 移動支援 コミュニケーション支援 日中一時支援など 	
			<ul style="list-style-type: none"> 各種事業の実施 日常生活用具交付件数 749件 日中一時支援 述べ利用日数 977日 訪問入浴サービス 延べ5件 自動車改造費等 1件 デイケアクラブの実施 12回 述べ 62人 	<ul style="list-style-type: none"> 各種事業の実施 日常生活用具交付件数 828件 日中一時支援 述べ利用日数 946日 訪問入浴サービス 延べ3件 自動車改造費等 3件 デイケアクラブの実施 12回 述べ 72人 	<ul style="list-style-type: none"> 各種事業の実施 日常生活用具交付件数 889件 日中一時支援 述べ利用日数 874日 訪問入浴サービス 延べ84件 自動車改造費等 0件 デイケアクラブの実施 24回 述べ 127人 	<ul style="list-style-type: none"> 各種事業の実施 日常生活用具交付件数 840件 日中一時支援 述べ利用日数 2233日 訪問入浴サービス 延べ85件 自動車改造費等 1件 デイケアクラブの実施 24回 述べ 150人 		
身体障害者福祉センターの充実	利用対象者を三障害（身体・知的・精神）に拡大し、在宅障害者が身体機能を維持し、他者との交流を図っていきいきとした生活が送れるよう、各種講座、リハビリテーション、健康相談など身体障害者福祉センター事業の充実に努めます。	社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な講座の実施 パソコン開放の実施 理学療法士相談の実施 就労している障害者の仲間作りの場提供 	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な講座の実施 卓球・囲碁・絵画講座の参加者を増やす パソコン開放の実施 理学療法士相談の実施 就労している障害者の仲間作りの場提供 	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な講座の実施 卓球・囲碁・絵画講座の参加者を増やす パソコン開放の実施 理学療法士相談の実施 就労している障害者の仲間作りの場提供 	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な講座の実施 卓球・囲碁・絵画講座の参加者を増やす パソコン開放の実施 理学療法士相談の実施 就労している障害者の仲間作りの場提供 	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な講座の実施 卓球・囲碁・絵画講座の参加者を増やす パソコン開放の実施 理学療法士相談の実施 就労している障害者の仲間作りの場提供 	
			講座 10 種開催 228回、延べ 1560人 <ul style="list-style-type: none"> 言語リハビリ 12回、延べ 42人 理学療法士個別指導 33回、延べ 198人 理学療法士集団指導 3回、 	講座 10 種開催 232回、延べ 1692人 <ul style="list-style-type: none"> 言語リハビリ 12回、延べ 68人 理学療法士個別指導 33回、延べ 190人 理学療法士集団指導 6回、 	講座 10 種開催 243回、延べ 1,723人 <ul style="list-style-type: none"> 言語リハビリ 12回、延べ 78人 理学療法士個別指導 随時、延べ 233人 理学療法士集団指導 3回、 	講座 12 種開催 258回、延べ 1893人 <ul style="list-style-type: none"> 言語リハビリ 11回、延べ 60人 理学療法士個別指導 随時、延べ 228人 		

事業	内容	担当課 (実施計画事業コード)	実施内容					備考	
			H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度		
外出支援対策の推進	障害のある人の外出機会を拡大するため、タクシー券交付の対象者、事業者の拡大や地域生活支援事業によるコミュニケーション支援・移動支援事業の推進のほか、福祉カーの貸し出しや通院の送迎など地域のニーズに合ったサービスの推進を図ります。	社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・タクシー券交付 ・ゆうあい号の貸出 ・移動支援（再掲） ・手話通訳派遣（再掲） 	<ul style="list-style-type: none"> ・タクシー券交付 ・ゆうあい号の貸出 ・移動支援（再掲） ・手話通訳派遣（再掲） 	<ul style="list-style-type: none"> ・タクシー券交付 ・ゆうあい号の貸出 ・移動支援（再掲） ・手話通訳派遣（再掲） 	<ul style="list-style-type: none"> ・タクシー券交付 ・ゆうあい号の貸出 ・移動支援（再掲） ・手話通訳派遣（再掲） 	<ul style="list-style-type: none"> ・タクシー券交付 ・ゆうあい号の貸出 ・移動支援（再掲） ・手話通訳派遣（再掲） 		
			<ul style="list-style-type: none"> ・タクシー券の交付 交付件数 277 人 助成件数 3142 件 ・ゆうあい号の貸出 ・移動支援 63 人 ・手話通訳派遣 53 件 	<ul style="list-style-type: none"> ・タクシー券の交付 交付件数 285 人 助成件数 3394 件 ・ゆうあい号の貸出 ・移動支援 66 人 ・手話通訳派遣 53 件 	<ul style="list-style-type: none"> ・タクシー券の交付 交付件数 310 人 助成件数 3586 件 ・ゆうあい号の貸出 ・移動支援 66 人 ・手話通訳派遣 43 件 	<ul style="list-style-type: none"> ・タクシー券の交付 交付件数 317 人 助成件数 3309 件 ・ゆうあい号の貸出 ・移動支援 70 人 ・手話通訳派遣 39 件 			
		市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・外出支援サービス ・ガイドヘルパー派遣 ・福祉車両の貸出 	<ul style="list-style-type: none"> ・外出支援サービス ・ガイドヘルパー派遣 ・福祉車両の貸出 	<ul style="list-style-type: none"> ・外出支援サービス ・ガイドヘルパー派遣 ・福祉車両の貸出 	<ul style="list-style-type: none"> ・外出支援サービス ・ガイドヘルパー派遣 ・福祉車両の貸出 	<ul style="list-style-type: none"> ・外出支援サービス ・ガイドヘルパー派遣 ・福祉車両の貸出 		福祉作業所の送迎用の車両を貸出用としていたが、福祉作業所の送迎以外の利用頻度が高くなったため、25年度から福祉車両の貸出は中止した。
			<ul style="list-style-type: none"> ・外出支援サービス 登録 121 人 利用 1,410 件 ・ガイドヘルパー派遣 登録 20 人 利用 269 件 776.5 時間 ・福祉車両貸出 7 件 	<ul style="list-style-type: none"> ・外出支援サービス 登録 102 人 利用 1,266 件 ・ガイドヘルパー派遣 登録 18 人 利用 187 件 514 時間 ・福祉車両貸出 なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・外出支援サービス 登録 89 人 利用 1,069 件 ・ガイドヘルパー派遣 登録 19 人 利用 204 件 550.5 時間 ・福祉車両貸出 なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・外出支援サービス 登録 121 人 利用 1,410 件 ・ガイドヘルパー派遣 登録 20 人 利用 211 件 575 時間 ・福祉車両貸出 なし 			

3 保健・医療サービスの充実

①早期発見・療育体制の充実

事業	内容	担当課 (実施計画事業コード)	実施内容					備考
			H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	
母子保健事業の 推進	新生児訪問、乳児育児相談、 1歳6か月および3歳児健康 診査の際に医師等による内科 診察・健康相談等を行い、疾病 や精神・運動発達の後れを早期 に発見して、事後指導・健康相 談の充実を図ります。	健康課 3112-1-02	・乳児健康診査の受診勧奨 ・3歳児健診 年間24回実施 ・1歳6か月児健診 年間24 回実施	・乳児健康診査の受診勧奨 ・3歳児健診 年間24回実施 ・1歳6か月児健診 年間2 4回実施	・乳児健康診査の受診勧奨 ・3歳児健診 年間24回実施 ・1歳6か月児健診 年間2 4回実施	・乳児健康診査の受診勧奨 ・3歳児健診 年間24回実施 ・1歳6か月児健診 年間2 4回実施	・乳児健康診査の受診勧奨 ・3歳児健診 年間24回実施 ・1歳6か月児健診 年間2 4回実施	疾病や精神・運 動発達の後れ を早期に発見 して、事後指 導・健康相談を 行い、必要時医 療機関や療育 機関につなげ ます。
			・新生児訪問 310件 ・3歳児健診 受診者618人 ・1歳6か月児健診 受診者597人 ・4か月育児相談 受診者474人 ・9か月育児相談 受診者204人	・新生児訪問 325件 ・3歳児健診 受診者650人 ・1歳6か月児健診 受診者269人 ・4か月育児相談 受診者475人 ・9か月育児相談 受診者333人	・新生児訪問 325件 ・3歳児健診 受診者643人 ・1歳6か月児健診 受診者543人 ・4か月育児相談 受診者426人 ・9か月育児相談 受診者320人	・新生児訪問 252件 ・3歳児健診 受診者592人 ・1歳6か月児健診 受診者493人 ・4か月育児相談 受診者413人 ・9か月育児相談 受診者291人		
療育相談・指導の 実施	発達障害児および発達障害の 疑いのある児童に対して、基本 的な生活習慣や社会性を習得 できるよう、療育・医療相談、 他機関との連携等個々に必要 な指導や支援を行います。	子育て支援課 1101-3-01	・発達障害のある児童及び発 達障害の疑いのある児童に対 し、基本的な生活習慣や理解力、 言語、社会性の習得を目的と した個別及びグループ指導等 を行い、心身の発達を促す。 ・集団指導、個別指導の実施 ・療育相談の実施	・発達障害のある児童及び発 達障害の疑いのある児童に対 し、基本的な生活習慣や理解力、 言語、社会性の習得を目的と した個別及びグループ指導等 を行い、心身の発達を促す。 ・集団指導、個別指導の実施 ・療育相談の実施	・発達障害のある児童及び発 達障害の疑いのある児童に対 し、基本的な生活習慣や理解力、 言語、社会性の習得を目的と した個別及びグループ指導等 を行い、心身の発達を促す。 ・集団指導、個別指導の実施 ・療育相談の実施	・発達障害のある児童及び発 達障害の疑いのある児童に対 し、基本的な生活習慣や理解力、 言語、社会性の習得を目的と した個別及びグループ指導等 を行い、心身の発達を促す。 ・集団指導、個別指導の実施 ・療育相談の実施	・発達障害のある児童及び発 達障害の疑いのある児童に対 し、基本的な生活習慣や理解力、 言語、社会性の習得を目的と した個別及びグループ指導等 を行い、心身の発達を促す。 ・集団指導、個別指導の実施 ・療育相談の実施	
			契約児 166名 グループ利用児65名 個別指導利用児101名 延べ利用人数 5785名 グループ利用延べ人数 2532名 個別指導延べ人数 3253名	契約児 179名 グループ利用児80名 個別指導利用児99名 延べ利用人数 6636名 グループ利用延べ人数 3070 名 個別指導延べ人数 3566名	契約児 204名 グループ利用児92名 個別指導利用児112名 延べ利用人数 7847名 グループ利用延べ人数 3894名 個別指導延べ人数 3953名	契約児 222名 グループ利用児102名 個別指導利用児120名 延べ利用人数 6206名 グループ利用延べ人数 3180名 個別指導延べ人数 3026名		

事業	内容	担当課 (実施計画事業コード)	実施内容					備考	
			H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度		
療育システムの検討	障害のある乳幼児やその保護者が、必要な支援を一貫して継続的に受けられるようにするため、関係機関と連携を図り、体制整備に向けて検討を行います。	社会福祉課	・療育システム検討組織での検討 ・関係課・関係機関との連携 ・一貫した相談体制の施行	・療育システム検討組織での検討 ・関係課・関係機関との連携 ・一貫した相談体制の施行	・療育システム検討組織での検討 ・関係課・関係機関との連携 ・一貫した相談体制の施行	・療育システム検討組織での検討 ・関係課・関係機関との連携 ・一貫した相談体制の施行	・療育システム検討組織での検討 ・関係課・関係機関との連携 ・一貫した相談体制の施行		
			体制を整備し実施	体制を整備し実施	体制を整備し実施	体制を整備し実施	体制を整備し実施		
		健康課	ライフサポートファイルの検討・作成 ライフサポートファイル利用者の乳幼児健診時の情報提供 関係機関との会議等への参加	ライフサポートファイルの検討・作成 ライフサポートファイル利用者の乳幼児健診時の情報提供 関係機関との会議等への参加	ライフサポートファイルの検討・作成 ライフサポートファイル利用者の乳幼児健診時の情報提供 関係機関との会議等への参加	ライフサポートファイルの検討・作成 ライフサポートファイル利用者の乳幼児健診時の情報提供 関係機関との会議等への参加	ライフサポートファイルの検討・作成 ライフサポートファイル利用者の乳幼児健診時の情報提供 関係機関との会議等への参加	ライフサポートファイルの検討・作成 ライフサポートファイル利用者の乳幼児健診時の情報提供 関係機関との会議等への参加	
			・会議への参加 ・希望する保護者への情報提供	・会議への参加 ・希望する保護者への情報提供	・会議への参加 ・希望する保護者への情報提供	・会議への参加 ・希望する保護者への情報提供	・会議への参加 ・希望する保護者への情報提供		
		子育て支援課	・関係機関での調査検討	・関係機関での調査検討	・関係機関での調査検討	・関係機関での調査検討	・関係機関での調査検討	・関係機関での調査検討	
			会議への参加	会議への参加	会議への参加	会議への参加	会議への参加		
		学校教育課	特別支援学級及び特別支援学校在籍児童生徒のライフサポートファイルの作成・運用	特別支援学級及び特別支援学校在籍児童生徒のライフサポートファイルの作成・運用	特別支援学級及び特別支援学校在籍児童生徒のライフサポートファイルの作成・運用	特別支援学級及び特別支援学校在籍児童生徒のライフサポートファイルの作成・運用	特別支援学級及び特別支援学校在籍児童生徒のライフサポートファイルの作成・運用	特別支援学級及び特別支援学校在籍児童生徒のライフサポートファイルの作成・運用	
			特別支援学級及び特別支援学校在籍児童生徒のライフサポートファイルの作成・運用	特別支援学級及び特別支援学校在籍児童生徒のライフサポートファイルの作成・運用	特別支援学級及び特別支援学校在籍児童生徒のライフサポートファイルの作成・運用	特別支援学級及び特別支援学校在籍児童生徒のライフサポートファイルの作成・運用	特別支援学級及び特別支援学校在籍児童生徒のライフサポートファイルの作成・運用		

②保健サービスの充実

事業	内容	担当課 (実施計画事業コード)	実施内容					備考
			H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	
各種健(検)診事業	障害があっても受診しやすい環境づくりに心がけ、基本健康診査および各種がん検診等を受診することができ、自らの健康管理に役立てることができるよう図ります。	健康課 3112-2-02	各種健(検)の実施(胃・大腸・子宮・乳・肺・結核・歯周疾患検診、医療保険未加入者への健康診査、後期高齢者健診)	各種健(検)の実施(胃・大腸・子宮・乳・肺・結核・歯周疾患検診、医療保険未加入者への健康診査、後期高齢者健診)	各種健(検)の実施(胃・大腸・子宮・乳・肺・結核・歯周疾患検診、医療保険未加入者への健康診査、後期高齢者健診)	各種健(検)の実施(胃・大腸・子宮・乳・肺・結核・歯周疾患検診、医療保険未加入者への健康診査、後期高齢者健診)	各種健(検)の実施(胃・大腸・子宮・乳・肺・結核・歯周疾患検診、医療保険未加入者への健康診査、後期高齢者健診)	
			各種集団健(検)診の受診者数(胃:3912人、大腸:4911人、子宮:2090人、乳:2163人、肺がん5490人、肝炎ウイルス検診295人、医療保険未加入者への健康診査:5人、後期高齢者健診:935人、歯周疾患検診:118人)	各種集団健(検)診の受診者数(胃:3801人、大腸:5147人、子宮:2158人、乳:2279人、肺がん5621人、肝炎ウイルス検診322人、医療保険未加入者への健康診査:6人、後期高齢者健診:1015人、歯周疾患検診:112人)	各種集団健(検)診の受診者数(胃:3831人、大腸:5408人、子宮:1909人、乳:2076人、肺がん6458人、肝炎ウイルス検診398人、医療保険未加入者への健康診査:4人、後期高齢者健診:1133人、歯周疾患検診:117人)	各種集団健(検)診の受診者数(胃:3872人、大腸:5630人、子宮:1750人、乳:2229人、肺がん6601人、肝炎ウイルス検診374人、医療保険未加入者への健康診査:3人、後期高齢者健診:1259人、歯周疾患検診:108人)		
		社会福祉課	・健診受診方法及び支援方法について検討	・健診受診方法及び支援方法について検討	・健診受診方法及び支援方法について検討	・健診受診方法及び支援方法について検討	・健診受診方法及び支援方法について検討	
			実施なし	実施なし	実施なし	実施なし		
歯科保健の推進	障害者(児)の口腔機能を維持するため、歯科衛生指導や歯科健康診査を実施します。	健康課	こども発達センター歯科健診の実施 訪問口腔衛生指導の実施	こども発達センター歯科健診の実施 訪問口腔衛生指導の実施	こども発達センター歯科健診の実施 訪問口腔衛生指導の実施	こども発達センター歯科健診の実施 訪問口腔衛生指導の実施	こども発達センター歯科健診の実施 訪問口腔衛生指導の実施	
			・こども発達センター歯科健診及び歯科保健指導の実施 1回、24人実施。	・こども発達センター歯科健診及び歯科保健指導の実施 1回、28人実施。	・こども発達センター歯科健診及び歯科保健指導の実施 1回、29人実施。	・こども発達センター歯科健診及び歯科保健指導の実施 1回、20人実施。		

③医療・リハビリテーションの充実

事業	内容	担当課 (実施計画事業コード)	実施内容					備考
			H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	
生活習慣病予防	健(検)診の受診後、その結果に応じて生活習慣病予防に関する健康教育等を実施し、生活習慣の見直しと改善のための支援を行います。	健康課 3111-1-02	健康教室、講演会などの開催 健(検)診会場等での啓発	健康教室、講演会などの開催 健(検)診会場等での啓発	健康教室、講演会などの開催 健(検)診会場等での啓発	健康教室、講演会などの開催 健(検)診会場等での啓発	健康教室、講演会などの開催 健(検)診会場等での啓発	
			生活習慣病予防教室4日間実施延71人、健康づくり講演会2回延24人、丈夫な骨づくりセミナー10日間延431人、検診結果相談会6回51人、 健(検)診会場等での啓発11828人	生活習慣病予防教室10日間実施延134人、健康づくり講演会1回延17人、丈夫な骨づくりセミナー3日間延78人、 健(検)診会場等での啓発12220人	生活習慣病予防教室10日間実施延135人、健康づくり講演会1回延81人、丈夫な骨づくりセミナー5日間延187人、COPD予防教室5回延124人 健(検)診会場等での啓発6223人	生活習慣病予防教室9日間実施延167人、健康づくり講演会1回延64人、丈夫な骨づくりセミナー6日間延148人、COPD予防教室4回延51人 健(検)診会場等での啓発6252人		
訪問相談体制の充実〔再掲〕	保健師等が障害のある人、難病患者の自宅や市内の福祉作業所等に訪問し、健康管理に必要な相談・保健指導や家族の健康管理、生活および社会復帰に関する相談を行います。	健康課	関係機関との連携による訪問指導の実施 ・精神障害者訪問 実9人/延15人 ・難病疾患者訪問 実1人/延6人	関係機関との連携による訪問指導の実施 ・精神障害者訪問 実5人/延12人 ・難病疾患者訪問 実1人/延1人	関係機関との連携による訪問指導の実施 ・精神障害者訪問 実12人/延30人 ・難病疾患者訪問 実1人/延1人	関係機関との連携による訪問指導の実施 ・精神障害者訪問 実4人/延11人 ・難病疾患者訪問 実1人/延1人	関係機関との連携による訪問指導の実施	健康課事業で把握したケースへの対応が主となっており、ケースの継続支援に必要な場合は関係機関と連携しています。(身体障害者、知的障害者につきましては分類項目を設けていないため件数を計上できません)
		社会福祉課	・訪問相談の実施 ・訪問相談の実施 (精神保健福祉士) 64件	・訪問相談の実施 ・訪問相談の実施 (精神保健福祉士) 70件	・訪問相談の実施 ・訪問相談の実施 (精神保健福祉士) 110件	・訪問相談の実施 ・訪問相談の実施 (精神保健福祉士) 59件	・訪問相談の実施	
健康相談事業	難病患者、障害のある人およびその家族に対し、関係機関等との連携により健康問題に関する相談を実施します。	健康課	健康相談の実施 ・精神障害者面接 実7人/延15人 ・精神障害者電話相談 延15人 ・難病疾患者面接 実1人/延5人 ・難病疾患者電話相談 延べ4人	健康相談の実施 ・精神障害者面接 実4人/延9人 ・精神障害者電話相談 延12人 ・難病疾患者面接 実1人/延3人 ・難病疾患者電話相談 延べ2人	健康相談の実施 ・精神障害者面接 実4人/延11人 ・精神障害者電話相談 延29人 ・難病疾患者面接 実0人/延0人 ・難病疾患者電話相談 延べ0人	健康相談の実施 ・精神障害者面接 実3人/延4人 ・精神障害者電話相談 延33人 ・難病疾患者面接 実1人/延3人 ・難病疾患者電話相談 延べ3人	健康相談の実施	健康課事業で把握したケースへの対応が主となっており、ケースの継続支援に必要な場合は関係機関と連携しています。(身体障害者、知的障害者につきましては分類項目を設けていないため件数を計上できません)
		保健福祉相談室 2206-5-01	保健福祉相談を実施する 障害及び難病の人およびその家族への健康相談 117件	保健福祉相談を実施する 障害及び難病の人およびその家族への健康相談 181件	保健福祉相談を実施する 障害及び難病の人およびその家族への健康相談 158件	保健福祉相談を実施する 障害及び難病の人およびその家族への健康相談 177件	保健福祉相談を実施する	

事業	内容	担当課 (実施計画事業コード)	実施内容					備考
			H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	
難病患者等ホームヘルプサービス	難病患者等の家庭へホームヘルパーを派遣します。	健康課	<ul style="list-style-type: none"> ・制度化の検討 ・制度化の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・制度化の検討 ・制度化の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・廃止 ・実績なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・廃止 ・実績なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・廃止 	
難病患者等日常生活用具給付事業	難病患者等に対し、特殊寝台等の日常生活用具を給付することにより日常生活の便宜を図ります。	社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・給付 ・保健福祉ガイドブックに記事を掲載 ・給付事業実施 給付実績1件 	<ul style="list-style-type: none"> ・給付 ・保健福祉ガイドブックに記事を掲載 ・給付事業実施 給付実績0件 	<ul style="list-style-type: none"> ・給付 ・(社会福祉課へ事務移管) ・保健福祉ガイドブックに記事を掲載 ・給付事業実施 給付実績0件 	<ul style="list-style-type: none"> ・給付 ・保健福祉ガイドブックに記事を掲載 ・給付事業実施 給付実績0件 	<ul style="list-style-type: none"> ・給付 	
医療機関情報等の提供	市民が病院の場所や時間、休診日、急病時の対応などを知り、安心して生活を送れるよう、医療機関の情報を提供します。	健康課	<ul style="list-style-type: none"> ・市広報、ホームページ、健康カレンダーに情報を掲載 ・市ホームページ、健康カレンダー(年1回発行)に医療機関情報を掲載 ・電話等で、医療機関情報の問い合わせに対応(件数は健康相談件数に計上) 	<ul style="list-style-type: none"> ・市広報、ホームページ、健康カレンダーに情報を掲載 				
歯科診療の実施	市歯科医が障害者(児)宅を訪問し歯科健診・診療を行うなど歯科診療を実施するとともに、周知に努めます。	健康課	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問歯科検診・診療の実施(年15回) ・訪問歯科検診・診療の実施 12人16回実施。 ・運営協議会の開催 会議1回開催。 	<ul style="list-style-type: none"> ・廃止 ・事業終了 	<ul style="list-style-type: none"> ・廃止 ・事業終了 	<ul style="list-style-type: none"> ・廃止 ・事業終了 	<ul style="list-style-type: none"> ・廃止 	

第2章 障害のある人の社会活動を支援します

1 就労の促進

①一般就労の促進

事業	内容	担当課 (実施計画事業コード)	実施内容					備考
			H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	
障害者雇用に対する理解の促進	障害者雇用の義務、障害者の職業の安定を中小企業との事業者へ周知するとともに各種支援・助成制度の活用や優遇措置について周知を図ります。	商工振興課	障害者の雇用及び雇用に対する助成制度等の周知を図る。	障害者の雇用及び雇用に対する助成制度等の周知を図る。	障害者の雇用及び雇用に対する助成制度等の周知を図る。	障害者の雇用及び雇用に対する助成制度等の周知を図る。	障害者の雇用及び雇用に対する助成制度等の周知を図る。	
			・公共職業安定所主催の障害者雇用合同面接会の周知 ・市ホームページや商工会、工業団地協議会へパンフレット等を配布し助成金情報を周知	・公共職業安定所主催の障害者雇用合同面接会の周知 ・市ホームページや商工会、工業団地協議会へパンフレット等を配布し助成金情報を周知	・公共職業安定所主催の障害者雇用合同面接会の周知 ・市ホームページや商工会、工業団地協議会へパンフレット等を配布し助成金情報を周知	・公共職業安定所主催の障害者雇用合同面接会の周知 ・市ホームページや商工会、工業団地協議会へパンフレット等を配布し助成金情報を周知		
連携の促進	国・県（公共職業安定所）との連携を図り、相談および情報提供など、きめ細やかに親切かつ適切な対応を図ります。また、養護学校、職業訓練校、事業者等といった関係機関等との十分な連携による相談や指導体制を支援します。	商工振興課	国、県との連携を図り適宜情報提供や精度の相談に対し適切な対応をする。 関係機関と十分な連携を図り相談や指導体制を支援する。	国、県との連携を図り適宜情報提供や精度の相談に対し適切な対応をする。 関係機関と十分な連携を図り相談や指導体制を支援する。	国、県との連携を図り適宜情報提供や精度の相談に対し適切な対応をする。 関係機関と十分な連携を図り相談や指導体制を支援する。	国、県との連携を図り適宜情報提供や精度の相談に対し適切な対応をする。 関係機関と十分な連携を図り相談や指導体制を支援する。	国、県との連携を図り適宜情報提供や精度の相談に対し適切な対応をする。 関係機関と十分な連携を図り相談や指導体制を支援する。	
			・市ホームページや広報等で就業相談できる場所などの周知を実施するとともに、職業紹介所へ直接来所された方に対しては、公共職業安定所の紹介等情報提供	・市ホームページや広報等で就業相談できる場所などの周知を実施するとともに、職業紹介所へ直接来所された方に対しては、公共職業安定所の紹介等情報提供	・市ホームページや広報等で就業相談できる場所などの周知を実施するとともに、職業紹介所へ直接来所された方に対しては、公共職業安定所の紹介等情報提供	・市ホームページや広報等で就業相談できる場所などの周知を実施するとともに、職業紹介所へ直接来所された方に対しては、公共職業安定所の紹介等情報提供		
就労の支援	公共機関等で、一般就労に向け職場実習や体験の機会を提供します。	社会福祉課	・各課と連携、調整 実施なし	・各課と連携、調整 実施なし	・各課と連携、調整 実施なし	・各課と連携、調整 市役所での職場実習の実施(2回)	・各課と連携、調整	

事業	内容	担当課 (実施計画事業コード)	実施内容					備考	
			H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度		
就労援助体制の整備	障害者の雇用を促進するため、関係機関との連携を図り、雇用促進体制について検討し、就労機会の拡大を図ります。	社会福祉課	・関係機関と連携を図る	・関係機関と連携を図る	・関係機関と連携を図る	・関係機関と連携を図る	・関係機関と連携を図る		
			・地域自立支援協議会 就労支援部会において検討	・地域自立支援協議会 就労支援部会において検討	・地域自立支援協議会 就労支援部会において検討、要望書を受理	・地域自立支援協議会 就労支援部会において検討			
就労・生活支援機能の整備	地域生活支援センターなど地域の核となる施設において、障害のある人の就労に関する相談を生活全般の問題も含めて対応・調整できるよう、相談機能の整備を検討します。	社会福祉課	・相談支援事業の委託	・相談支援事業の委託	・相談支援事業の委託	・相談支援事業の委託	・相談支援事業の委託		
			・相談支援事業の委託 (障害者支援センター内)	・相談支援事業の委託 (障害者支援センター内)	・相談支援事業の委託 (障害者支援センター内)	・相談支援事業の委託 (障害者支援センター内)			
公共機関における障害者雇用の推進	市役所、公民館、図書館などの公共施設において、障害のある人の雇用を推進し、法定雇用率以上の雇用に努めます。 公共機関等で、一般就労に向け職場実習や体験の機会を提供します。	総務課	・法定雇用率 2.1% (6人以上)	・法定雇用率 2.1% (6人以上)	・法定雇用率 2.3% (9人以上)	・法定雇用率 2.3% (9人以上)	・法定雇用率 2.3% (9人以上)		
			実績 2.09% (8人)	実績 1.53% (8人)	実績 2.03% (8人)	実績 2.48% (10人)			
		社会福祉課	・関係機関と連携を図る	・関係機関と連携を図る	・関係機関と連携を図る	・関係機関と連携を図る	・関係機関と連携を図る	・関係機関と連携を図る	
			就労支援員による関係機関訪問、一般企業の職場実習奨励金の交付 2件	就労支援員による関係機関訪問、一般企業の職場実習奨励金の交付 4件	就労支援員による関係機関訪問	就労支援員による関係機関訪問、市役所において職場実習の開催、一般企業の職場実習奨励金の交付 4件			

②福祉的就労の促進

事業	内容	担当課 (実施計画事業コード)	実施内容					備考
			H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	
福祉施設整備推進事業〔再掲〕	検討委員会を設置し、通所施設の整備を促進するとともに、地域生活支援センター、地域作業所、グループホーム等の福祉施設整備支援を行います。	社会福祉課	・精神障害者共同作業所への補助 ・知的障害者通所施設誘致検討 ・市内生活ホーム運営費補助 ・地域生活支援センター相談員配置事業	・知的障害者通所施設誘致検討 ・市内生活ホーム運営費補助 ・地域生活支援センター相談員配置事業	・知的障害者通所施設誘致検討 ・市内生活ホーム運営費補助 ・地域生活支援センター相談員配置事業	・知的障害者通所施設誘致検討 ・市内生活ホーム運営費補助 ・地域生活支援センター相談員配置事業	・知的障害者通所施設誘致検討 ・市内生活ホーム運営費補助 ・地域生活支援センター相談員配置事業	
			・地域活動支援センターへの補助	・地域活動支援センターへの補助 ・	・地域活動支援センターへの補助	・地域活動支援センターへの補助 ・グループホーム補助金に交付により支援 1件		

2 社会参加の促進

①当事者参画の促進

事業	内容	担当課 (実施計画事業コード)	実施内容					備考
			H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	
多様な活動の機会と、外出支援の実施	障害のある人のニーズに合わせて、コミュニケーション支援事業、ボランティアなどを活用して介助者を派遣し、さまざまな活動に参加する機会を提供します。	社会福祉課	・手話通訳の派遣	・手話通訳の派遣	・手話通訳の派遣	・手話通訳の派遣	・手話通訳の派遣	
			・手話通訳の派遣 53件	・手話通訳の派遣 53件	・手話通訳の派遣 43件	・手話通訳の派遣 39件		
まちづくりへの参画の推進	障害のある人からの情報や生の声を聴くために市政懇談会を開催するほか、各種シンポジウムおよび講演会に障害者の参加を促し、市政への参画を促進します。また、障害のある人やその家族の声を各種施策に的確に反映するため、市と当事者が一緒になり、計画の策定や進捗状況の把握に努めます。	市社会福祉協議会	・ガイドヘルパーの派遣	・ガイドヘルパーの派遣	・ガイドヘルパーの派遣	・ガイドヘルパーの派遣	・ガイドヘルパーの派遣	
			登録 20人 利用 269件 776.5時間	登録 18人 利用 187件 514時間	登録 19人 利用 204件 550.5時間	登録 20人 利用 211件 575時間1		
まちづくりへの参画の推進	障害のある人からの情報や生の声を聴くために市政懇談会を開催するほか、各種シンポジウムおよび講演会に障害者の参加を促し、市政への参画を促進します。また、障害のある人やその家族の声を各種施策に的確に反映するため、市と当事者が一緒になり、計画の策定や進捗状況の把握に努めます。	関係各課 (保健福祉相談室)	・相談支援業務で得た情報を関係者に伝える（当事者が直接意見を表明できない場合の代弁をする）	・相談支援業務で得た情報を関係者に伝える（当事者が直接意見を表明できない場合の代弁をする）	・相談支援業務で得た情報を関係者に伝える（当事者が直接意見を表明できない場合の代弁をする）	・相談支援業務で得た情報を関係者に伝える（当事者が直接意見を表明できない場合の代弁をする）	・相談支援業務で得た情報を関係者に伝える（当事者が直接意見を表明できない場合の代弁をする）	
			保健福祉相談から担当部署へ情報提供：0件	保健福祉相談から担当部署へ情報提供：1件	保健福祉相談から担当部署へ情報提供：0件	保健福祉相談から担当部署へ情報提供：0件		

②当事者団体の育成支援

事業	内容	担当課 (実施計画事業コード)	実施内容					備考	
			H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度		
障害者団体の育成	障害のある人が自立して生活していくために障害者団体の果たす役割が大きいことから、「地域福祉センター」を中心として、団体の活動の場の提供や育成を図ります。	社会福祉課	・身体障害者福祉センターの部屋の貸出	・身体障害者福祉センターの部屋の貸出	・身体障害者福祉センターの部屋の貸出	・身体障害者福祉センターの部屋の貸出	・身体障害者福祉センターの部屋の貸出		
			・身体障害者福祉センターの部屋の貸出実施 登録団体数 6団体	・身体障害者福祉センターの部屋の貸出実施 登録団体数 10団体	・身体障害者福祉センターの部屋の貸出実施 登録団体数 8団体	・身体障害者福祉センターの部屋の貸出実施 登録団体数 10団体			
		社会福祉協議会	・地域福祉センターの部屋の貸出	・地域福祉センターの部屋の貸出	・地域福祉センターの部屋の貸出	・地域福祉センターの部屋の貸出	・地域福祉センターの部屋の貸出	・地域福祉センターの部屋の貸出	
			・地域福祉センターの部屋の貸出	・地域福祉センターの部屋の貸出	・地域福祉センターの部屋の貸出	・地域福祉センターの部屋の貸出	・地域福祉センターの部屋の貸出		
団体間のネットワークづくり	当事者団体相互の連携の強化とネットワークづくりを支援します。	社会福祉課	・心身障害者連協協議会補助金の交付（5団体）	・心身障害者連協協議会補助金の交付（5団体）	・心身障害者連協協議会補助金の交付（5団体）	・心身障害者連協協議会補助金の交付（5団体）	・心身障害者連協協議会補助金の交付（5団体）		
			・心身障害者連協協議会補助金の交付（5団体） 補助金額 420,000円 ・チャレンジパーソンズスポーツ大会 ・交流会	・心身障害者連協協議会補助金の交付（5団体） 補助金額 420,000円 ・チャレンジパーソンズスポーツ大会 ・交流会	・心身障害者連協協議会補助金の交付（5団体） 補助金額 420,000円 ・チャレンジパーソンズスポーツ大会 ・交流会	・心身障害者連協協議会補助金の交付（5団体） 補助金額 420,000円 ・チャレンジパーソンズスポーツ大会 ・交流会			

③スポーツ・文化芸術活動等の促進

事業	内容	担当課 (実施計画事業コード)	実施内容					備考		
			H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度			
スポーツ・文化等の活動の促進	行事、講座、教室など障害のある人のスポーツ・文化活動を促進し、指導者の育成、施設のバリアフリー化、援助者の配置、外出支援など障害者の参加・利用促進を図ります。	生涯学習課	・障害者も気軽に参加しやすい講座、教室の充実 ・サークル活動への参加相談 ・学校体育施設の開放	・障害者も気軽に参加しやすい講座、教室の充実 ・サークル活動への参加相談 ・学校体育施設の開放	・障害者も気軽に参加しやすい講座、教室の充実 ・サークル活動への参加相談 ・学校体育施設の開放	・障害者も気軽に参加しやすい講座、教室の充実 ・サークル活動への参加相談 ・学校体育施設の開放	・障害者も気軽に参加しやすい講座、教室の充実 ・サークル活動への参加相談 ・学校体育施設の開放	・障害者も気軽に参加しやすい講座、教室の充実 ・サークル活動への参加相談 ・学校体育施設の開放 ・障害児者スポーツクラブの活動支援		
			チャレンジパーソンズスポーツへの体育指導委員の派遣 (事業中止)	チャレンジパーソンズスポーツへのスポーツ推進委員の派遣	チャレンジパーソンズスポーツへのスポーツ推進委員の派遣	チャレンジパーソンズスポーツへのスポーツ推進委員の派遣	チャレンジパーソンズスポーツへのスポーツ推進委員の派遣 障害児者スポーツクラブ設立支援			
		文化課 (文化センター)	文化センター施設の維持管理 (エレベーター(点字)、図書館側・ホール側入口スロープ、案内ブロック、車いす用トイレ、身障者用駐車場)	文化センター施設の維持管理 (エレベーター(点字)、図書館側・ホール側入口スロープ、案内ブロック、車いす用トイレ、身障者用駐車場)	←修正しました。 修正前： [担当課] 文化課 [実施内容] エレベーター(点字)、図書館側・ホール側入口スロープ、案内ブロック、車椅子用トイレ、身障者用駐車場の維持管理					
			文化センター施設の維持管理 (エレベーター(点字)、図書館側・ホール側入口スロープ、案内ブロック、車いす用トイレ、身障者用駐車場)							
		社会福祉課	・チャレンジパーソンズスポーツの実施 ・スポーツ、レクリエーション、文化活動の支援	・チャレンジパーソンズスポーツの実施 ・スポーツ、レクリエーション、文化活動の支援	・チャレンジパーソンズスポーツの実施 ・スポーツ、レクリエーション、文化活動の支援	・チャレンジパーソンズスポーツの実施 ・スポーツ、レクリエーション、文化活動の支援	・チャレンジパーソンズスポーツの実施 ・スポーツ、レクリエーション、文化活動の支援	・チャレンジパーソンズスポーツの実施 ・スポーツ、レクリエーション、文化活動の支援	・チャレンジパーソンズスポーツの実施 ・スポーツ、レクリエーション、文化活動の支援	
			・チャレンジパーソンズスポーツの実施	・チャレンジパーソンズスポーツの実施	・チャレンジパーソンズスポーツの実施	・チャレンジパーソンズスポーツの実施	・チャレンジパーソンズスポーツの実施	・チャレンジパーソンズスポーツの実施		
		子育て支援課 1121-2-01	児童館事業の開催に障害児親子も参加を呼びかける。	児童館事業の開催に障害児親子も参加を呼びかける。	児童館事業の開催に障害児親子も参加を呼びかける。	児童館事業の開催に障害児親子も参加を呼びかける。	児童館事業の開催に障害児親子も参加を呼びかける。	児童館事業の開催に障害児親子も参加を呼びかける。	児童館事業の開催に障害児親子も参加を呼びかける。	
			年齢に応じた事業を行っており、健常児、障害児と分けることなく受け入れている。	年齢に応じた事業を行っており、健常児、障害児と分けることなく受け入れている。	年齢に応じた事業を行っており、健常児、障害児と分けることなく受け入れている。	年齢に応じた事業を行っており、健常児、障害児と分けることなく受け入れている。	年齢に応じた事業を行っており、健常児、障害児と分けることなく受け入れている。	年齢に応じた事業を行っており、健常児、障害児と分けることなく受け入れている。		

3 障害児保育・教育の充実

①早期療育・保育の充実

事業	内容	担当課 (実施計画事業コード)	実施内容					備考
			H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	
療育相談・指導の実施〔再掲〕	発達障害児および発達障害の疑いのある児童に対して、基本的な生活習慣や社会性を習得できるよう、療育・医療相談、他機関との連携等個々に必要な指導や支援を行います。	子育て支援課	<ul style="list-style-type: none"> 発達障害のある児童及び発達障害の疑いのある児童に対し、基本的な生活習慣や理解力、言語、社会性の習得を目的とした個別及びグループ指導等を行い、心身の発達を促す。 集団指導、個別指導の実施 療育相談の実施 					
			契約児 166名 グループ利用児 65名 個別指導利用児 101名 延べ利用人数 5785名 グループ利用延べ人数 2532名 個別指導延べ人数 3253名	契約児 179名 グループ利用児 80名 個別指導利用児 99名 延べ利用人数 6636名 グループ利用延べ人数 3070名 個別指導延べ人数 3566名	契約児 204名 グループ利用児 92名 個別指導利用児 112名 延べ利用人数 7847名 グループ利用延べ人数 3894名 個別指導延べ人数 3953名	契約児 222名 グループ利用児 102名 個別指導利用児 120名 延べ利用人数 6206名 グループ利用延べ人数 3180名 個別指導延べ人数 3026名		
保育園における受け入れ体制の推進	公立保育園における障害児の受け入れ体制の充実に努め、障害児が自立していけるよう一人ひとりの個性や適性に応じた保育を行い、可能性を最大限に伸ばします。	保育課	公立保育園での受け入れ	公立保育園での受け入れ	公立保育園での受け入れ	公立保育園での受け入れ	公立保育園での受け入れ	
			<ul style="list-style-type: none"> 公立保育園での受け入れ 2歳児 1名 3歳児 1名 4歳児 4名 5歳児 6名 	<ul style="list-style-type: none"> 公立保育園での受け入れ 3歳児 3名 4歳児 4名 5歳児 5名 	<ul style="list-style-type: none"> 公立保育園での受け入れ 0歳児 2名 1歳児 1名 3歳児 6名 4歳児 4名 5歳児 5名 	<ul style="list-style-type: none"> 公立保育園での受け入れ 0歳児 1名 1歳児 2名 2歳児 2名 4歳児 7名 5歳児 4名 		
療育システムの検討〔再掲〕	障害のある乳幼児やその保護者が、必要な支援を一貫して継続的に受けられるようにするため、関係機関と連携を図り、体制整備に向けて検討を行います。	社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 療育システム検討組織での検討 関係課・関係機関との連携 一貫した相談体制の施行 					
			体制を整備し実施	体制を整備し実施	体制を整備し実施	体制を整備し実施		

事業	内容	担当課 (実施計画事業コード)	実施内容					備考
			H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	
		健康課	ライフサポートファイルの検討・作成 ライフサポートファイル利用者の乳幼児健診時の情報提供 関係機関との会議等への参加	ライフサポートファイルの検討・作成 ライフサポートファイル利用者の乳幼児健診時の情報提供 関係機関との会議等への参加	ライフサポートファイルの検討・作成 ライフサポートファイル利用者の乳幼児健診時の情報提供 関係機関との会議等への参加	ライフサポートファイルの検討・作成 ライフサポートファイル利用者の乳幼児健診時の情報提供 関係機関との会議等への参加	ライフサポートファイルの検討・作成 ライフサポートファイル利用者の乳幼児健診時の情報提供 関係機関との会議等への参加	
			・会議への参加 ・希望する保護者への情報提供	・会議への参加 ・希望する保護者への情報提供	・会議への参加 ・希望する保護者への情報提供	・会議への参加 ・希望する保護者への情報提供	・会議への参加 ・希望する保護者への情報提供	
		子育て支援課	・関係機関での調査検討	・関係機関での調査検討	・関係機関での調査検討	・関係機関での調査検討	・関係機関での調査検討	
			会議への参加	会議への参加	会議への参加	会議への参加	会議への参加	
		学校教育課	特別支援学級及び特別支援学校在籍児童生徒のライフサポートファイルの作成・運用	特別支援学級及び特別支援学校在籍児童生徒のライフサポートファイルの作成・運用	特別支援学級及び特別支援学校在籍児童生徒のライフサポートファイルの作成・運用	特別支援学級及び特別支援学校在籍児童生徒のライフサポートファイルの作成・運用	特別支援学級及び特別支援学校在籍児童生徒のライフサポートファイルの作成・運用	
			特別支援学級及び特別支援学校在籍児童生徒のライフサポートファイルの作成・運用	特別支援学級及び特別支援学校在籍児童生徒のライフサポートファイルの作成・運用	特別支援学級及び特別支援学校在籍児童生徒のライフサポートファイルの作成・運用	特別支援学級及び特別支援学校在籍児童生徒のライフサポートファイルの作成・運用	特別支援学級及び特別支援学校在籍児童生徒のライフサポートファイルの作成・運用	

②学校教育の推進

事業	内容	担当課 (実施計画事業コード)	実施内容					備考
			H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	
就学相談の充実	一人ひとりの障害、能力、適性等に応じた教育ができるよう、相談体制の整備を図り、適切な就学相談を行います。	学校教育課 1203-2-01	<ul style="list-style-type: none"> 就学指導委員会 特別支援教育巡回指導員による巡回 	<ul style="list-style-type: none"> 就学指導委員会 特別支援教育巡回指導員による巡回 				
			<ul style="list-style-type: none"> 就学指導委員会を3回開催 (全小中学校、特別支援学校) 特別支援教育巡回指導員は、派遣要請に応じて、随時巡回 					
教職員の研修の充実	教職員の障害者(児)理解を深めるため、研修等の充実を図ります。また、個別支援学級の担任について各種研修を充実させ、担当教諭の資質の向上に努めます。	学校教育課 1203-1-09	特別支援教育コーディネーター会議、個別支援学級担任者会議の開催	特別支援教育コーディネーター会議、個別支援学級担任者会議の開催	特別支援教育コーディネーター会議、個別支援学級担任者会議の開催	特別支援教育コーディネーター会議、個別支援学級担任者会議の開催	特別支援教育コーディネーター会議、個別支援学級担任者会議の開催	
			<ul style="list-style-type: none"> 特別支援教育コーディネーター研修1回実施 個別支援学級担任研修3回実施 					
個別支援学級の充実	障害の種類や程度に応じた教育ができるよう、施設・設備の充実や学級の開設を図り、必要に応じて介助員を配置します。	学校教育課 1203-1-04	個別支援学級介助員 10人配置	個別支援学級介助員 13人配置	個別支援学級介助員 13人配置	個別支援学級介助員 13人配置	個別支援学級介助員 13人配置	
			個別支援学級介助員 10人配置	個別支援学級介助員 15人配置	個別支援学級介助員 15人配置	個別支援学級介助員 19人配置		

事業	内容	担当課 (実施計画事業コード)	実施内容					備考
			H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	
通級指導の充実	言語に軽度の障害のある児童が、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害の状態に応じて特別な指導を受けることができる場（通級指導教室）の充実を図ります。	学校教育課	通級指導教室に自家用車で通う児童の保護者に対するガソリン代を補助する	通級指導教室に自家用車で通う児童の保護者に対するガソリン代を補助する	通級指導教室に自家用車で通う児童の保護者に対するガソリン代を補助する	通級指導教室に自家用車で通う児童の保護者に対するガソリン代を補助する	通級指導教室に自家用車で通う児童の保護者に対するガソリン代を補助する	
			通級指導教室に自家用車で通う児童の保護者に対するガソリン代を補助した。 対象者 4人	通級指導教室に自家用車で通う児童の保護者に対するガソリン代を補助した。 対象者 7人	通級指導教室に自家用車で通う児童の保護者に対するガソリン代等を補助した。 対象者5人 内公共交通機関1人	通級指導教室に自家用車で通う児童の保護者に対するガソリン代等を補助した。 対象者6人 内公共交通機関1人		
交流教育の充実	障害のある児童・生徒と通常の学級の児童・生徒との交流教育を推進します。	学校教育課	各学校の計画による交流教育の推進	各学校の計画による交流教育の推進	各学校の計画による交流教育の推進	各学校の計画による交流教育の推進	各学校の計画による交流教育の推進	
			・我孫子特別支援学校在籍児童の居住地交流の実施 ・校内での交流活動の実施(全児童・生徒実施)	・我孫子特別支援学校在籍児童の居住地交流の実施 ・校内での交流活動の実施(全児童・生徒実施)	・我孫子特別支援学校在籍児童の居住地交流の実施 ・校内での交流活動の実施(全児童・生徒実施)	・我孫子特別支援学校在籍児童の居住地交流の実施 ・校内での交流活動の実施(全児童・生徒実施)	・我孫子特別支援学校在籍児童の居住地交流の実施 ・校内での交流活動の実施(全児童・生徒実施)	
障害者理解の推進	小中学校において、障害者理解を図るため、ボランティア活動や福祉活動などの充実を図り、障害者理解の学習や障害のある人との交流教育を進めるなどの福祉教育を推進します。	学校教育課	講座の開催（教育センター室が主催） 交流教育の実施	講座の開催（教育センター室が主催） 交流教育の実施	講座の開催（教育センター室が主催） 交流教育の実施	講座の開催（教育センター室が主催） 交流教育の実施	講座の開催（教育センター室が主催） 交流教育の実施	
			・各学校の計画により、人権教育及び障害児との交流活動を実施 ・3講座3回の実施	・各学校の計画により、人権教育及び障害児との交流活動を実施 ・3講座3回の実施	・各学校の計画により、人権教育及び障害児との交流活動を実施 ・3講座3回の実施	・各学校の計画により、人権教育及び障害児との交流活動を実施 ・3講座3回の実施	・各学校の計画により、人権教育及び障害児との交流活動を実施 ・3講座3回の実施	

③放課後対策の充実

事業	内容	担当課 (実施計画事業コード)	実施内容					備考
			H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	
学童保育への受け入れ体制の整備	指導員を加配して障害児を学童保育所で受け入れ、健全育成を図ります。	保育課 1102-1-02	学童保育所への障害児の受け入れ体制の整備	学童保育所への障害児の受け入れ体制の整備	学童保育所への障害児の受け入れ体制の整備	学童保育所への障害児の受け入れ体制の整備	学童保育所への障害児の受け入れ体制の整備	
			・障害児の受入れ 8人(6学童)	・障害児の受入れ 8人(6学童)	・障害児の受入れ 6人(5学童)	・障害児の受入れ 6人(4学童)		
放課後対策事業の実施	養護学校児童など障害のある中高生へ放課後の活動場所を提供するため、障害者支援センターでの受入を検討します。	社会福祉課	・基準該当児童デイサービス事業の実施	・基準該当児童デイサービス事業の実施	・基準該当児童デイサービス事業の実施	・基準該当児童デイサービス事業の実施	・基準該当児童デイサービス事業の実施	
			・放課後対策事業を行う団体への事業費補助 1団体	・放課後対策事業を行う団体への事業費補助 1団体	・放課後対策事業を行う団体への事業費補助 1団体	・放課後対策事業を行う団体への事業費補助 1団体		

第3章 人にやさしいまちづくりを推進します

1 権利擁護体制の充実

①権利擁護体制の充実

事業	内容	担当課 (実施計画事業コード)	実施内容					備考	
			H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度		
人権擁護のための活動の強化	人権意識の普及高揚を図るための啓発や人権擁護委員による人権相談を実施します。また、障害のある人の人権を守るための各種施策を行います。	企画政策課 2308-1-01	・人権週間での啓発事業（啓発物資の配布、 ・小中学生への人権標語、作文の募集（年1回） ・人権相談開催（月1回）	・人権週間での啓発事業（啓発物資の配布、 ・小中学生への人権標語、作文の募集（年1回） ・人権相談開催（月1回）	・人権週間での啓発事業（啓発物資の配布、 ・小中学生への人権標語、作文の募集（年1回） ・人権相談開催（月1回）	・人権週間での啓発事業（啓発物資の配布、 ・小中学生への人権標語、作文の募集（年1回） ・人権相談開催（月1回）	・人権週間での啓発事業（啓発物資の配布、 ・小中学生への人権標語、作文の募集（年1回） ・人権相談開催（月1回）		
			・人権週間での啓発事業（啓発物資の配布、 ・小中学生への人権標語、作文の募集（年1回） ・人権相談開催（月1回）※8月を除く	・人権週間での啓発事業（啓発物資の配布、 ・小中学生への人権標語、作文の募集（年1回） ・人権相談開催（月1回）※8月を除く	・人権週間での啓発事業（啓発物資の配布、 ・小中学生への人権標語、作文の募集（年1回） ・人権相談開催（月1回）※8月を除く	・人権週間での啓発事業（啓発物資の配布、 ・小中学生への人権標語、作文の募集（年1回） ・人権相談開催（月1回）※8月を除く ・人権教室開催			
		社会福祉課	・関係機関との連携	・関係機関との連携	・関係機関との連携	・関係機関との連携	・関係機関との連携		
			・後見制度利用者ケース会議参加	・後見制度利用者ケース会議参加	・後見制度利用者ケース会議参加	・後見制度利用者ケース会議参加			

事業	内容	担当課 (実施計画事業コード)	実施内容					備考	
			H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度		
成年後見制度の普及	意思表示の困難な障害のある人の権利を擁護するため、成年後見制度の普及と利用の支援に努めます。	社会福祉課	・成年後見制度の相談及び周知普及 ・助成の実施 ・成年後見制度利用促進事業予算計上助成なし	・成年後見制度の相談及び周知普及 ・助成の実施 ・成年後見制度利用促進事業予算計上実施なし	・成年後見制度の相談及び周知普及 ・助成の実施 ・成年後見制度利用促進事業助成実施なし	・成年後見制度の相談及び周知普及 ・助成の実施 ・成年後見制度利用促進事業助成実施1件	・成年後見制度の相談及び周知普及 ・助成の実施		
		地域包括支援センター	・成年後見制度や相談窓口に関する周知普及。研修等による職員の資質向上	・成年後見制度や相談窓口に関する周知普及。研修等による職員の資質向上	・成年後見制度や相談窓口に関する周知普及。研修等による職員の資質向上	・成年後見制度や相談窓口に関する周知普及。研修等による職員の資質向上	・成年後見制度や相談窓口に関する周知普及。研修等による職員の資質向上	・成年後見制度や相談窓口に関する周知普及。研修等による職員の資質向上	
		市のホームページやパンフレットによる相談窓口の周知 ・外部研修への参加(1回) ・周知啓発講演会の実施(全5回)	市のホームページやパンフレットによる相談窓口の周知 ・外部研修への参加(3回)及び内部研修の実施(1回) ・周知啓発講演会の実施(全5回)	市のホームページやパンフレットによる相談窓口の周知 ・外部研修への参加(1回) ・周知啓発講演会の実施(全3回)なるほど行政講座など講座の実施(全4回)	市のホームページやパンフレットによる相談窓口の周知 ・外部研修への参加(1回) ・関係者向け研修の実施(1回) ・周知啓発講演会の実施(全4回) ・報酬助成の実施 なるほど行政講座(1回)				
日常生活自立支援事業の促進	在宅で日常生活を送る上で、十分な判断ができない方や、体の自由がきかない方が地域で安心して生活できるように支援する「日常生活自立支援事業」を促進します	市社会福祉協議会	・日常生活自立支援事業そのものや相談窓口に関する普及・研修等による生活支援の資質の向上	・日常生活自立支援事業そのものや相談窓口に関する普及・研修等による生活支援の資質の向上	・日常生活自立支援事業そのものや相談窓口に関する普及・研修等による生活支援の資質の向上	・日常生活自立支援事業そのものや相談窓口に関する普及・研修等による生活支援の資質の向上	・日常生活自立支援事業そのものや相談窓口に関する普及・研修等による生活支援の資質の向上		
			利用者数 3名 生活支援員 3名 登録支援員 5名	利用者数 3名 生活支援員 3名 登録支援員 8名	利用者数 4名 生活支援員 2名 登録支援員 9名	利用者数 7名 生活支援員 2名 登録支援員 8名			

②障害者虐待防止対策の推進

事業	内容	担当課 (実施計画事業コード)	実施内容					備考	
			H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度		
高齢者・障害者の虐待防止対策	高齢者や障害のある人への虐待を防止するため、暴力対策ネットワーク会議での対応や相談・支援により、虐待の防止、早期対応に努めます。	社会福祉課	・虐待防止対策の実施	・虐待防止対策の実施	・虐待防止対策の実施	・虐待防止対策の実施	・虐待防止対策の実施		
			・暴力対策ネットワーク会議への参加 (年6回)						
		地域包括支援センター	・虐待に対する相談支援 ・暴力対策ネットワーク会議への参加 (年12回)		・虐待に対する相談支援 ・暴力対策ネットワーク会議への参加 (年12回)				
			・虐待に対する相談支援 (実績：相談支援延件数 276件) ・暴力対策ネットワーク会議への参加 (年6回)	・虐待に対する相談支援 (実績：相談支援延件数 297件) ・暴力対策ネットワーク会議への参加 (年6回)	・虐待に対する相談支援 (実績：相談支援延件数 358件) ・暴力対策ネットワーク会議への参加 (年6回)	・虐待に対する相談支援 (実績：相談支援延件数 311件) ・暴力対策ネットワーク会議への参加 (年6回)	・虐待に対する相談支援 (実績：相談支援延件数 311件) ・暴力対策ネットワーク会議への参加 (年6回)		
		保健福祉相談室	・「家庭等における暴力対策ネットワーク会議」により相談支援の進行管理を行う	・「家庭等における暴力対策ネットワーク会議」により相談支援の進行管理を行う	・「家庭等における暴力対策ネットワーク会議」により相談支援の進行管理を行う	・「家庭等における暴力対策ネットワーク会議」により相談支援の進行管理を行う	・「家庭等における暴力対策ネットワーク会議」により相談支援の進行管理を行う		・「家庭等における暴力対策ネットワーク会議」により相談支援の進行管理を行う
			・ネットワーク会議の実施：年6回 ・ネットワーク担当者会議対応件数：35件	・ネットワーク会議の実施：年6回 ・ネットワーク会議対応件数：27件	・ネットワーク会議の実施：年6回 ・ネットワーク会議対応件数：33件	・ネットワーク会議の実施：年6回 ・ネットワーク会議対応件数：39件	・ネットワーク会議の実施：年6回 ・ネットワーク会議対応件数：39件		

③苦情対応体制の整備

事業	内容	担当課 (実施計画事業コード)	実施内容					備考
			H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	
苦情対応体制の推進	利用者支援体制の中で、福祉サービスの利用に関する苦情に適切な対応ができるよう、地域の各関係機関と協力して利用者の意向を的確に把握し、苦情の解決に努めるとともに、必要に応じてサービス提供事業者に助言と指導を行います。	保健福祉相談室	<ul style="list-style-type: none"> リーフレットの配布、ポスターの掲示、広報掲載により、利用者に制度を周知する。 各施設の苦情受付担当者、苦情解決責任者を対象とした会議を実施し、制度の理解を深める。 苦情相談員による、苦情相談受付日を設ける。 苦情相談員による連絡会議を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> リーフレットの配布、ポスターの掲示、広報掲載により、利用者に制度を周知する。 各施設の苦情受付担当者、苦情解決責任者を対象とした会議を実施し、制度の理解を深める。 苦情相談員による、苦情相談受付日を設ける。 苦情相談員による連絡会議を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> リーフレットの配布、ポスターの掲示、広報掲載により、利用者に制度を周知する。 各施設の苦情受付担当者、苦情解決責任者を対象とした会議を実施し、制度の理解を深める。 苦情相談員による、苦情相談受付日を設ける。 苦情相談員による連絡会議を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> リーフレットの配布、ポスターの掲示、広報掲載により、利用者に制度を周知する。 各施設の苦情受付担当者、苦情解決責任者を対象とした会議を実施し、制度の理解を深める。 苦情相談員による、苦情相談受付日を設ける。 苦情相談員による連絡会議を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> リーフレットの配布、ポスターの掲示、広報掲載により、利用者に制度を周知する。 各施設の苦情受付担当者、苦情解決責任者を対象とした会議を実施し、制度の理解を深める。 苦情相談員による、苦情相談受付日を設ける。 苦情相談員による連絡会議を実施する。 	
			<ul style="list-style-type: none"> ポスター掲示、リーフ配布等による事業周知を実施した。 苦情受理件数：0件 苦情相談員による苦情相談1回開催 苦情相談連絡会議1回開催 	<ul style="list-style-type: none"> ポスター掲示、リーフ配布等による事業周知を実施した。 苦情受理件数：0件 苦情相談員による苦情相談1回開催 苦情相談連絡会議1回開催 	<ul style="list-style-type: none"> ポスター掲示、リーフ配布等による事業周知を実施した。 苦情受理件数：0件 苦情相談員による苦情相談1回開催 苦情相談連絡会議1回開催 	<ul style="list-style-type: none"> ポスター掲示、リーフ配布等による事業周知を実施した。 苦情受理件数：1件 苦情相談員による苦情相談1回開催 苦情相談連絡会議1回開催 		
			<ul style="list-style-type: none"> 苦情対応について周知 					
		社会福祉課（身体障害者福祉センター）	<ul style="list-style-type: none"> 苦情対応について周知 					
			<ul style="list-style-type: none"> 苦情対応についてポスター掲示及び個別通知（年1回）により周知 					
			<ul style="list-style-type: none"> 苦情対応について周知 					

2 福祉活動の促進

①啓発活動の充実

事業	内容	担当課 (実施計画事業コード)	実施内容					備考
			H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	
障害者理解の啓発促進	広報紙等による理解促進や講演会・研修会等の開催、福祉サマースクールなどにより障害理解のための情報を市民に伝え、障害者理解の啓発促進を図ります。	社会福祉課	・職員を対象に研修を実施	・職員を対象に研修を実施	・職員を対象に研修を実施	・職員を対象に研修を実施	・職員を対象に研修を実施	
			実施なし	実施なし	実施なし	実施なし		
	保健福祉相談室 103-14	窓口相談、電話相談、会議など、全ての業務の中で障害理解を促進する情報を提供する。	窓口相談、電話相談、会議など、全ての業務の中で障害理解を促進する情報を提供する。	窓口相談、電話相談、会議など、全ての業務の中で障害理解を促進する情報を提供する。	窓口相談、電話相談、会議など、全ての業務の中で障害理解を促進する情報を提供する。	窓口相談、電話相談、会議など、全ての業務の中で障害理解を促進する情報を提供する。	窓口相談、電話相談、会議など、全ての業務の中で障害理解を促進する情報を提供する。	※目標値の設定が難しいため、設定せず。
		必要に応じて情報提供した。	必要に応じて情報提供した。	必要に応じて情報提供した。	必要に応じて情報提供した。			
	子育て支援課 1115-1-02	関係機関の発達障害に関する理解や知識向上を目的とした、専門職による講演会の実施	関係機関の発達障害に関する理解や知識向上を目的とした、専門職による講演会の実施	関係機関の発達障害に関する理解や知識向上を目的とした、専門職による講演会の実施	関係機関の発達障害に関する理解や知識向上を目的とした、専門職による講演会の実施	関係機関の発達障害に関する理解や知識向上を目的とした、専門職による講演会の実施	関係機関の発達障害に関する理解や知識向上を目的とした、専門職による講演会の実施	
			講師との日程が合わず中止	H25. 10. 18 佐島 毅先生	H26. 9. 1 54名参加 うめだあけぼの学園 作業療法士酒井康年先生 「発達につまづきをもつ子どもについて」			
	健康課	ポスター掲示やHP、広報を活用した周知	ポスター掲示やHP、広報を活用した周知	ポスター掲示やHP、広報を活用した周知	ポスター掲示やHP、広報を活用した周知	ポスター掲示やHP、広報を活用した周知	ポスター掲示やHP、広報を活用した周知	
		実績なし	実績なし	実績なし	実績なし			
	市社会福祉協議会	・各種ボランティア養成講座の開催	・各種ボランティア養成講座の開催	・各種ボランティア養成講座の開催	・各種ボランティア養成講座の開催	・各種ボランティア養成講座の開催	・各種ボランティア養成講座の開催	
		傾聴ボランティア、認知症サポーター、点字ボランティア、手話、災害ボランティア、保育ボランティア、音声訳の各養成講座を開催。	傾聴ボランティア、認知症サポーター、点字ボランティア、手話、災害ボランティア、保育ボランティア、音声訳の各養成講座を開催。	傾聴ボランティア、認知症サポーター、点字ボランティア、手話、災害ボランティア、保育ボランティア、音声訳の各養成講座を開催。	傾聴ボランティア、認知症サポーター、点字ボランティア、手話、災害ボランティア、保育ボランティア、音声訳の各養成講座を開催。	傾聴ボランティア、認知症サポーター、点字ボランティア、手話、災害ボランティア、保育ボランティア、音声訳の各養成講座を開催。		

事業	内容	担当課 (実施計画事業コード)	実施内容					備考
			H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	
障害者週間行事の開催	「障害者週間」(12月3日～9日)にあわせて障害者週間行事の開催に取り組みます。	社会福祉課	・身体障害者福祉センター作品展示	・身体障害者福祉センター作品展示	・身体障害者福祉センター作品展示	・身体障害者福祉センター作品展示	・身体障害者福祉センター作品展示	
			・身体障害者福祉センター作品展示(保健福祉センター1階ホール)	・身体障害者福祉センター作品展示(保健福祉センター1階ホール)	・身体障害者福祉センター作品展示(保健福祉センター1階ホール)	・身体障害者福祉センター作品展示(保健福祉センター1階ホール)	・身体障害者福祉センター作品展示(保健福祉センター1階ホール)	
職員等の研修機会の充実	職員および教職員を対象とした、障害に関する研修への参加機会を設け、その充実を図ります。	総務課	・職員を対象に研修を実施	・職員を対象に研修を実施	・職員を対象に研修を実施	・職員を対象に研修を実施	・職員を対象に研修を実施	
			・職員を対象に研修の実施について検討	・職員を対象に研修の実施について検討	・職員を対象に研修の実施について検討	・職員を対象に研修の実施について検討	・職員を対象に研修の実施について検討	
		社会福祉課	・職員を対象に研修を実施	・職員を対象に研修を実施	・職員を対象に研修を実施	・職員を対象に研修を実施	・職員を対象に研修を実施	
			実施について検討	実施について検討	実施について検討	実施について検討	実施について検討	
		教育センター室 2-1-1	教職員研修の実施	教職員研修の実施	教職員研修の実施	教職員研修の実施	教職員研修の実施	教職員研修の実施
・人権研修を含め、3講座3回の実施	・人権研修を含め、3講座3回の実施		・人権研修を含め、3講座3回の実施	・人権研修を含め、3講座3回の実施	・人権研修を含め、3講座3回の実施			
障害者理解の推進〔再掲〕	小中学校において、障害者理解を図るため、ボランティア活動や福祉活動などの充実を図り、障害者理解の学習や障害のある人との交流教育を進めるなどの福祉教育を推進します。	学校教育課	講座の開催(教育センター室が主催) 交流教育の実施	講座の開催(教育センター室が主催) 交流教育の実施	講座の開催(教育センター室が主催) 交流教育の実施	講座の開催(教育センター室が主催) 交流教育の実施	講座の開催(教育センター室が主催) 交流教育の実施	
			・3講座3回の実施 ・各学校の計画により、人権教育及び障害児との交流活動を実施	・3講座3回の実施 ・各学校の計画により、人権教育及び障害児との交流活動を実施	・3講座3回の実施 ・各学校の計画により、人権教育及び障害児との交流活動を実施	・3講座3回の実施 ・各学校の計画により、人権教育及び障害児との交流活動を実施	・3講座3回の実施 ・各学校の計画により、人権教育及び障害児との交流活動を実施	

②ボランティアやNPO活動の促進

事業	内容	担当課 (実施計画事業コード)	実施内容					備考
			H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	
ボランティア情報の充実	広報『ふくし白井』で障害者ニーズ等の紹介を行い、住民啓発およびボランティア登録者の増強を図ります。また、手話・朗読等の障害者関係の各種講座の開催につき、広く情報提供を図ります。	市社会福祉協議会	・広報紙「ふくし白井」やホームページでの情報提供及びボランティアセンター情報紙「いずみ」を発行し、情報を提供	・広報紙「ふくし白井」やホームページでの情報提供及びボランティアセンター情報紙「いずみ」を発行し、情報を提供	・広報紙「ふくし白井」やホームページでの情報提供及びボランティアセンター情報紙「いずみ」を発行し、情報を提供	・広報紙「ふくし白井」やホームページでの情報提供及びボランティアセンター情報紙「いずみ」を発行し、情報を提供	・広報紙「ふくし白井」やホームページでの情報提供及びボランティアセンター情報紙「いずみ」を発行し、情報を提供	
			・広報紙「ふくし白井」やホームページでの情報提供及びボランティアセンター情報紙「いずみ」を発行し、情報を提供	・広報紙「ふくし白井」やホームページでの情報提供及びボランティアセンター情報紙「いずみ」を発行し、情報を提供	・広報紙「ふくし白井」やホームページでの情報提供及びボランティアセンター情報紙「いずみ」を発行し、情報を提供	・広報紙「ふくし白井」やホームページでの情報提供及びボランティアセンター情報紙「いずみ」を発行し、情報を提供	・広報紙「ふくし白井」やホームページでの情報提供及びボランティアセンター情報紙「いずみ」を発行し、情報を提供	
ボランティアの育成	「ボランティアセンター」などにおいて専門的な研修等を行い、多様なニーズに対応できるようボランティアの育成を図ります。また、活動しやすい環境づくりを進めながら、組織的な活動になっていくように支援し、地域に根づいた継続的な活動の促進を図ります。	市社会福祉協議会	・各種ボランティア養成講座の開催と市内の学校が実施する福祉教育に対する協力	・各種ボランティア養成講座の開催と市内の学校が実施する福祉教育に対する協力	・各種ボランティア養成講座の開催と市内の学校が実施する福祉教育に対する協力	・各種ボランティア養成講座の開催と市内の学校が実施する福祉教育に対する協力	・各種ボランティア養成講座の開催と市内の学校が実施する福祉教育に対する協力	
			・傾聴ボランティア、認知症サポーター、点字ボランティア、手話、災害ボランティア、保育ボランティア、音声訳の各養成講座を開催 ・市内小中学校の福祉教育に協力	・傾聴ボランティア、認知症サポーター、点字ボランティア、手話、災害ボランティア、保育ボランティア、音声訳の各養成講座を開催 ・市内小中学校の福祉教育に協力	・傾聴ボランティア、認知症サポーター、点字ボランティア、手話、保育ボランティア、音声訳の各養成講座を開催 ・市内小中学校の福祉教育に協力	・傾聴ボランティア、認知症サポーター、点字ボランティア、手話、保育ボランティア、音声訳の各養成講座を開催 ・市内小中学校の福祉教育に協力	・傾聴ボランティア、認知症サポーター、点字ボランティア、手話、保育ボランティア、音声訳の各養成講座を開催 ・市内小中学校の福祉教育に協力	
		社会福祉課	・補助金の交付	・補助金の交付	・補助金の交付	・補助金の交付	・補助金の交付	・補助金の交付
			・社会福祉協議会管理運営事業補助金の内、ボランティアセンター運営に係る経費について補助金支出により支援	・社会福祉協議会管理運営事業補助金の内、ボランティアセンター運営に係る経費について補助金支出により支援	・社会福祉協議会管理運営事業補助金の内、ボランティアセンター運営に係る経費について補助金支出により支援	・社会福祉協議会管理運営事業補助金の内、ボランティアセンター運営に係る経費について補助金支出により支援	・社会福祉協議会管理運営事業補助金の内、ボランティアセンター運営に係る経費について補助金支出により支援	
ボランティアセンター活動の強化	ボランティア活動や福祉NPO活動を支援するとともに、ボランティアを必要とする人との間をつなぐ「ボランティアセンター」の充実を図ります。	市社会福祉協議会	・ボランティア連絡協議会をはじめ、各種団体・個人と連携を密にし、依頼者からの幅広いニーズに対応	・ボランティア連絡協議会をはじめ、各種団体・個人と連携を密にし、依頼者からの幅広いニーズに対応	・ボランティア連絡協議会をはじめ、各種団体・個人と連携を密にし、依頼者からの幅広いニーズに対応	・ボランティア連絡協議会をはじめ、各種団体・個人と連携を密にし、依頼者からの幅広いニーズに対応	・ボランティア連絡協議会をはじめ、各種団体・個人と連携を密にし、依頼者からの幅広いニーズに対応	
			・ボランティア連絡協議会をはじめ、各種団体・個人と連携を密にし、依頼者からの幅広いニーズに対応	・ボランティア連絡協議会をはじめ、各種団体・個人と連携を密にし、依頼者からの幅広いニーズに対応	・ボランティア連絡協議会をはじめ、各種団体・個人と連携を密にし、依頼者からの幅広いニーズに対応	・ボランティア連絡協議会をはじめ、各種団体・個人と連携を密にし、依頼者からの幅広いニーズに対応	・ボランティア連絡協議会をはじめ、各種団体・個人と連携を密にし、依頼者からの幅広いニーズに対応	

事業	内容	担当課 (実施計画事業コード)	実施内容					備考		
			H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度			
地域ぐるみ福祉ネットワーク事業の促進	地域特性を活かした「地域ぐるみ福祉ネットワーク」の推進を図ります。	市社会福祉協議会	・地区社会福祉協議会（市内7地区）で地域の実情に応じた「いきいきサロン」や高齢者の食事会、世代間交流事業を実施	・地区社会福祉協議会（市内7地区）で地域の実情に応じた「いきいきサロン」や高齢者の食事会、世代間交流事業を実施	・地区社会福祉協議会（市内7地区）で地域の実情に応じた「いきいきサロン」や高齢者の食事会、世代間交流事業を実施	・地区社会福祉協議会（市内7地区）で地域の実情に応じた「いきいきサロン」や高齢者の食事会、世代間交流事業を実施	・地区社会福祉協議会（市内7地区）で地域の実情に応じた「いきいきサロン」や高齢者の食事会、世代間交流事業を実施			
			・地区社会福祉協議会（市内7地区）で地域の実情に応じた「いきいきサロン」や高齢者の食事会、世代間交流事業を実施	・地区社会福祉協議会（市内7地区）で地域の実情に応じた「いきいきサロン」や高齢者の食事会、世代間交流事業を実施	・地区社会福祉協議会（市内7地区）で地域の実情に応じた「いきいきサロン」や高齢者の食事会、世代間交流事業を実施	・地区社会福祉協議会（市内7地区）で地域の実情に応じた「いきいきサロン」や高齢者の食事会、世代間交流事業を実施	・地区社会福祉協議会（市内7地区）で地域の実情に応じた「いきいきサロン」や高齢者の食事会、世代間交流事業を実施			
		社会福祉課	・活動拠点の整備 ・整備済み活動拠点の維持経費を支援	・活動拠点の整備 ・整備済み活動拠点の維持経費を支援	・活動拠点の整備 ・整備済み活動拠点の維持経費を支援	・活動拠点の整備 ・整備済み活動拠点の維持経費を支援	・活動拠点の整備 ・整備済み活動拠点の維持経費を支援		・活動拠点の整備 ・整備済み活動拠点の維持経費を支援	・活動拠点の整備
			・活動拠点の整備、実施なし ・整備済み活動拠点に維持経費を支援	・活動拠点の整備、実施なし ・整備済み活動拠点に維持経費を支援	・活動拠点の整備、実施なし ・整備済み活動拠点に維持経費を支援	・活動拠点の整備、実施なし ・整備済み活動拠点に維持経費を支援	・活動拠点の整備、実施なし ・整備済み活動拠点に維持経費を支援		・活動拠点の整備、実施なし ・整備済み活動拠点に維持経費を支援	

3 防災・防犯対策の推進

①防災・防犯対策の推進

事業	内容	担当課 (実施計画事業コード)	実施内容					備考	
			H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度		
防災知識の普及	障害のある人および介護者の防災に関する知識の普及を図るため、パンフレット、広報紙による啓発や防災訓練を行います。	市民安全課	<ul style="list-style-type: none"> 防災訓練の実施 広報誌等による啓発 講座・研修会等による啓発 	<ul style="list-style-type: none"> 防災訓練の実施 広報誌等による啓発 講座・研修会等による啓発 					
			<ul style="list-style-type: none"> 防災訓練実施 広報紙等による啓発 						
		社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 関係課との連携 	<ul style="list-style-type: none"> 関係課との連携 	<ul style="list-style-type: none"> 関係課との連携 				
			実績なし	実績なし	実績なし	実績なし	実績なし		
地域防災コミュニティを主体とした地域障害者支援策の確立	地域の住民がお互いに協力し合い、地域全体の安全を守るという意識の高揚と自発的な防災活動を促進して「自主防災組織」の設立を図り、福祉関係者、消防機関および自主防災組織等が連携、協力しながら地域内の“災害時要援護者”の把握に努め、地域における障害者や高齢者の救護体制の構築を図ります。	市民安全課	<ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織設立時資機材の交付 (年1組織) 資機材交付(3組織) 	<ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織設立時資機材の交付 (年1組織) 資機材交付(2組織) 	<ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織設立時資機材の交付 (年1組織) 資機材交付(2組織) 	<ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織設立時資機材の交付 (年1組織) 資機材交付(3組織) 	<ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織設立時資機材の交付 (年1組織) 		
		社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 個別支援計画策定準備 	<ul style="list-style-type: none"> 個別支援計画策定準備 	<ul style="list-style-type: none"> 個別支援計画策定準備 				
			実施なし	実施なし	実施なし	実施なし	実施なし		
緊急通報体制の整備	「消防緊急通信指令システム」の活用により緊急時の支援活動および災害時における救援活動が円滑かつ迅速に実施できるよう、体制の整備に努めます。	社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 「消防緊急通信指令システム」申請書の配布協力 「消防緊急通信指令システム」申請書の配布協力 	<ul style="list-style-type: none"> 「消防緊急通信指令システム」申請書の配布協力 					
		市民安全課	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関との協議・調整 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関との協議・調整 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関との協議・調整 				
			協議事項なし	協議事項なし	協議事項なし	協議事項なし	協議事項なし		

事業	内容	担当課 (実施計画事業コード)	実施内容					備考
			H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	
犯罪被害防止の普及	障害のある人が犯罪被害に遭わないための知識を習得するために、「なるほど行政講座」などの利用促進を図ります。	社会福祉課	・「なるほど行政講座」などの利用促進	・「なるほど行政講座」などの利用促進	・「なるほど行政講座」などの利用促進	・「なるほど行政講座」などの利用促進	・「なるほど行政講座」などの利用促進	
			実績なし	実績なし	実績なし	実績なし		
供給協定の締結	災害発生により被災した障害のある人や高齢者が必要とする医療品や器具等について、関係機関とあらかじめ供給協定の締結等を行い、確保に努めます。	市民安全課	・災害時支援協定の締結	・災害時支援協定の締結	・災害時支援協定の締結	・災害時支援協定の締結	・災害時支援協定の締結	
			協定締結 (7 団体)	協定締結 (2 団体)	協定締結 (2 団体)	協定締結 (1 団体)		
避難所における障害者配慮の充実	障害のある人や高齢者が、避難所において、必要な介護やプライバシーの保護を確保できるよう配慮するとともに、仮設住宅への優先的な入居に努めます。	市民安全課	・防災訓練における災害時要援護者への配慮及び避難所運営を想定した訓練内容	・防災訓練における災害時要援護者への配慮及び避難所運営を想定した訓練内容	・防災訓練における災害時要援護者への配慮及び避難所運営を想定した訓練内容	・防災訓練における災害時要援護者への配慮及び避難所運営を想定した訓練内容	・防災訓練における災害時要援護者への配慮及び避難所運営を想定した訓練内容	
			災害時要援護者避難支援プラン個別計画の作成検討	災害時要援護者避難支援プラン個別計画の作成検討	災害時要援護者避難支援プラン個別計画の作成検討	災害時要援護者避難支援プラン個別計画の作成検討		

4 バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進

①バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進

事業	内容	担当課 (実施計画事業コード)	実施内容					備考
			H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	
交通安全施設等の整備	高齢者や障害のある人が道路を安全に通行できるよう、歩道の新設、点字ブロックの敷設、歩道の段差や勾配の改良、音響式信号機等の整備を、関係機関と協力しながら計画的に推進します。	道路課 2206-6-01	歩道の段差、勾配改良及び視覚障害者誘導ブロック設置工事	歩道の段差、勾配改良及び視覚障害者誘導ブロック設置工事	歩道の段差、勾配改良及び視覚障害者誘導ブロック設置工事	歩道の段差、勾配改良及び視覚障害者誘導ブロック設置工事	歩道の段差、勾配改良及び視覚障害者誘導ブロック設置工事	
			白井駅・西白井周辺の歩道の段差解消等のバリアフリー化対応 18箇所	白井駅周辺の歩道の段差解消等のバリアフリー化対応 2箇所	入札不調により工事発注できなかった。	白井駅周辺の歩道の段差解消等のバリアフリー化対応 2箇所		
		市民安全課 2122-1-01	・要望箇所について警察と協議	・要望箇所について警察と協議	・要望箇所について警察と協議	・要望箇所について警察と協議	・要望箇所について警察と協議	
			要望なし 協議なし	要望なし 協議なし	要望なし 協議なし	要望なし 協議なし		
路上放置物等障害物の解消	障害のある人が歩道を安全に安心して通行できるよう、関係機関と協力して不法占有物（自動販売機、広告物、車両）の撤去を行うとともに、電線類地中化等の整備について関係機関に要請を行い歩行空間の確保に努めます。	道路課	パトロールによる歩道の点検	パトロールによる歩道の点検	パトロールによる歩道の点検	パトロールによる歩道の点検	パトロールによる歩道の点検	
			点検実施	点検実施	点検実施	点検実施		
		都市計画課	関係機関に要請	関係機関に要請	関係機関に要請	関係機関に要請	関係機関に要請	市内の市街化区域内については、電線類が地上整備されており、地中化等の整備は現実的ではなく、関係機関への要請には至っていない。
			実施無し	実施無し	実施無し	実施無し		
都市公園の整備	障害のある人を含めたすべての人々が、安全でかつ快適に利用できる公園づくりに努めます。	都市計画課	公園のバリアフリー化の推進	公園のバリアフリー化の推進	公園のバリアフリー化の推進	公園のバリアフリー化の推進	公園のバリアフリー化の推進	
			UR及び、民間開発からの帰属公園にあたり、バリアフリー化の推進を行っている。	UR及び、民間開発からの帰属公園にあたり、バリアフリー化の推進を行っている。	UR及び、民間開発からの帰属公園にあたり、バリアフリー化の推進を行っている。	民間開発からの帰属公園にあたり、バリアフリー化の推進を行っている。		

事業	内容	担当課 (実施計画事業コード)	実施内容					備考
			H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	
循環バスの充実	障害のある人を含めたすべての人の移動手段を確保するため、ノンステップバスの導入など、循環バスの充実を図ります。	企画政策課 5325-2-01	<ul style="list-style-type: none"> ・循環バス運行委託 ・地域公共交通会議 ・白井車庫用地土地賃貸借 	<ul style="list-style-type: none"> ・循環バス運行委託 ・地域公共交通会議 ・白井車庫用地土地賃貸借 	<ul style="list-style-type: none"> ・循環バス運行委託 ・地域公共交通会議 ・白井車庫用地土地賃貸借 	<ul style="list-style-type: none"> ・循環バス運行委託 ・地域公共交通会議 ・白井車庫用地土地賃貸借 	<ul style="list-style-type: none"> ・循環バス運行委託 ・地域公共交通会議 ・白井車庫用地土地賃貸借 	
			<ul style="list-style-type: none"> ・循環バス運行委託 	<ul style="list-style-type: none"> ・循環バス運行委託 	<ul style="list-style-type: none"> ・循環バス運行委託 ・ルート・時刻改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・循環バス運行委託 		
バリアフリーの商環境づくり	商業施設や周辺道路のバリアフリー化を進め、買い物しやすい環境づくりを進めます。	商工振興課 4319-1-01	<ul style="list-style-type: none"> ・開発事業の事前協議の時に要望する。 ・商工会を通じて既存商店にバリアフリー化の啓発を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ・開発事業の事前協議の時に要望する。 ・商工会を通じて既存商店にバリアフリー化の啓発を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ・開発事業の事前協議の時に要望する。 ・商工会を通じて既存商店にバリアフリー化の啓発を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ・開発事業の事前協議の時に要望する。 ・商工会を通じて既存商店にバリアフリー化の啓発を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ・開発事業の事前協議の時に要望する。 ・商工会を通じて既存商店にバリアフリー化の啓発を図る 	
			<ul style="list-style-type: none"> ・商業施設に関する開発事前協議の際のバリアフリー化の要望をした。 	<ul style="list-style-type: none"> ・商業施設に関する開発事前協議の際のバリアフリー化の要望をした。 	<ul style="list-style-type: none"> ・商業施設に関する開発事前協議の際のバリアフリー化の要望をした。 	<ul style="list-style-type: none"> ・商業施設に関する開発事前協議の際のバリアフリー化の要望をした。 		
公共施設のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進	身体障害者等の自立と積極的な社会参加を促すため、だれもが利用する建築物において、「バリアフリー新法」(*通称)および「千葉県福祉のまちづくり条例」に基づき身体障害者等が安全に安心して利用できるような整備を推進します。	管財契約課 2104-1-01 6133-4-01	<ol style="list-style-type: none"> 1. 庁舎整備 実施設計 2. 公共施設保全 計画的営繕の推進 施設保全基金の検討 3. 管財契約課を新設 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 庁舎整備 工事開始 2. 公共施設保全 計画的営繕の推進 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 庁舎整備 工事実施 2. 公共施設保全 計画的営繕の推進 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 庁舎整備 工事完了 2. 公共施設保全 計画的営繕の推進 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 庁舎整備 なし(完了済み) 2. 公共施設保全 計画的営繕の推進 	
			<ol style="list-style-type: none"> 1. 庁舎整備検討委員会より提言書を受ける。提言書では、改善点としてバリアフリー化の整備やユニバーサルデザインの取り入れを提言される。 2. 公共施設保全 計画的営繕の推進 施設保全基金の検討 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 庁舎整備 庁舎整備に関する検討 2. 公共施設保全 計画的営繕の推進 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 庁舎整備 基本計画策定：基本方針にて「全ての利用者にやさしい庁舎」を掲げユニバーサルデザインを盛り込んだ。 2. 公共施設保全 計画的営繕の推進 市内3施設(白井駅前、西白井複合、桜台センター)の廊下、階段等への手摺設置 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 庁舎整備 基本設計策定：基本方針の「全ての利用者にやさしい庁舎」にユニバーサルデザインを取り入れ、誰もが快適に利用できる庁舎を目指す。 2. 公共施設保全 計画的営繕の推進 西白井複合センター改修大規模改修工事:段差解消(室内土足化)、スロープ改修、駐車場整備の実施 		

事業	内容	担当課 (実施計画事業コード)	実施内容					備考
			H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	
		教育総務課 1203-3-02	白井第三小学校体育館改修工 事実施設計 七次台小学校校舎改修工事基 本設計	白井第三小学校体育館改修工 事 白井第三小学校体育館改修工 事監理 七次台小学校校舎改修工事实 施設計 白井第一小学校校舎改修基本 設計 清水口小学校体育館改修実施 設計	七次台小学校校舎改修工事 七次台小学校校舎改修工事監 理 清水口小学校体育館改修工事 清水口小学校体育館改修工事 監理 白井第一小学校校舎改修実施 設計 南山小学校校舎改修基本設計	白井第一小学校校舎改修工事 白井第一小学校校舎改修工事 監理 南山小学校校舎改修実施設計	南山小学校校舎改修工事 南山小学校校舎改修工事監理	・建物の耐震化指 標値や施設の老 朽化度等を勘察 し、計画的に改修 工事を進めてい る。
			・白井第三小学校体育館改修 工事に向けた実施設計を実施 した。 ・七次台小学校校舎改修工事 に向けた基本設計を実施し た。	・災害時の避難場所としても 指定されている第三小学校体 育館の改修工事を実施した。 ・七次台小学校校舎改修工事、 清水口小学校体育館改修工事 に向けた実施設計を実施し た。 ・白井第一小学校校舎改修工 事に向けた基本設計を実施し た。	・七次台小学校において校舎 のバリアフリー等に配慮した 大規模改修工事を実施した。 ・災害時の避難場所としても 指定されている清水口小学校 体育館の改修工事を実施し た。 ・白井第一小学校校舎改修工 事に向けた実施設計を実施し た。 ・南山小学校校舎改修工事に 向けた基本設計を実施した。	・白井第一小学校において校 舎の耐震化、バリアフリー等 に配慮した大規模改修工事を 実施した。 ・南山小学校校舎改修工事に 向けた実施設計を実施した。		
		教育総務課 1203-3-04	白井中学校体育館改修工事 白井中学校体育館改修工事監 理 七次台中学校体育館改修工事 七次台中学校体育館改修工事 監理 大山口中学校校舎改修実施設 計	大山口中学校校舎改修工事 大山口中学校校舎改修工事監 理 大山口中学校体育館改修実施 設計	大山口中学校体育館改修工事 大山口中学校体育館改修工事 監理 南山中学校校舎改修基本設計	南山中学校校舎改修実施設計	南山中学校校舎改修工事 南山中学校校舎改修工事監理	・建物の耐震化指 標値や施設の老 朽化度等を勘察 し、計画的に改修 工事を進めてい る。
			・災害時の避難場所としても 指定されている白井中学校体 育館、七次台中学校体育館の 改修工事を実施した。 ・大山口中学校校舎改修工事 に向けた実施設計を実施し た。	・大山口中学校において校舎 の耐震化、バリアフリー等に 配慮した大規模改修工事を 実施した。 ・大山口中学校体育館改修工 事に向けた実施設計を実施し た。	・災害時の避難場所としても 指定されている大山口中学校 体育館の改修工事を実施し た。 ・南山中学校校舎改修工事に 向けた基本設計を実施した。	・南山中学校校舎改修工事に 向けた実施設計を実施した。		
民間建築物にお ける福祉的配慮 の推進	民間の建設関係事業者に対し てPRを行うとともに、新設す る建築物に対して千葉県福祉 のまちづくり条例への適合を 要請していきます。	都市計画課 H24 から建築指導課	事前協議の際は、条例に基づ く措置を講ずるよう要請す る。	事前協議の際は、条例に基づ く措置を講ずるよう要請す る。	事前協議の際は、条例に基づ く措置を講ずるよう要請す る。	事前協議の際は、条例に基づ く措置を講ずるよう要請す る。	事前協議の際は、条例に基づ く措置を講ずるよう要請す る。	
			事前協議の際は、条例に基づ く措置を講ずるよう要請し た。	事前協議の際は、条例に基づ く措置を講ずるよう要請し た。	事前協議の際は、条例に基づ く措置を講ずるよう要請し た。	事前協議の際は、条例に基づ く措置を講ずるよう要請し た。		

②住宅バリアフリーの促進

事業	内容	担当課 (実施計画事業コード)	実施内容					備考
			H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	
住宅増改築相談の実施	住宅内の段差を解消したり、手すりや障害者用トイレなどの整備された障害者向け住宅(バリアフリー住宅)の供給が行われるよう、関係機関に要請する。	建築指導課	毎月1回の相談会を開催する	毎月1回の相談会を開催する	毎月1回の相談会を開催する	毎月1回の相談会を開催する	毎月1回の相談会を開催する	
			毎月1回の相談会を開催した	毎月1回の相談会を開催した	毎月1回の相談会を開催した	毎月1回の相談会を開催した	毎月1回の相談会を開催した	
住宅改造費助成制度の推進	障害のある人が在宅で快適に日常生活を営み、自立および介助に適した環境を実現できるよう、浴室、トイレ、廊下等の改造に要する費用の一部を助成し、住環境の充実を図ります。	社会福祉課	・住宅改造費の一部を助成	・住宅改造費の一部を助成	・住宅改造費の一部を助成	・住宅改造費の一部を助成	・住宅改造費の一部を助成	
			助成実施 4件	助成実施 5件	助成実施 4件	助成実施 3件		

下段は、年度ごとの実績

- ・担当課欄の下の番号は、前期基本計画の事業コード
- ・担当課欄の課名が訂正してある事業については、組織の見直しにより担当課名称が変わっている課については、現在の課名を記載
- ・実施内容欄の上段は、年度ごとの計画策定時の事業計画内容

第1章 序論（計画策定にあたって）

1 計画策定の背景・趣旨

◇『白井市障害福祉プラン』の策定（平成19年3月）までの流れ

白井市では、平成9年3月に『白井町障害者計画―「理解と参加による社会づくり」をめざして―』を策定し、それに基づき、誰もが社会に参加し、一人ひとりが自らの生き方を主体的に選択し決定できる社会の実現を目標に福祉・保健・医療・教育・雇用・生活環境等幅広い分野における障がい者施策の推進に計画的に取り組み、その結果、専門職の確保や障がいのある人の拠点となる「保健福祉センター」の整備などが実現しました。

その後、平成14年度には上記『白井市障害者計画』の中間年にあたることから、市民すべてが地域の中で豊かな生活を送れるまちをめざして見直しを行いました。

しかし、計画の中間見直しの後も障がいのある人の状況は大きく変化し、また、平成15年度からは「支援費制度」が始まり、さらに平成18年度からは「障害者自立支援法」に基づく3障害（身体、知的、精神）一元のサービス体系に移行するという大きな制度改革が行われるなど、障害者福祉が大きな転換期を迎え、白井市では、平成19年3月、上記見直し計画の施策や事業の進捗状況等の確認・評価を行いつつ、障害者自立支援法で新たに策定が義務づけられた「市町村障害福祉計画」（第1期）の性格も併せ持つ『白井市障害福祉プラン』（白井市障害者計画・第1期障害福祉計画）を新たに策定しました。

◇「第2期障害福祉計画」、「第3期障害福祉計画」の策定

『白井市障害福祉プラン』のうち、「数値目標」部分の計画期間は3年間とされており、平成21年3月に「第2期障害福祉計画」を策定しました。

また、この「第2期障害福祉計画」の計画期間が平成23年度をもって終了となることから、障害者自立支援法施行後6年間の成果と課題を踏まえつつ、障がい福祉サービスの提供方策を定め、サービス提供体制の計画的な整備を図り、円滑に制度を実施するために、平成24年3月に『白井市第3期障害福祉計画』を策定しました。

◇新『障害者計画』・『白井市第4期障害福祉計画』の策定

『白井市第3期障害福祉計画』の策定後も、平成24年10月から「障害者虐待防止法」が施行され、平成25年4月には、障害者自立支援法が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」と言います）として改正施行されるとともに「障害者優先調達推進法」も施行されて、障害者福祉は再び大きな転換期を迎えています。また、平成25年6月に「障害者差別解消法」が制定され、12月には国連で採択された「障害者権利条約」の批准が国会で承認されています。

他方、『白井市障害福祉プラン』のうち「基本的な考え方」、「重点施策」および「基本計画」部分の対象期間は平成18年度から平成27年度までの10年間とされており、白井市

では、障害者福祉が大きな転換期にあることも踏まえ、予定通り平成 26・27 年度中に改定作業を行って、『白井市第 4 期障害福祉計画』と新しい『白井市障害者計画』をそれぞれ作ることにしました。本計画は、それらのうち、新しい「障害者計画」の方です。

◇ 近年の障害福祉施策等の動向（『白井市第 3 期障害福祉計画』策定後）

1. 障害者虐待防止法の施行

- ・平成 23 年 6 月に制定された「障害者虐待防止法」（正式名称：「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」）が、平成 24 年 10 月から施行。家庭や施設、職場などでの虐待の防止や早期発見により、障害のある人の人権を守っていくことになる。

2. 障害者総合支援法の改正施行

〈平成 25 年 4 月〜〉

- ・「障害者」の範囲に「難病」等が追加
- ・「地域生活支援事業」の追加

〈平成 26 年 4 月〜〉

- ・従来の「障害程度区分」を、必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に変更
- ・「重度訪問介護」サービスの対象者の拡大
- ・「共同生活介護」サービス（ケアホーム）の「共同生活援助」（グループホーム）への一元化
- ・「地域移行支援」サービスの対象者の拡大

3. 障害者優先調達推進法の施行（平成 25 年 4 月〜）

- ・国、都道府県、市町村等による障害者就労施設等からの物品調達の推進などに関し、障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定め、施設等が供給する物品等について需要の増進を図っている。

4. 障害者差別解消法の制定（平成 25 年 6 月）

- ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等と民間事業者における差別を解消するための措置などについて定めており、一部を除いて平成 28 年 4 月 1 日から施行されることになっている。

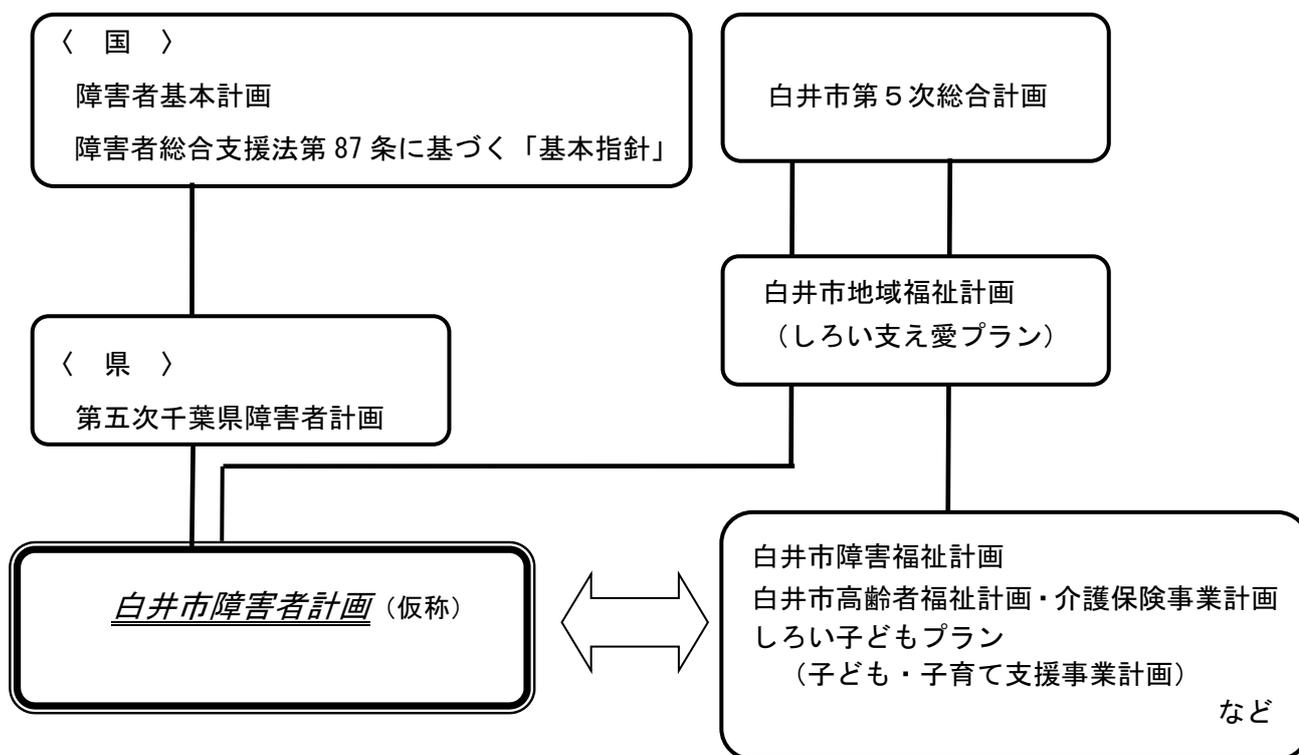
2 計画の性格と位置づけ

◇本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に規定する「市町村障害者計画」です。

※障害者基本法 第 11 条 3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

◇「白井市第 5 次総合計画」（「基本構想」の期間：平成 28～37 年度）の部門計画として策定します。

◇国、千葉県それぞれが策定した関連の計画などや、『白井市地域福祉計画（しろい支え愛プラン）』、『白井市（第 4 期）障害福祉計画』『白井市高齢者福祉計画・（第 6 期）介護保険事業計画』など市が策定した各種計画等との整合・連携を図ります。



【参考】 < 「障害者計画」と「障害福祉計画」 >

	障害者計画	障害福祉計画
根拠法	障害者基本法（第 11 条第 3 項）	障害者総合支援法（第 88 条）
おもな内容	障害者のための施策に関する基本的な事項を定める	障害福祉サービス等の確保に関する計画
計画期間	中長期の計画で、期間任意	3 年を 1 期

3 計画の期間

本計画の計画期間は、平成 28 年度から平成 37 年度までの 10 年間とし、平成 32 年度において（中間）見直しの作業を行うことを予定します。

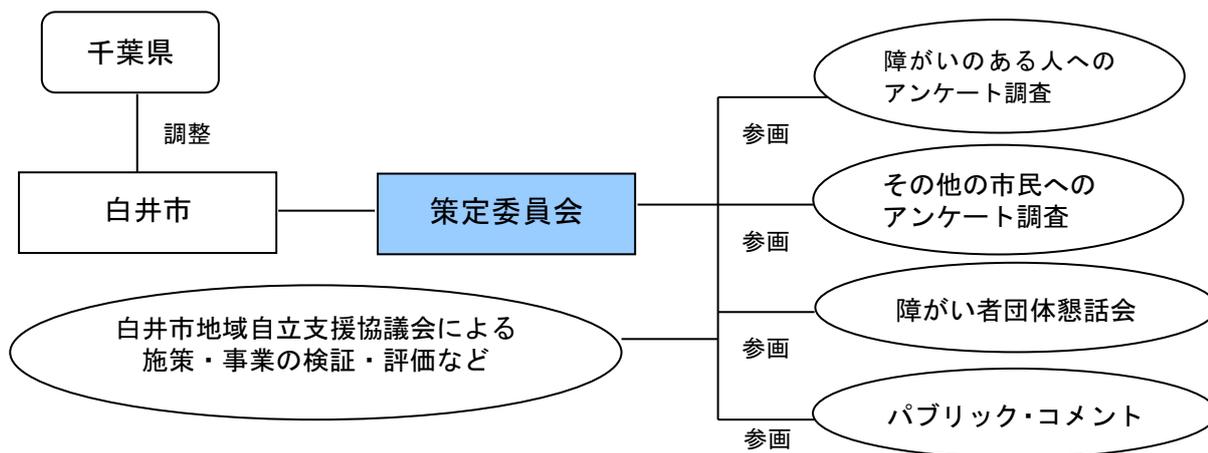
また、最終年度に評価を実施し、結果を次期計画に反映させます。



4 計画策定の体制

本計画策定にあたっては、「策定委員会」を設置してそこでの討議内容を十分に反映させたものにする一方、市役所庁内の検討組織も設置して必要な事項の検討を重ねるとともに、県との連携にも留意しました。

また、障がいのある人をはじめ市民の意見等を幅広くうかがうため、アンケート調査や「障がい者団体懇話会」等を実施し、協働による計画づくりに努めました。



第2章 障がいのある人の現状等

1 障がいのある人等の状況

(1) 手帳所持者数など

白井市の障害者手帳交付状況（平成 26 年度末）は、身体障がい者（児）が 1,470 人で、総人口 62,816 人（住民基本台帳人口）に占める割合はおよそ 2.3%、知的障がい者（児）は 298 人で、およそ 0.5%となっています。

精神障害者保健福祉手帳の所持者は 251 人で、およそ 0.4%、自立支援医療制度（精神通院）の利用者は 648 人で、およそ 1.0%となっています。

難病患者に関しては、市難病見舞金受給者数で、「特定疾患医療」の受給者が 298 人で、およそ 0.5%、「小児慢性特定疾患医療」の受給者が 69 人で、およそ 0.1%となっています。（平成 26 年度末）。

■障がい者（児）数 ～種類・程度別内訳～

●身体障がい

単位：人

障害種別	人数
視覚障がい	78
聴覚等障がい	101
音声・言語等障がい	21
肢体不自由	794
内部障がい	476
合計	1,470

級別	人数
1 級	522
2 級	203
3 級	218
4 級	381
5 級	67
6 級	79
合計	1,470
(うち障がい児)	43

資料：白井市社会福祉課
（平成26年度末現在）

●知的障がい

単位：人

	軽度	中度	重度	合計
18歳未満	60	28	24	112
18歳以上	57	46	83	186
合計	117	74	107	298

資料：白井市社会福祉課（平成 26 年度末現在）

●精神障がい等 単位：人

自立支援 医療	精神障害者保健福祉手帳所持者			
	1級	2級	3級	総数
648	38	156	57	251

資料：白井市社会福祉課（平成26年度末現在）

■障がい者（児）数の推移 ～障害者手帳所持者数～

単位：人

平成 年度	身体障がい者 総数	視覚障がい	聴覚等障がい	音声等障がい	肢体不自由	内部障がい	知的障がい者 総数	精神障がい者 総数（手帳所持者）
22	1,366	86	86	19	733	452	227	158
23	1,361	76	89	18	733	445	236	171
24	1,397	73	91	21	764	448	248	182
25	1,414	77	96	20	770	451	269	219
26	1,470	78	101	21	794	476	298	251

資料：白井市社会福祉課（各年度末現在）

(2) 近年の障がい者（児）の傾向

- 身体障がい…おおむね増加傾向にあり、平成26年度末で1,470人、そのうち肢体不自由が過半数を占めています。近年、聴覚等障がいの増加が大きくなっています。手帳の等級は1級が522人で最も多く、重度者（1・2級）が725人とほぼ半数で、5・6級は合わせて146人（約10%）となっています。
- 知的障がい…増加傾向にあり、平成26年度末で298人、18歳未満が112人、18歳以上が186人となっています。手帳の程度では軽度が117人（約39%）で最も多くなっています。
- 精神障がい…増加傾向にあり、平成26年度末は、同22年度末と比べて100人近く増加しています。26年度末現在手帳所持者の内訳では、2級が156人（約62%）を占めています。

(3) 「難病見舞金受給者数」の状況

■ 「難病見舞金」受給者数

年度	人口（人）	受給者数（人）	割合（％）
平成 22 年度	60,345	294	0.49
平成 23 年度	61,899	314	0.51
平成 24 年度	62,386	319	0.51
平成 25 年度	62,493	341	0.55
平成 26 年度	62,816	367	0.58

資料：白井市社会福祉課（各年度末現在）

受給者の数は年々増加しており、人口に対する割合も年々増加を示しています。
平成 26 年度末では 367 人が受給しており、同 22 年度末と比べて 73 人増加しています。

(4) 「障害程度区分」等認定の状況

■ 障害程度・支援区分別支給決定者数の推移

単位：人

	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	合計
平成 23 年度	2	12	27	18	14	37	110
平成 24 年度	3	14	30	18	13	41	119
平成 25 年度	5	15	40	16	15	45	136
平成 26 年度	5	17	39	17	17	45	140

資料：白井市社会福祉課（各年度末現在）

*平成 26 年度からは、順次「障害支援区分」に移行。

いずれの年でも「区分 6」が最も多く、次いで「区分 3」が多くなっています。また、決定者数の合計は増加傾向になっています。

2 アンケート調査結果の要点

本計画の策定に先立って、身体障がい、知的障がい、精神障がいのある市民および障がいのない市民の方々を対象に、平成 26 年 8～10 月にアンケート調査を実施しました。その調査の概要は次のとおりです。

市民アンケート調査の実施概要

区分	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	難病患者	障がいのない市民
(1) 対象者	身体障害者手帳所持者	療育手帳所持者	精神保健福祉手帳所持者	特定疾患・小児慢性特定疾患医療受給者	無作為抽出
(2) 対象者数	1,406 人	260 人	228 人	344 人	505 人
(3) 抽出方法	全数（悉皆）調査	全数（悉皆）調査	全数（悉皆）調査	無作為抽出	住民基本台帳からの無作為抽出
(4) 調査方法	郵送による配付、回収				
(5) 実施時期	平成 26 年 8 月 29 日～10 月上旬				
(6) 回収結果					
・有効回収数	791 票	127 票	115 票	210 票	205 票
・有効回収率	56.3%	48.8%	50.4%	61.0%	40.6%

以下に、調査結果からみた障がいのある人等の現状についての要点をまとめて示します。

(1) 現在の生活で困っていること（身体、知的、精神障がい者、難病患者）

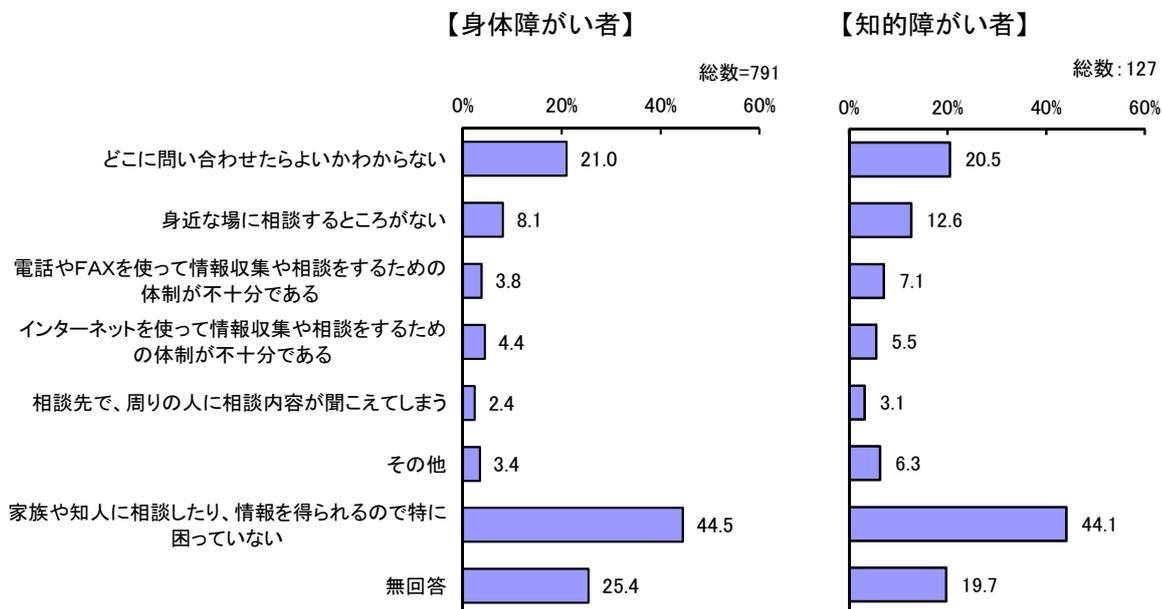
現在の生活で困っていることは、身体障がい者と精神障がい者では「自分の健康や体力に自信がない」（順に 36.3%、54.8%）が、知的障がい者では「将来にわたる生活の場（住居）、または入院先があるかどうか不安」（49.6%）が、難病患者では「特に困っていることはない」（35.7%）が、それぞれ最も多くなっています（*複数回答）。

	身体障がい者調査 (総数：791)	知的障がい者調査 (総数：127)	精神障がい者調査 (総数：115)	難病患者調査 (総数：210)
第 1 位	自分の健康や体力に自信がない 36.3%	将来にわたる生活の場（住居）、または入院先があるかどうか不安 49.6%	自分の健康や体力に自信がない 54.8%	特に困っていることはない 35.7%

第 2 位	特に困っていること や不安に思うことは ない 27.7%	人とのコミュニケー ションがうまくとれ ない 47.2%	十分な収入が得られ ない 44.3%	医療機関が近くにな い 20.5%
			人とのコミュニケー ションがうまくとれ ない 44.3%	
第 3 位	将来にわたる生活の 場（住居）、または入 院先があるかどうか 不安 14.9%	自分の体調を説明し にくく、体調管理が できない 22.8%	—	外出する機会や場所 が限られる 19.5%

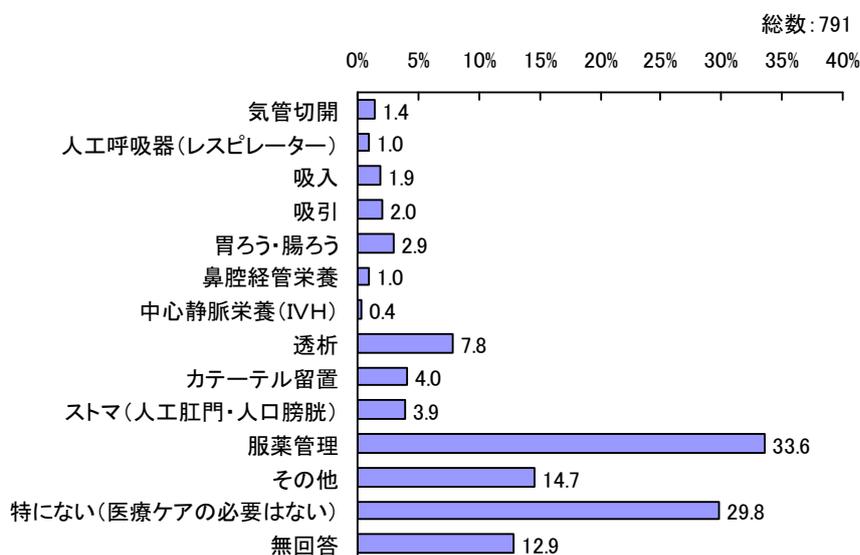
(2) 情報収集、相談に際して困ること（身体、知的障がい者）

福祉サービスや日頃の生活についての情報収集や悩み事などの相談に際して困ることについては、身体障がい者、知的障がい者では上位の回答に共通性がみられ、「家族や知人に相談したり、情報を得られるので特に困っていない」が4割台で最も多く、次いで「どこに問い合わせたらよいかわからない」が2割台で多くなっています（身体障がい者調査第3位、知的障がい者調査第2位）（*複数回答）。



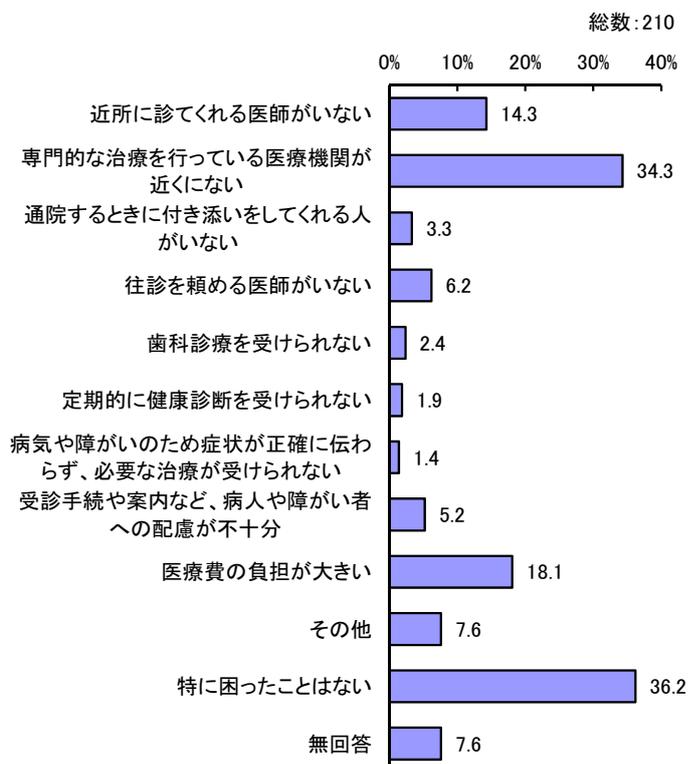
(3) 受けている医療ケア（身体障がい者）

身体障がい者が現在受けている医療ケアとしては、「服薬管理」（33.6%）が最も多く、「特にない」（29.8%）、「その他」（14.7%）が続いています（*複数回答）。



(4) 健康管理や医療についての困りごとなど（難病患者）

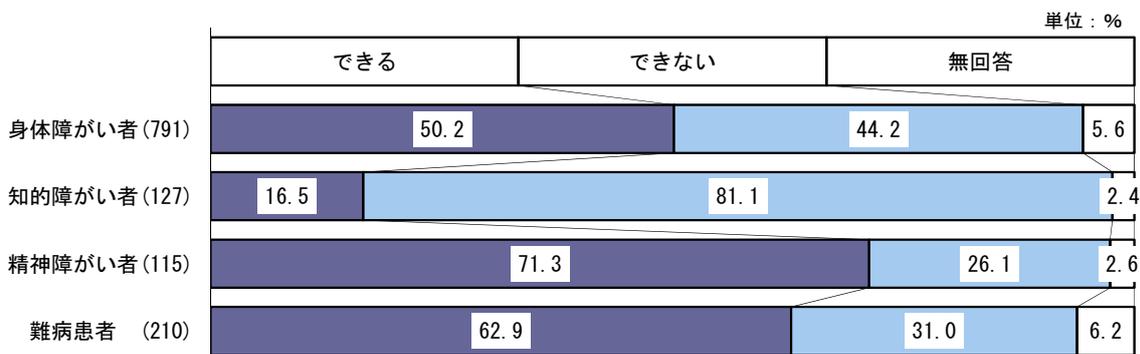
健康管理や医療で難病患者が困ったり不便に思ったことについては、「特に困ったことはない」（36.2%）という回答が最も多く、次いで「専門的な治療を行っている医療機関が近くにない」（34.3%）が多く、「医療費の負担が大きい」（18.1%）、「近所に診てくれる医師がいない」（14.3%）が続いています（*複数回答）。



(5) 災害時にひとりで避難（対処）できるか（身体、知的、精神障がい者、難病患者）

災害時にひとりで避難（対処）ができるかについては、「できない」という回答が知的障がい者で8割を超えて最も多く、次いで身体障がい者で大きな割合（44.2%）を占めて多くなっています。

知的障がい者の場合、調査回答者（対象者本人）の年齢層は0～18歳が44.9%と低年齢層が多い状況や障がいの特性上、避難所等を知らない人が多いと考えられ、災害時には、特に避難を支援してくれる人が必要と思われまます。



注：（ ）内は回答者数

(6) 人権を損なう扱いを受けた経験（身体、知的障がい者）

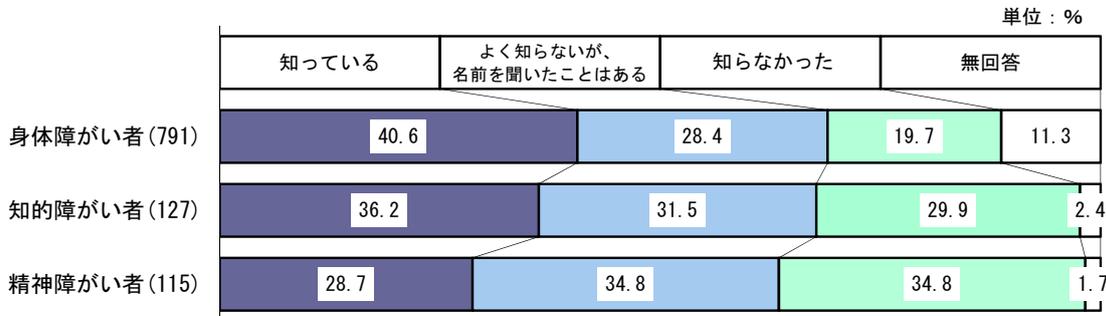
障がいがあることが原因で人権を損なう扱いを受けた経験について、「特にない」が身体障がい者と知的障がい者で共通して最も多くなっていますが、身体障がい者で「特にない」が6割台半ばで他の選択肢の回答が1割に満たないのに対し、知的障がい者では「特にない」はほぼ4割にとどまり、次いで「差別用語が使われた」が2割強で多くなっています（*複数回答）。

	身体障がい者調査 (総数：791)	知的障がい者調査 (総数：127)
第1位	特にない 64.6%	特にない 39.4%
第2位	無回答 18.0%	差別用語が使われた 21.3%
第3位	わからない 4.9%	その他 11.8%
第4位	希望する仕事につけ なかった 3.9%	わからない 8.7%
第5位	障がいを理由に退職 を迫られた 3.0%	希望した学校に入学 できなかった 7.9%

(7) 「成年後見制度」の認知状況（身体、知的、精神障がい者）

身体障がい者と知的障がい者では「知っている」が最も多いですが、精神障がい者では「よく知らないが、(名前を)聞いたことはある」と「知らなかった」が最も多くなっています。

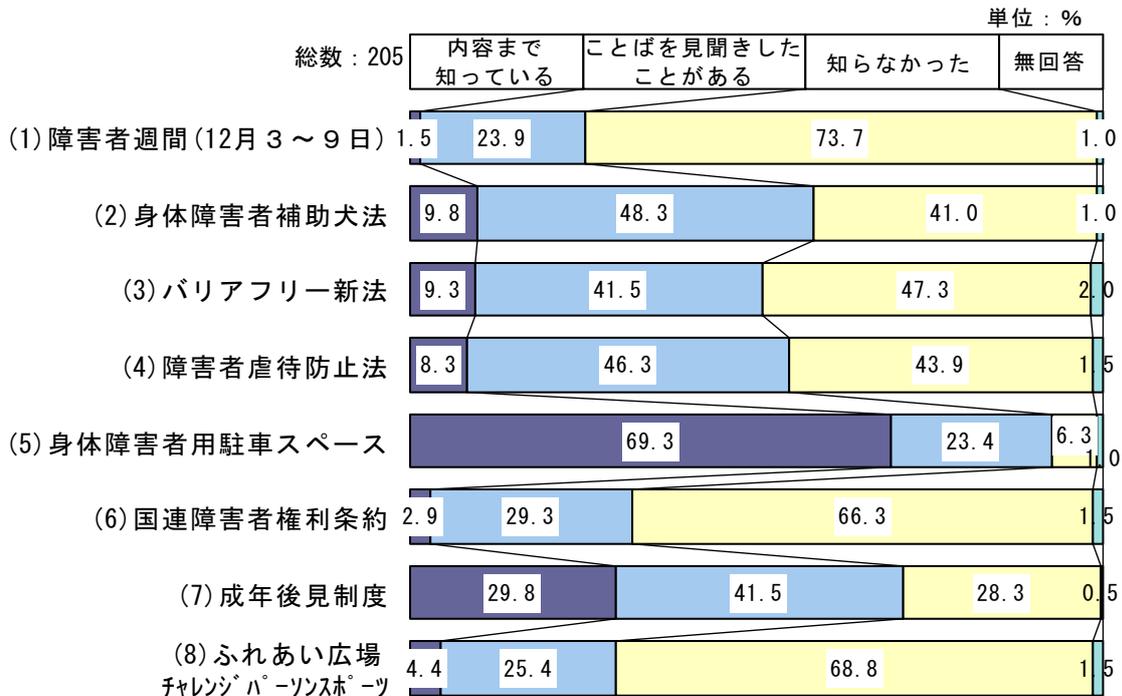
特に精神障がい者等で、制度の認知度それ自体がまだ低いことがうかがえます。



(8) 障害福祉関連用語の認知状況（障がいのない市民）

障がいのない市民に障害者福祉に関する法・制度などの認知状況について尋ねたところ、「障害者週間（12月3～9日）」については73.7%、「ふれあい広場チャレンジパーソンスポーツ」については68.8%、「国連障害者権利条約」については66.3%の人が「知らなかった」と回答し、多くなっています。

これらをはじめとした障害福祉関連の法や制度等の周知・啓発の取り組みを推進し、関心を持ってもらうことが重要です。



(9) 今後の重点施策（身体、知的、精神障がい者、難病患者）

市にこれから特に力を入れてほしい施策としては、身体障がい者では「住宅や道路・交通機関など障がいのある人が暮らしやすいまちづくり」（30.5%）、知的障がい者では「近隣の企業等で就労できるような職場開拓」（38.6%）、精神障がい者と難病患者では「情報提供と、気軽に何でも相談できるような体制の充実」（順に 36.5%、30.5%）が、それぞれ最も多くなっています（* 5つまで複数回答）。

身体障がい者では外出などのしやすい“福祉のまちづくり”、知的障がい者では“(一般)就労”への支援、精神障がい者と難病患者では相談体制や情報提供の充実が、それぞれ最も強く求められていることがうかがえます。

	身体障がい者調査 (総数：791)	知的障がい者調査 (総数：127)	精神障がい者調査 (総数：115)	難病患者調査 (総数：210)
第 1 位	住宅や道路・交通機関など障がいのある人が暮らしやすいまちづくり 30.5%	近隣の企業等で就労できるような職場開拓 38.6%	情報提供と、気軽に何でも相談できるような体制の充実 36.5%	情報提供と、気軽に何でも相談できるような体制の充実 30.5%
第 2 位	情報提供と、気軽に何でも相談できるような体制の充実 26.0%	地域活動支援センター、作業所等、福祉的就労の場の整備や内容の充実 36.2%	精神福祉サービスの選択の幅が、他の2障がいと同様の水準となるような充実 34.8%	住宅や道路・交通機関など病気や障がいのある人が暮らしやすいまちづくり 27.6%
	災害や緊急時の対応体制、防犯体制の強化 26.0%			
第 3 位	—	就労のための各種支援の体制づくり 31.5%	就労のための各種支援の体制づくり 29.6%	難病患者ももっと障がい福祉等の福祉サービスを利用できるよう要請すること 23.3%
第 4 位	障がいのある人の健康づくりや機能訓練・リハビリテーション等の充実 25.4%	情報提供と、気軽に何でも相談できるような体制の充実 29.9%	身近な医療機関（精神科クリニック）の誘致、病院への精神科設置の促進 25.2%	災害や緊急時の対応体制、防犯体制の強化 20.5%
第 5 位	ホームヘルプなど福祉サービスの充実 14.9%	福祉サービスを利用できる事業所の整備 26.0%	精神障がい者の地域生活を支援する施設の整備 24.3%	ホームヘルプなど福祉サービスの充実 16.7%

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の目標像

平成 23 年に改正された障害者基本法では、その第 1 条において、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、(以下略)」と定めており、「共生社会の実現」がその大きな目標の一つであることをうたっています。

また、『白井市障害福祉プラン』では計画の基本理念について、「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」に加え、障がいのある人もない人も共に生き支えあう社会の実現を目標に「障害のある人もない人も、一人の市民として ともに参加するまちづくり」としてきました。

さらに、本計画の上位計画に当たる「白井市第 5 次総合計画」の“将来像”は「ときめきとみどりあふれる快活都市」で、また、『白井市地域福祉計画』の“めざす姿”は「ふれあい、育みあい、助けあい、ともに生きるまち」となっています。

これらのことから、本計画の目標像（キャッチフレーズ）を

*障がいのある人もない人も人格と個性を尊重されて
ともに生き、ともに快活に参加する地域*

として、これからの障がい福祉における市民・地域・市等の共通の目標とします。

2 計画の基本目標

「目標像」の内容を実現するための本計画の基本目標を次の3つとし、施策の方向を明らかにするとともに、その総合的な展開を図ります。

《基本目標1》地域自立生活への支援の推進

住み慣れた地域で安心して、その人らしく自立して暮らしていけるよう、地域生活の基盤の充実に努め、障がいがあっても健康に暮らせるまちづくりを進めます。

- ①各種相談・情報提供の体制の充実に努めるとともに、適切なサービスの効果的な利用を促進するため、障がいのある人についての「ケアマネジメント」の充実に図ります。
- ②生活のさまざまな場面で権利を侵害されやすい障がいのある人が、安心して地域自立生活を送れるよう、その権利の擁護に努めます。
- ③障がい福祉サービスの質の向上や充実に努めます。
- ④身体障がい等の発生予防や障がいの早期発見・早期対応に努めるとともに、障がいの特性をふまえて個別のニーズに対応できるよう、知的障がい者等の療育体制の整備に努めます。また、保健、医療サービスの充実に図ります。

《基本目標2》社会参加の支援・促進

地域社会の一員として、快活に生きがいを持って暮らしていけるよう、さまざまな社会活動・地域活動への参加を支援・促進していきます。

- ①障がいのある子どもたちが、地域の中で自分らしく自立して暮らしていくことができるよう、社会参加を可能にする前提として、障がいの特性や状況に応じた保育・教育体制の整備・充実に努めます。
- ②関係機関等との連携を図りながら、障がいの種類や程度に応じた就労の支援、就労機会の充実に努めます。
- ③障がいのある人も気軽に参加できるようなスポーツ、文化芸術、レクリエーション活動の充実、サークル活動などの自主的な活動への支援を図ります。

《基本目標3》快適で人にやさしいまちづくりの推進

誰もが快適な暮らしを送れるよう、「人にやさしいまちづくり」を進めます。

- ①障がいや障がいのある人についての正しい知識を広め、障がいのある人への理解をさらに深めていくため、広報・啓発活動に努めます。また、福祉意識の普及や福祉活動への参加を促進し、「支えあいの社会づくり」を進めます。

- ②障がいがあっても気軽に外出でき、公共交通機関やさまざまな施設を不便なく利用できるよう「バリアフリー」「ユニバーサルデザイン」の「人にやさしいまちづくり」をめざし、国や県の法律や条例等の内容に則った「福祉のまちづくり」を進めます。
- ③市の「地域防災計画」等の関連施策と連携を図りながら、防災・防犯等の体制の整備を進めます。

3 計画の基本的視点

「基本理念」や3つの「基本目標」を実現するため、本計画を進めていくにあたっての基本的視点は、次の3つとします。

視点1 備える ～市ぐるみで地域福祉を進める体制づくり

○市は、市社会福祉協議会と協働して、市民の地域参加・交流や支えあい活動を支援するとともに、市全体で「地域福祉」を推進していくために必要な体制を整えます。

○すべての市民が、「地域福祉」について知り、互いに認めあう豊かな心を育み、地域の一員として地域コミュニティに参加し、また、立場や関心に応じて様々な地域活動・市民活動に参加して、支えあいの基盤をつくっていきます。

視点2 行動する ～地域ので元気を支えあうまちづくり

○市民が地域の中で、ともに健康で生きがいある生活を育みあい、子どもの育ちをよろこびあえるよう、元気を育む活動を推進します。

○援助が必要な時気兼ねなく助けあえるよう、日々の声かけから日常生活の支援、災害時等の支援まで、地域の中での多様な助けあい活動を推進します。

視点3 つなぐ ～福祉サービスが安心を支えるまちづくり

○市と市社会福祉協議会、専門機関、地域の連携により、相談から支援までを円滑につなぎます。市民は、地域での支えあい活動を通じてニーズを把握し、専門的な支援へとつなぐ“橋渡し役”にもなります。

○福祉サービスの健全な育成とともに、市内の産業が地域福祉に貢献しながら発展する「人にやさしい産業のまち」としての活力づくりへとつなげます。

○市民の知恵と活力を結集し、市ぐるみ・地域ぐるみネットワーク体制や人材の育成・確保、助けあい活動の持続的発展を支えるしくみなどを、必要に応じて制度化していきます。

4 計画の展開（施策の体系）

（目標像）

障がいのある人もない人も人格と個性を尊重されて
ともに生き、ともに快活に参加する地域づくり

（基本的視点）

- 1 備える ～市ぐるみで地域福祉を進める体制づくり
- 2 行動する ～地域の力で元気を支えあうまちづくり
- 3 つなぐ ～福祉サービスが安心を支えるまちづくり

（基本目標）

1 地域自立生活への支援の推進

（施策の方向）

- 相談体制・情報提供の充実
- 権利擁護体制の充実
- 福祉サービスの充実と支援施設の整備
- 保健・医療サービスの充実

2 社会参加の支援・促進

- 障がい児の保育・教育の充実
- 就労の支援・促進
- 各種活動の支援・促進

3 快適で人にやさしいまちづくり
の推進

- 福祉活動の促進
- バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進
- 防災・防犯等対策の推進

第4章 具体的な取り組みの内容（基本計画）

1 地域自立生活への支援の推進

(1) 相談体制・情報提供の充実

【現状と課題】

障がいのある人にとって、身近な所で気軽に相談ができることは、地域の中で安心して暮らしていくために不可欠な要素の一つとなります。また、契約に基づいて福祉サービスを利用するしくみにおいては、サービス利用者の選択や決定を支援する相談体制と情報提供の充実が重要な意味を持ちます。

現在本市では、「保健福祉相談室」や社会福祉課で、社会福祉士や保健師等の専門職員が障がいのある人からのさまざまな相談に応じていますが、「第4期障害福祉計画」では、平成28年度を目途に「基幹相談支援センター」を設置することとしています。

また、障がいのある人のためのケアマネジメント（サービス利用計画の作成）については、制度改正が行われ、“障害福祉サービスまたは「地域相談支援」を利用する障がいのある人”全員にサービス利用計画を作成し支援を行うべき旨が国から示されましたが、本市の利用者の中には「セルフプラン」にならざるを得ない方も多く、相談支援事業者への委託や市職員への研修の推進等、障がい者ケアマネジメントのできる人材の育成が急務となっています。

本市の情報提供としては、広報紙や『しろい保健福祉ガイドブック』、「メール配信サービス」、ファクシミリサービス、電話による相談・情報提供等を行っています。また、視覚障がい者へは、『白井市音訳ボランティアやまびこ』のボランティア活動による、カセットテープ等に録音した『声の広報』も発行しているほか、市社会福祉協議会では『社協しろい』の音声訳を収録したCDを作成・発行しています。

アンケート調査の結果では、市にこれから特に力を入れてほしい施策として、いずれの障がい・病気でも「情報提供と、気軽に何でも相談できるような体制の充実」が多く挙げられており、特に精神障がい者と難病患者では最も多い回答となっています（→17ページ）。

今後、福祉サービスに関する情報提供や、難病、発達障がいや高次脳機能障がいを含め相談内容に応じた助言ができるようにすること、窓口に来られない人たちに関しても積極的にその要望を把握するための体制を整備し、相談機能をいっそう充実させていくことが重要です。

さらに、ICT技術（情報通信技術）による新しいメディアの活用も含め、サービスの利用に資するきめ細やかな情報提供の検討に力を入れることも大切になります。

《主な取り組み》

①相談体制の充実

*「実施区分」欄内のアルファベットの内容は、A：前計画からの継続、B：前計画から内容を付け加えて継続、C：この計画で新規に掲載した取り組みであることをそれぞれ表しています。

施策・事業	内容	所管課等	実施区分
保健福祉相談の実施	関係各課と必要に応じて連携・調整を図りながら、保健福祉に関する総合相談を実施します。	保健福祉相談室	B
「基幹相談支援センター」の設置	「基幹相談支援センター」についての検討を進め、第4期障害福祉計画期間（平成27～29年度）中に設置します。	社会福祉課	C
訪問相談体制の充実	保健師等が障がいのある人、難病患者の自宅や市内の福祉作業所等を訪問し、健康管理に必要な相談・保健指導や家族の健康管理、生活および社会復帰に関する相談を行います。	健康課 社会福祉課	A
相談・支援体制の充実	利用者が自立支援サービスをはじめとした各種サービスを適切に利用できるよう、制度や事業所の紹介などを実施するとともに、相談支援事業所への委託について検討し、相談・支援体制のいっそうの充実を図ります。	社会福祉課 健康課 地域包括支援センター	A
「こころの相談」の実施	精神科医師や精神保健福祉士による「こころの相談」を実施します。	保健福祉相談室	A
発達障がい相談体制の整備等	発達障がいに関して相談を希望する方が地域で相談できるような地域支援体制の拡充を図っていくとともに、千葉県が設置している「発達障害者支援センターCAS（キャス）」と連携・活用して発達障がいの早期発見・早期支援に努め、必要に応じた情報提供を行っていきます。	社会福祉課	C

②障がい者ケアマネジメント体制の構築・確立

施策・事業	内容	所管課等	実施区分
適切なケアマネジメントの体制の確立	在宅障がい者に関するケアマネジメントの体制を確立するため、土日・夜間を含めた相談業務を、相談支援事業所へ委託します。	社会福祉課	C
障がい者ケアマネジャーの育成	障害者総合支援法において利用者が希望するサービスを選択し、利用できるような支援が的確に行えるよう、相談担当者を対象とした研修に参加させ、職員の資質向上を図ります。	社会福祉課	A

③情報提供の充実

施策・事業	内 容	所管課等	実施区分
パソコン講座の実施	「身体障害者福祉センター」で3障がい（身体・知的・精神）の人を対象に実施している「パソコン講座」を継続し、障がいのある人および家族の情報取得技術の向上を図ります。	身体障害者福祉センター （社会福祉課）	A
情報バリアフリーの促進	I C Tの急速な進展に対応するため、各種講習会、講座の開催などによる障がいのある人の技能の向上と、障がいのない人との情報格差（デジタルデバイド）の縮小を図ります。	社会福祉課	C
ホームページのアクセシビリティ（利用しやすさ）の向上	視覚（色覚）障がい者や高齢者が市ホームページを閲覧しやすいよう、ホームページ閲覧支援ツール（文字サイズ変更・音声読み上げ・背景色変更）の導入を継続します。	秘書広報課	B
視覚障がい者に配慮した情報提供の充実	行政文書について、印刷物だけでなく、CD、カセットテープなど音声による出版に努め、視覚障がいのある人にもない人と同様の情報を提供できるよう、提供方法を充実させます。	秘書広報課 市社会福祉協議会	B
「障がい者サービス推進事業」の実施	視覚障がい者、肢体不自由者などの図書館の利用が困難な市民へ必要な情報提供を行うとともに、その読書要求に応えます。	図書館	A
高次脳機能障がい者への支援	高次脳機能障がい者への支援について、千葉県で実施する支援の取り組み（「県高次脳機能障害支援拠点機関」等）を活用しつつ、関係機関との連絡調整や情報提供などの地域支援に努めます。	社会福祉課	C
サービス情報の周知	福祉サービスの情報をよりの確に利用希望者に伝えるため、市広報紙、『しろい保健福祉ガイドブック』や個別通知等の従来の情報提供手段に加えて、携帯電話向けホームページや登録者へのメール配信サービスによる情報提供についても推進します。	社会福祉課 保健福祉相談室 企画政策課 秘書広報課	B

(2) 権利擁護体制の充実

【現状と課題】

障がいのある人が住み慣れた地域で安全に暮らしていけるためには、「権利擁護」の体制がしっかりと確立されていることが欠かせません。平成 25 年 12 月には、国連の「障害者権利条約」の批准が国会で承認され、権利擁護体制の充実がますます大きな課題となっています。また、それに向けた同 23 年の障害者基本法の改正では、第 4 条で社会的障壁の除去について「それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、…その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。」としており、いわゆる“合理的配慮”が求められています。

県においても平成 18 年 10 月、全国初となる「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」を制定し、積極的に取り組みを進める姿勢を示しています。

アンケート調査の中で、障がいがあることが原因で人権を損なう扱いを受けた経験の有無についてたずねたところ、本市においても「差別用語が使われた」などの回答がみられ（→15 ページ）、障害者差別解消法の施行（平成 28 年 4 月）を目前に控えて、国・県等から情報を収集し、取り組みを積極的に進めていく必要があります。

また、“契約”に基づく制度のもとで良質な福祉サービスの提供を確保するためには、利用者の権利を守り、権利を主張することを支援していくしくみが必要です。現在、知的障がい、精神障がい、認知症等により判断能力が十分でないために権利が侵害されやすい人への支援として、「日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）」や「成年後見制度」が行われており、第 4 期障害福祉計画期間から「地域生活支援事業」の必須事業に、「成年後見制度法人後見支援事業」が追加されています。本市でも、成年後見制度の利用が必要であるにもかかわらず家庭裁判所への申立てを行う親族がいないなどの場合に市長が代わりに行う「市長申立」や、本人や親族が申立てを行った場合の経費の助成、成年後見人等への報酬助成（「成年後見制度利用支援事業」）を実施していますが、今後も、「保健福祉センター」と市社会福祉協議会および地域のネットワークを結び、サービス利用についての援助を必要とする人すべてを対象とした利用者の権利擁護の体制をいっそう充実させていくよう努めます。

平成 23 年 6 月に成立した障害者虐待防止法が同 24 年 10 月から施行されており、市町村にはそれぞれ「市町村障害者虐待防止センター」の設置が求められています。本市では市社会福祉課窓口をセンターにあてており、虐待の通報・届出の受理等の業務を行っています。千葉県等が開催する研修への参加などにより、職員の資質の向上を図っていく必要があります。

《主な取り組み》

①権利擁護施策の推進

施策・事業	内 容	所管課等	実施区分
人権擁護のための活動の強化	人権意識の普及高揚を図るための啓発や人権擁護委員による「人権相談」を実施します。また、障がいのある人の人権を守るための各種施策を行います。	企画政策課 社会福祉課	A
「成年後見制度」の普及	意思表示の困難な障がいのある人の権利を擁護するため、「成年後見制度」（制度自体やその相談窓口）の普及と利用の支援に努めます。	社会福祉課 地域包括支援センター	A
「日常生活自立支援事業」の促進	在宅で日常生活を送る上で十分な判断ができない方や体の自由がきかない方が地域で安心して生活できるように支援する「日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）」を促進します。	市社会福祉協議会	B
苦情対応の実施	福祉サービス利用者支援体制の中で、サービス利用に関する苦情に適切に対応できるよう、地域の各関係機関と協力して利用者の意向を的確に把握し、苦情の解決に努めるとともに、必要に応じてサービス提供事業者に助言と指導を行います。	保健福祉相談室 社会福祉課	A

②当事者参画の促進

施策・事業	内 容	所管課等	実施区分
まちづくりへの参画の促進	障がいのある人からの情報や「生の声」を聴くために市政懇談会を開催するほか、各種シンポジウムおよび講演会に障がいのある人の参加を促し、市政への参画を促進します。 また、障がいのある人やその家族の声を各種施策に的確に反映させるため、市と当事者が一緒になり、計画の策定や進捗状況の把握に努めます。	関係各課 社会福祉課	A

③選挙における配慮の実施

施策・事業	内 容	所管課等	実施区分
投票しやすい環境の整備	各投票所に簡易スロープ、点字器、点字氏名掲示、車いす、老眼鏡、文鎮などを設置するとともに、必要に応じて職員が代理投票（本人の意思を2人の職員で確認したうえで代筆する）を行い、障がいのある有権者が投票しやすい環境となるよう努めます。	選挙管理委員会	C

④障がい者虐待防止対策の推進

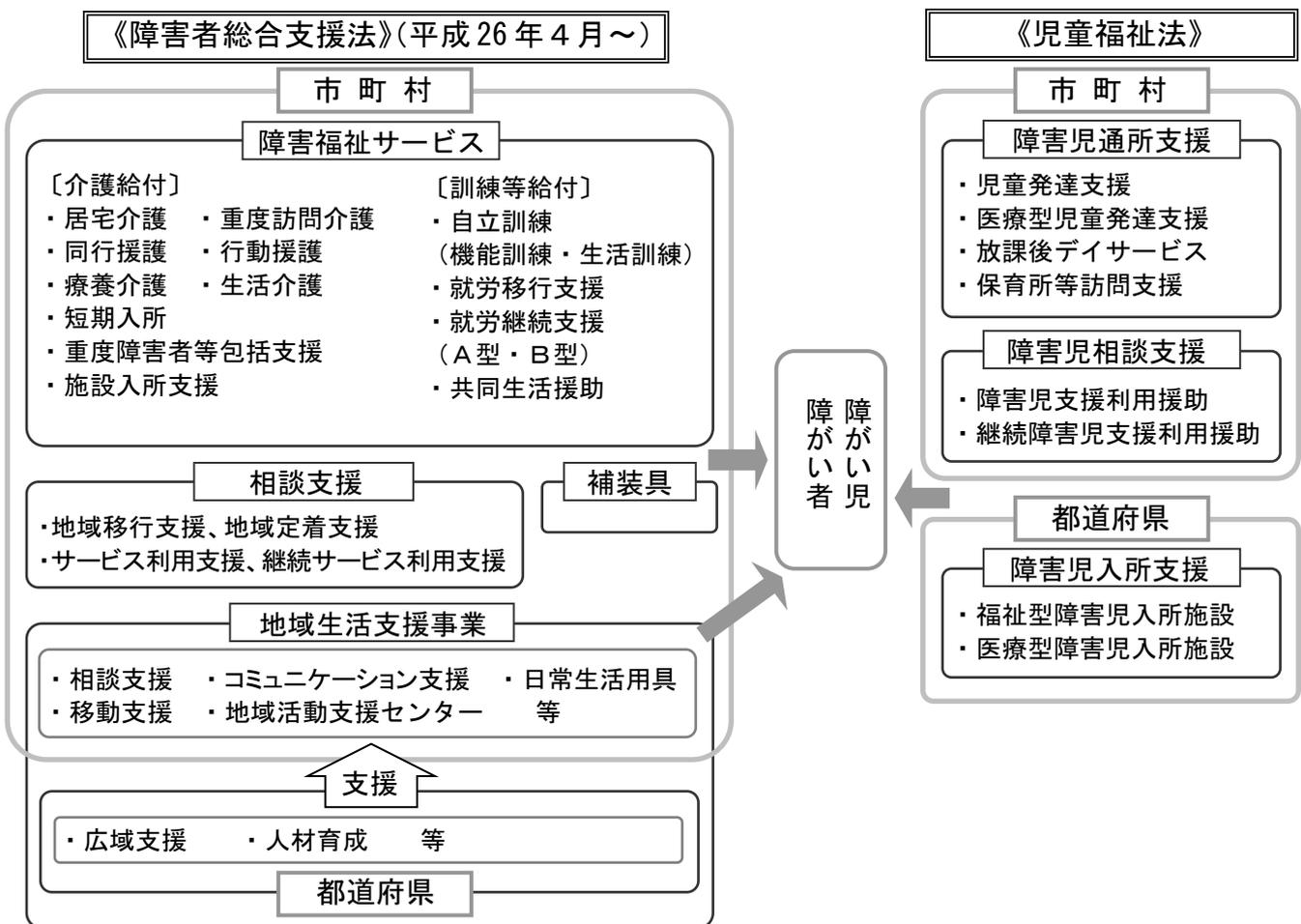
施策・事業	内 容	所管課等	実施区分
障がいのある人・高齢者の虐待防止等対策	障がいのある人や高齢者への虐待について、「(家庭等における)暴力対策ネットワーク会議」での対応や相談・支援により、虐待の防止、早期発見・早期対応に努めます。	社会福祉課 地域包括支援センター 保健福祉相談室	A

(3) 福祉サービスの充実と支援施設の整備

【現状と課題】

障がいのある人への福祉サービスは、障害者自立支援法の制定以降、「訪問系サービス」、「日中活動系サービス」、「居住系サービス」の3つから成る「指定障害福祉サービス」と「相談支援」、および「地域生活支援事業」で構成されていますが、従来の「ケアホーム（共同生活介護）」は、障害者総合支援法の改正施行により、平成26年4月から「グループホーム（共同生活援助）」に統合・一元化されています。また、従来の「コミュニケーション支援事業」は、第4期障害福祉計画期間から「意思疎通支援事業」に名称が変更されています。

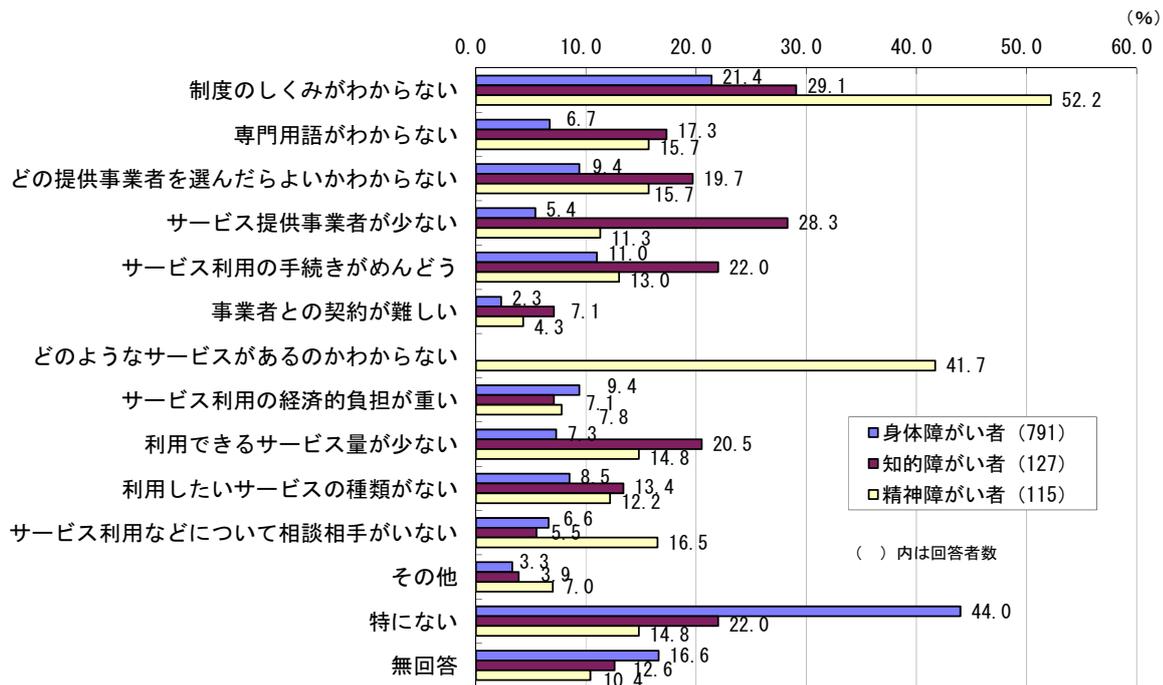
障がいのある人のための福祉サービスの体系



「地域生活支援事業」については、利用料等具体的な内容を市町村が主体的に、地域の実情や利用者の状況に応じて柔軟に決定できるサービスとなっており、第4期計画期間から「必須事業」の数が大幅に増やされましたが、今後も、本市の障がい福祉施策の特色を出すものとして適切なサービスメニューを提供し、障がいのある人の地域での生活を支えていく必要があります。

アンケート調査の結果では、“福祉サービスについて困っていること、心配なこと”として、身体障がい者では「特になし」と「制度のしくみがわからない」が、知的障がい者では「制度のしくみがわからない」と「サービス提供事業者が少ない」が、精神障がい者

では「制度のしくみがわからない」と「どのようなサービスがあるのかわからない」が多くなっています（*複数回答）。利用者にとって制度が難解であることがうかがえます。



《主な取り組み》

①指定障害福祉サービス等の充実

施策・事業	内容	所管課等	実施区分
指定障害福祉サービスの推進	障がいのある人の自立の支援・促進や介護者・支援者の負担の軽減を図るため、障害者総合支援法に基づく「指定障害福祉サービス」事業の推進を図ります。	社会福祉課	A
補装具費の支給	身体上の障がいを補い、日常生活を容易にする補装具の費用を給付し、自立生活の支援・充実を図ります。	社会福祉課	C
身体障害者福祉センターの充実	地域生活をしている障がいのある人が身体機能を維持し、他者との交流を図っていきいきとした生活を送れるよう、定期的な講座やパソコン開放、理学療法士による相談の実施、就労している障がいのある人の仲間づくりの場の提供など「身体障害者福祉センター」事業の充実に努めます。	社会福祉課	B
地域生活支援拠点の整備	第4期障害福祉計画についての国の「基本指針」で示された「地域生活支援拠点等」を具体的要件を満たしながら整備し、地域における相談、体験の機会や場の整備、緊急時の障がいのある人等の受け入れ・対応、人材の確保・養成などの機能の提供を図ります。	社会福祉課	C

②地域生活支援事業の充実

施策・事業	内 容	所管課等	実施区分
地域生活支援事業の推進	地域で暮らす障がいのある人の自立・日常生活の支援、および介護者の負担の軽減のため、個々のニーズに合った移動支援や意思疎通支援（ガイドヘルプや手話通訳）、日中一時支援、日常生活用具給付などの「地域生活支援事業」の推進を図ります。	社会福祉課	A
難病患者等日常生活用具の給付	難病患者等に特殊寝台等の日常生活用具を給付することにより日常生活の便宜を図ります。	社会福祉課	A

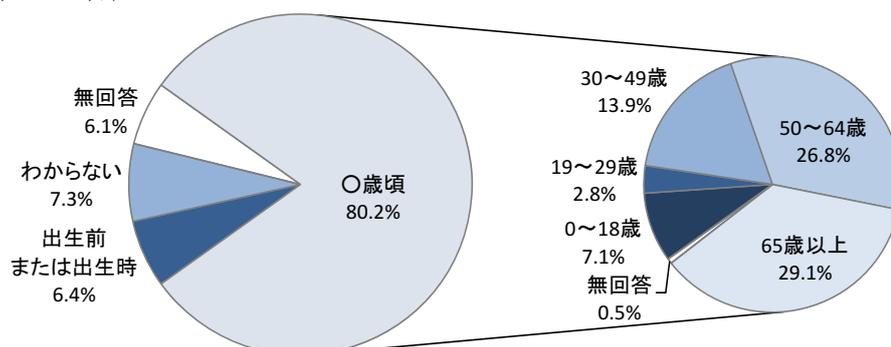
*なお、「福祉サービスの充実」等については、「障害福祉計画」の主要な内容となっているため、本計画ではその詳細・具体的な内容については掲載しないこととします。個々のサービスの内容、提供量の見込みやその確保方策等については「第4期（第5～7期）障害福祉計画」をご参照ください。

(4) 保健・医療サービスの充実

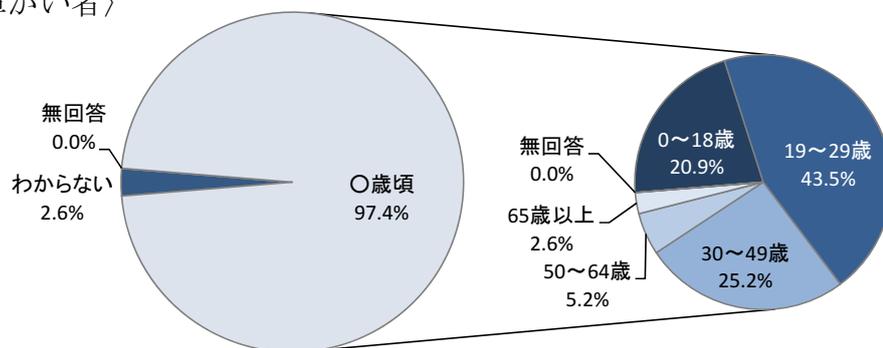
【現状と課題】

アンケート調査の“障がいが発生した年齢、初めて受診した時期”の質問の結果では、身体障がい者では「65歳以上」という回答が29.1%（具体的な年齢を回答した人の中では36.3%）と最も多く、「50～64歳」が26.8%（同33.4%）と次いで多く、両選択肢で過半数を占めており、精神障がい者では「19～29歳」、「30～49歳」という回答が多くなっています。特に身体障がい者では、病気等による中年期以降の「中途障がい」が多くなっていることが分かります。

〈身体障がい者〉



〈精神障がい者〉



一方、健康づくり、介護保険制度の分野においては、それぞれ『健康日本21(第2次)』、国(厚生労働省)の各種通知等によって“予防重視型システム”の方向性が打ち出され、“一次予防”に力を入れていくことが示されていますが、障がい者施策の分野でも身体障がい等の発生予防、早期発見・早期対応がより重要になります。生活習慣病をはじめとする疾病を予防し、あるいは早期発見、早期治療を行って、身体障がい等の発生予防・重度化の予防に努めていく必要があります。また、乳幼児健康診査の充実などによる知的障がい等の早期発見・早期対応(早期療育)等や、精神疾患の早期発見・早期治療も重要です。

また、知的障がい者、難病患者では特に、障がいや病気に対する専門的な医療サービスが必要不可欠であると同時に、日常の医療や歯科医療を受ける際にも、知的障がい者などでは障がいのために症状を的確に伝えることができないことも、大きな課題の一つとなっています。

《主な取り組み》

①早期発見・療育の体制の充実

施策・事業	内 容	所管課等	実施区分
母子保健事業の推進	新生児訪問、乳児育児相談、1歳6か月および3歳児健康診査の際に医師等による内科診察・健康相談等を行い、疾病や精神・運動発達の遅れを早期に発見して、事後指導・健康相談の充実を図ります。	健康課	A
療育システムの充実	障がいのある乳幼児やその保護者が、必要な支援を一貫して継続的に受けられるようにするため、関係機関と連携を図り、「ライフサポートファイル」を活用するなどして、体制の整備・充実に努めます。	社会福祉課 健康課 子育て支援課 学校教育課	B
療育相談・指導の実施	発達障がい児および発達障がいの疑いのある児童を対象に、基本的な生活習慣や理解力、言語、社会性を習得できるよう、療育・医療相談、個別指導・グループ指導等個々に必要な指導や支援を行い、心身の発達を促進・支援します。	子育て支援課	B

②保健サービスの充実

施策・事業	内 容	所管課等	実施区分
各種健（検）診事業の実施	障がいがあっても受診しやすい環境づくりを心がけ、各種健（検）診（特定健康診査および各種がん検診等）を受診し、自らの健康管理に役立てることができるよう図ります。	健康課 社会福祉課	A
歯科保健の推進	障がい者（児）の口腔機能を維持するため、歯科衛生指導や歯科健康診査を実施します。	健康課	A

③医療・リハビリテーションの充実

施策・事業	内 容	所管課等	実施区分
生活習慣病予防の推進	健（検）診の後に、その結果に応じた生活習慣病予防に関する健康教育等を実施し、生活習慣の見直しと改善のための支援を行います。	健康課	A
健康相談の実施	障がいのある人、難病患者およびその家族を対象に、関係機関等との連携により健康問題に関する相談を実施します。	健康課 保健福祉相談室	A

施策・事業	内 容	所管課等	実施 区分
医療機関情報等の提供	市民が病院の場所や時間、休診日、急病時の対応などを知り、安心して生活を送れるよう、市広報紙、ホームページ、「健康カレンダー」等で医療機関等の情報を提供します。	健康課	B

2 社会参加の支援・促進

(1) 障がい児の保育・教育の充実

【現状と課題】

障がいのある子どもの可能性を最大限伸ばし、将来の社会的な自立や社会参加の実現を図るため、子どもたち一人ひとりの個性や適性に応じた保育・療育および教育は重要な役割を果たしています。このため、本市では平成13年度から『こども発達センター』を設置して療育体制の充実を図っています。

教育分野では、障がいの種類や程度に応じて特別の場で指導を行う「特殊教育」から、通常の学級に在籍する学習障がい（LD）、注意欠陥／多動性障がい（ADHD）、高機能自閉症等の児童・生徒も含め、障がいのある児童・生徒についてその一人ひとりの教育的ニーズを把握し適切な教育的支援を行う「特別支援教育」への転換が進められました。本市でも、障がいのある児童・生徒の良さや可能性を伸ばし社会的な自立を図るための教育活動を、「特別支援教育コーディネーター」を活用しながら推進するとともに「個別の指導計画」を作成して、“個”に応じた指導内容の充実に努めています。平成27年度現在、「個別支援学級」を、市立の小学校（全9校）に20学級、中学校（全5校）に11学級設置しています。また、言語障がいのために特別な支援を必要とする児童のための「通級指導教室」が白井第三小学校と南山小学校にあります。今後も、さまざまな障がいのある児童・生徒を学校教育全体の中で受けとめ、多様な教育（「特別支援教育」）を展開することにより、障がいのある個々の児童・生徒に、“個”に応じた最も適切な教育の場を確保していくことが大切です。また、児童・生徒の指導に当たる教職員が障がいや障がいのある児童・生徒に関する認識と理解を深める必要があることから、教職員への研修をいっそう充実させることが重要になります。

また、平成23年7月の障害者基本法改正によって、障がいのある児童・生徒も障がいのない児童・生徒もともに学ぶ「インクルーシブ教育システム」の方向性が、「特別支援教育」と並ぶ学校教育におけるもう1本の柱として示されました。「ノーマライゼーション」の理念や「ともに生き、ともに参加する地域」を実現するためには、子どもの頃から障がいのあるなしにかかわらず「ともに育ち、ともに学ぶ」という考え方が大切であることから、学校教育において障がいのある児童・生徒と障がいのない児童・生徒との「交流教育」を拡充するとともに、放課後児童対策の推進を図ることが必要です。

義務教育就学前の障がいのある子どもの育成に関しては、保育園等への障がい児の受け入れを促進したり、障がい児の通園訓練への支援に努めることが課題となります。

《主な取り組み》

①早期療育・保育の充実

施策・事業	内 容	所管課等	実施区分
療育システムの充実 〔再掲〕	障がいのある乳幼児やその保護者が、必要な支援を一貫して継続的に受けられるようにするため、関係機関と連携を図り、「ライフサポートファイル」を活用するなどして、体制の整備・充実に努めます。	社会福祉課 健康課 子育て支援課 学校教育課	B
療育相談・指導の実施 〔再掲〕	発達障がい児および発達障がいの疑いのある児童を対象に、基本的な生活習慣や理解力、言語、社会性を習得できるよう、療育・医療相談、個別指導・グループ指導等個々に必要な指導や支援を行い、心身の発達を促進・支援します。	子育て支援課	B
保育園における受け入れの推進	公立保育園における障がい児の入所受け入れ体制の充実に努め、障がい児が自立していけるよう一人ひとりの個性や適性に応じた保育を行います。	保育課	A

②学校教育（特別支援教育）の推進

施策・事業	内 容	所管課等	実施区分
就学相談の充実	一人ひとりの障がい、能力、適性等に応じた教育ができるよう、「就学指導委員会」など相談体制の整備を図り、適切な就学相談を行います。	学校教育課	A
通級指導の充実	言語に軽度の障がいのある児童が、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら障がいの状態に応じて特別な指導を受けることができる「通級指導教室」の充実を図るとともに、通級指導教室に自家用車で通う児童の保護者にガソリン代の補助を行います。	学校教育課	B
個別支援学級の充実	障がいの種類や程度に応じた教育ができるよう、施設・設備の充実や学級の開設を図り、必要に応じて介助員を配置します。	学校教育課	A
教職員の研修の充実	教職員の障がい者（児）理解を深めるため、研修等の充実を図ります。 また、個別支援学級の担任について各種研修を充実させ、担当教諭の資質の向上に努めます。	学校教育課	A

③インクルーシブ教育システムの推進

施策・事業	内 容	所管課等	実施区分
交流教育の充実	各学校の計画に基づき、障がいのある児童・生徒と障がいのない児童・生徒との交流教育を推進します。	学校教育課	A
障がい者理解の促進	小中学校において、障がい者理解のため、ボランティア活動や福祉活動などの充実を図るとともに、障がい者理解の学習や障がいのある人との交流教育を進めるなどの福祉教育を推進します。	学校教育課 教育センター室	A

④放課後対策の充実

学童保育への受け入れ体制の整備	指導員を加配して障がいのある児童を学童保育所で受け入れ、健全育成を図ります。	保育課	A
放課後対策事業の実施	特別支援学校通学児など障がいのある中高生に放課後の活動場所を提供するため、障害者支援センターでの受け入れ（「基準該当児童デイサービス事業」）を継続します。	社会福祉課	C

(2) 就労の支援・促進

【現状と課題】

就労することは、生活していくための糧や生きがいなどを得るための手段であるだけでなく、「社会参加」の最たるものの一つでもあると言え、障害者総合支援法およびそれに基づく国の「基本指針」などにおいても、特に力を入れて取り組んでいくべき事項と位置づけられてきました。「障害者トライアル雇用事業」等が実施され、職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援も受けやすくなるなど、多くの新しい施策・事業が進められています。

本市では、市内における雇用の場が非常に限られていることなどにより市としての本格的な就労支援事業についてはあまり進んでいない状況にあります。今後は、事業主への働きかけや、公共職業安定所（ハローワーク）や他市町村との連携を図っての障がい当事者への情報提供など、関係機関と連携してよりいっそうの支援に取り組んでいく必要があります。また、各種の職業訓練施設について障がいのある人への周知を行い、それら施設との連携を強化していくことも大切です。

また、民間事業者における障がい者雇用を促進するためには、まず市役所および関連機関が率先して障がい者雇用を励行することが重要ですが、「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」が改正され、平成 25 年 4 月 1 日から法定雇用率が、下記の表のように変わっています。

障害者法定雇用率

区 分	法定雇用率 (平成25年4月1日～)
民間企業	2.0%
国および地方公共団体等	2.3%
都道府県等の教育委員会	2.2%

しかし、障がいのある人の中には、民間事業所や官公署における“一般就労”が困難な人も少なくなく、そのため「福祉的就労」の場の整備・充実が重要な課題となっています。本市には障がいのある人の日中活動や就労・自立に向けての訓練、また福祉的就労の場として平成 27 年度現在、「身体障害者福祉センター」、「福祉作業所」、精神障害者共同作業所『ぽけっと』・『第2ぽけっと』があり、障がいのある人が就労していますが、支援を継続して活動内容・活動環境のいっそうの充実を図っていくことが必要です。

平成 25 年 4 月から「障害者優先調達推進法」が施行され、国、都道府県、市町村等による障害者就労施設等からの物品調達の推進などに関し、障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、施設等が供給する物品等について需要の増進が図られています。本市では「白井市障害者就労施設等からの物品等の調達方針」を、毎年度制定しています。

《主な取り組み》

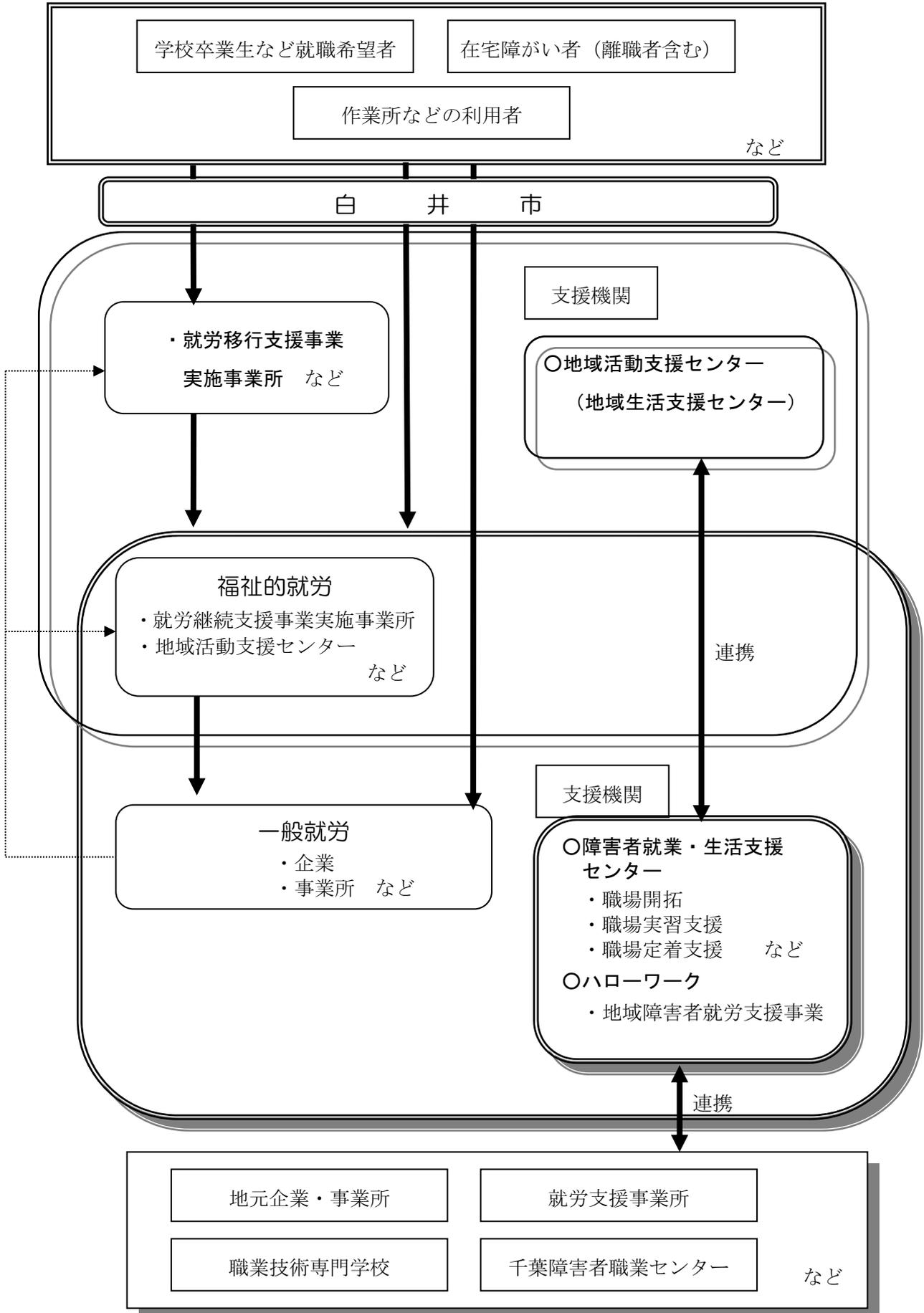
①一般就労の促進

施策・事業	内 容	所管課等	実施区分
障がい者雇用への理解の促進	障がい者雇用の義務、障がいのある人の職業の安定について中小企業等の事業主へ周知するとともに、各種支援・助成制度の活用や優遇措置についても周知を図ります。	商工振興課	B
連携の推進・強化	国・県（公共職業安定所）との連携を推進・強化し、相談と情報提供など、きめ細やかで親切かつ適切な対応を図ります。また、特別支援学校、職業訓練校、事業主等の関係機関等との十分な連携により、相談や指導の体制を支援します。	商工振興課	B
就労・生活支援機能の整備	「地域生活支援センター」など地域の核となる施設に相談支援事業を委託し、障がいのある人の就労に関する相談を生活全般の問題も含めて対応・調整できるよう、相談機能の充実を図ります。	社会福祉課	B
一般就労の支援	公共機関等で、一般就労に向けた職場実習や体験の機会を提供します。	社会福祉課	A
公共機関における障がい者雇用の推進	市役所、公民館、図書館などの公共施設において、障がいのある人の雇用を推進し、法定雇用率以上の雇用に努めます。	総務課	B

②福祉的就労の促進

施策・事業	内 容	所管課等	実施区分
福祉施設の整備の推進	「地域自立支援協議会」（就労支援部会）と連携を図りながら、通所事業所の整備に努めるとともに、「グループホーム」、「地域活動支援センター（地域生活支援センター、作業所）」等の福祉施設の整備の支援を行います。	社会福祉課	B
「優先調達」の推進	「白井市障害者就労施設等からの物品等の調達方針」の内容を、調達実績とともに公表します。また、市の各部課に市内就労施設等が供給できる物品等について情報提供し、物品等調達額の増加に努めます。	社会福祉課	C

◇白井市の就労支援体制（イメージ）



(3) 各種活動の支援・促進

【現状と課題】

人は仕事に就いて働くだけでなく、「余暇活動」も行ってはじめて真に人間らしい生活を送っていると言えるでしょう。人の“生活の質”を向上させるうえで、スポーツ・レクリエーション、文化芸術等にふれる余暇活動は重要な役割を果たします。その人自身が参加への意欲を持ち努力するとともに、すべての人が社会参加できるような環境づくりを進めることが重要な条件と言えます。現在、障がいのある人のスポーツ活動については、『梨マラソン大会』への特別支援学校の生徒の参加や県の「障害者スポーツ大会」への参加などがあり、また文化活動に関しては、文化会館やプラネタリウム館に車いす席などを設けているほか、図書館では障がいのある人へ資料の無料郵送や宅配、貸し出し期間延長などの柔軟なサービスを行っています。今後も引き続き、すべての人が気軽に参加できるよう、スポーツ・文化等の活動の充実、サークル活動などの自主的な活動への支援が必要です。

また、障がいのある人が社会や地域に「完全に参加」しているとはまだ言い難いのが現状です。例えば、肢体不自由者や視覚障がい者、聴覚障がい者などは、その障がいによって外出や情報の収集、コミュニケーションの確保に大きなハンディキャップを抱えています。こうした障がいのある人などの日常生活の利便性の向上を図り、自立と社会参加を促進するために、障がいのある人などが迅速かつ的確に情報を収集しコミュニケーション手段を確保できる環境づくりと、外出・移動手手段の整備が、重要な課題であり続けます。またICT（情報通信技術）の急速な進展により、障がいのある人も自宅などにいながら世界とつながり、他者とコミュニケーションをとって必要な情報の収集や発信を行うことが可能になりました。これに対応して、ICT技術の向上やパソコンを利用するための支援等が必要となっています。

障がいのある人にとって、障がい関連団体の存在は、相談・情報提供の場、支えあい・助けあいの場、レクリエーションや社会参加の場として果たす役割が大きく、かけがえのないものとなっています。障がいのある人やその家族が運営している各種当事者団体活動への支援も重要です。平成27年度現在、市内には身体障害者友の会『にこにこ』、『白井市心身障害児者父母の会』、『聴覚障害者友の会』、視覚障がい者の『あゆみの会』、発達障がい児の親の会『いちごの会』、精神障害者家族会『しらゆりの会』などがあり、計画策定に向けた「障害者団体懇話会」においては、新規会員の獲得が困難で会員数が減少していること等が共通の課題として挙げられています。本市では今後とも、いっそうの活性化につながる支援を行っていきます。

《主な取り組み》

①外出、コミュニケーション支援施策の推進

施策・事業	内 容	所管課等	実施区分
外出支援対策の推進	障がいのある人の外出機会を拡大するため、タクシー券交付の対象者、事業者の拡大や「地域生活支援事業」の「移動支援事業」・「意思疎通支援事業」の推進のほか、福祉車両の貸し出しや通院の送迎など地域のニーズに合ったサービスの推進を図ります。	社会福祉課 市社会福祉協議会	B
多様な活動機会の提供	障がいのある人のニーズに合わせてコミュニケーション支援の事業、ボランティア活動などを活用してガイドヘルパー、手話通訳者等介助者・支援者を派遣し、さまざまな活動に参加する機会の提供を図ります。	社会福祉課 市社会福祉協議会	A

②スポーツ・文化芸術活動等の促進

施策・事業	内 容	所管課等	実施区分
スポーツ・文化等活動の支援・促進	障がいのある人も気軽に参加しやすい行事、講座、教室など障がいのある人のスポーツ・文化芸術・レクリエーション活動を支援・促進し、指導者の育成、施設のバリアフリー化、学校体育施設の開放、サークル活動への参加相談、援助者の配置、外出の支援など障がいのある人の社会参加・利用促進を図ります。	生涯学習課 文化課 社会福祉課 保育課	B

③当事者団体の育成支援

施策・事業	内 容	所管課等	実施区分
障がい者団体の育成	「身体障害者福祉センター」、「地域福祉センター」を中心として、障がい者関連団体の活動の場の提供や育成を図ります。	社会福祉課 市社会福祉協議会	B
団体間のネットワークづくりの支援	当事者団体相互の連携の強化とネットワークづくりを支援します。	社会福祉課	A

3 快適で人にやさしいまちづくりの推進

(1) 福祉活動の促進

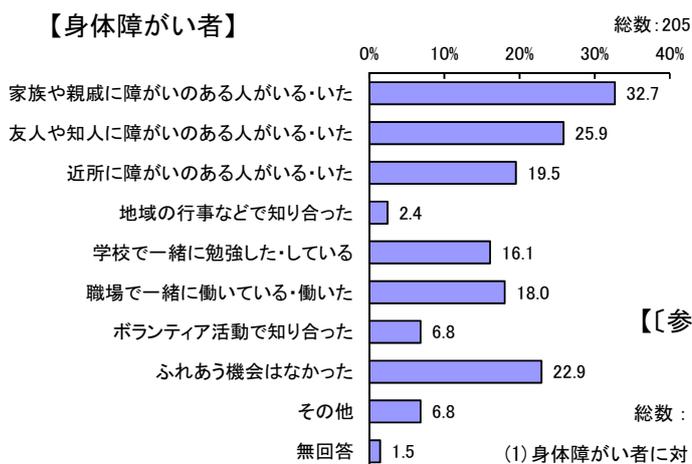
【現状と課題】

本市においては、市民に向けてさまざまな形で充実した広報・啓発・普及活動を行うよう努めていますが、社会における障がいのある人への理解はまだ不十分で、「意識上の障壁（バリア）」が存在しており、「心のバリアフリー」が達成されたとは言えない状況です。「障がいのある人もない人もともに生き」る地域づくりの実現のため、障がいや障がいのある人についての正しい理解と認識の定着を促進していくことが必要です。市の広報紙や市社会福祉協議会が発行している『社協白井』、各公式ホームページなどをいっそう活用し、市民への広報・啓発を積極的、継続的に行っていく必要があります。特に、精神障がい者や難病患者のほか、平成22年の「整備法」の制定等により“障害者”の範囲に含まれることが明示された発達障がい者、高次脳機能障がい者等についても正しい理解を深めるよう留意する必要があります。

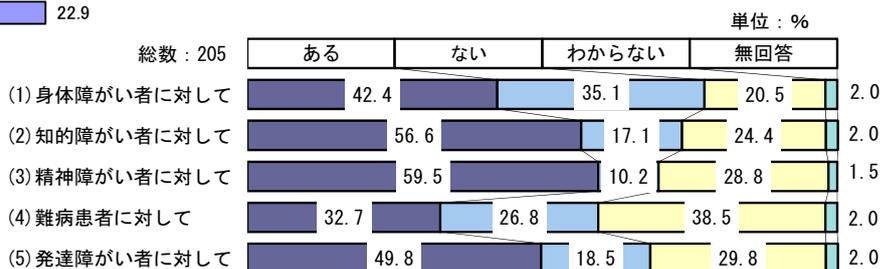
障がいのある人が地域自立生活を続ける上では、保健・医療・福祉サービスの担い手とともに、ボランティアやNPOによる支えが不可欠になっています。この現状から、地域におけるボランティア活動、NPO活動への支援・促進が重要となっています。

アンケート調査では、「障がいのない市民調査」における、今までの日常生活の中での障がいのある人との交流の経験についての質問（*複数回答）の結果で、「ボランティア活動で知り合った」という回答が6.8%となっており、ボランティア活動が障がいのある人とない人とのふれあいのきっかけにもなっていることがうかがえます。こうしたことから、ボランティアの育成、ボランティア活動体制の強化などの取り組みをさらに進めていくことが重要になります。

【身体障がい者】



【【参考】障がいのある人等への差別・偏見があると思うか】



《主な取り組み》

①啓発活動の充実

施策・事業	内 容	所管課等	実施区分
理解の啓発推進	市民に障がいや障がいのある人への理解のための情報を、市広報紙、ホームページ等への掲載や講演会・研修会等の開催、福祉サマースクールなどによって提供し、理解についての普及啓発の推進を図ります。	社会福祉課 保健福祉相談室 子育て支援課 健康課 市社会福祉協議会	B
障害者週間行事の開催	「障害者週間」(12月3日～9日)に合わせて、障害者週間行事の開催に取り組みます。	社会福祉課	A
『ふれあい広場チャレンジパーソンスポーツ』の活用	本市で開催している『ふれあい広場チャレンジパーソンスポーツ』への参加を促進し、障がいのある市民とない市民等とのスポーツを通じた交流の機会の拡大を図ります。	社会福祉課	C
職員等の研修機会の充実	職員および教職員を対象とした、障がい・障がいのある人に関する研修への参加の機会を設け、その充実を図ります。	総務課 社会福祉課 教育センター室	A
障がい者理解の促進 〔再掲〕	小中学校において、障がい者理解のため、ボランティア活動や福祉活動などの充実を図るとともに、障がい者理解の学習や障がいのある人との交流教育を進めるなどの福祉教育を推進します。	学校教育課 教育センター室	A

②ボランティア、NPO活動の促進

施策・事業	内 容	所管課等	実施区分
ボランティアセンター活動の強化	ボランティア活動や福祉NPO活動を支援するとともに、ボランティアを必要とする人との間をつなぐ「ボランティアセンター」の充実を図ります。	市社会福祉協議会	A
ボランティアの育成	「ボランティアセンター」などにおいて専門的な研修等を行い、多様なニーズに対応できるようボランティアの育成を図ります。また、活動しやすい環境づくりを進めながら、組織的な活動になっていくように支援し、地域に根づいた継続的な活動の促進を図ります。	市社会福祉協議会 社会福祉課	A

ボランティア情報の充実	<p>広報紙『社協白井』やホームページ、ボランティアセンター情報紙で障がい者ニーズ等の紹介を行い、住民啓発とボランティア登録者の増強を図ります。また、手話・朗読等の障がい者関連の各種講座の開催につき、広く情報提供を図ります。</p>	市社会福祉協議会	B
地域ぐるみ福祉ネットワーク事業の促進	<p>地区社会福祉協議会（市内7地区）による「いきいきサロン」など、地域の特性を活かした「地域ぐるみ福祉ネットワーク」の促進を図ります。</p>	市社会福祉協議会 社会福祉課	B

(2) バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進

【現状と課題】

障がいのある人が安全に日々を送り、社会のあらゆる分野に参加し活動するためには、さまざまな物理的障壁（バリア）を取り除いていくこと、またそもそもはじめから障壁をつくらぬようなまちづくりを進めていくことが基本的条件となります。

そのためには、障がいのある人や高齢者をはじめ「すべての人にやさしいまち」、「誰にでも公平に使用でき、年齢や能力に関わりなくすべての人が住みやすい福祉のまち」づくりを進めていくことが必要です。

本市ではこれまでも「バリアフリー新法」（*通称）や「千葉県福祉のまちづくり条例」等に基づいて、歩道の段差・勾配改良や視覚障がい者誘導ブロックなどの整備、学校施設の耐震等改修、パトロールによる歩道の点検、鉄道事業者と協力しての白井駅・西白井駅の整備などを図ってきました。

しかし、バリアフリー・ユニバーサルデザインの観点から市内にある建築物、道路、公園、住宅等をみた場合、まだ十分とは言えません。今後も引き続き、「千葉県福祉のまちづくり条例」および施行規則等の普及に努めるとともに、市全体でバリアフリー化、ユニバーサルデザインの推進を図っていく必要があります。

また、そうしたハード面の環境を整備していくこととともに、障がいのある人などの外出・移動手段の整備を推進する“ソフト面”の支援施策も必要とされています。

地区によってはバスなど公共交通が不便との声が多い本市においては、「タクシー券交付事業」の利用、福祉車両『ゆうあい号』の貸し出し、市社会福祉協議会が行う「外出支援サービス」、「ガイドヘルパー派遣」制度、そして地域生活支援事業の「移動支援事業」などにより障がいのある人の移動手段の確保を図っているところです。

《主な取り組み》

①外出環境の整備（福祉のまちづくり）

施策・事業	内 容	所管課等	実施区分
都市公園の整備	障がいのある人を含めたすべての人々が、安全、快適に利用できる公園づくりに努めます。	都市計画課	A
公共施設のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進	身体障がい者等の自立と積極的な社会参加を支援・促進するため、誰もが利用する建築物において、「バリアフリー新法」と「千葉県福祉のまちづくり条例」に基づき身体障がい者等が安全に安心して利用できるような整備を推進します。	管財契約課 教育総務課	A
民間建築物における福祉的配慮の推進	民間の建設関係事業者にPRを行うとともに、新設する建築物に関して「千葉県福祉のまちづくり条例」への適合を要請していきます。	建築指導課	A
交通安全施設等の整備	障がいのある人や高齢者が道路を安全に通行できるよう、歩道の新設、視覚障がい者誘導ブロックの敷設、歩道の段差や勾配の改良、音響式信号機等の整備を、関係機関と協力しながら計画的に推進します。	道路課 市民安全課	A
循環バスの充実	障がいのある人を含めた「交通弱者」の日常生活における移動手段を確保するため、循環バスの充実を図ります。	企画政策課	A
路上放置物等障害物の解消	障がいのある人が歩道を安全に安心して通行できるよう、関係機関と協力して不法占有物の撤去を行うとともに、歩行空間の確保に努めます。	道路課	A
バリアフリーの商環境づくり	商業施設やそこまでの経路のバリアフリー化を進め、買い物がしやすい環境づくりを進めます。	商工振興課	A

②住宅バリアフリーの促進

施策・事業	内 容	所管課等	実施区分
住宅増改築相談の実施	障がいのある人が生活しやすいように工夫された住宅の整備を進められるよう、「住宅増改築相談」の充実と推進に努めます。	建築指導課	A
「住宅改造費助成制度」の推進	障がいのある人が在宅で快適に日常生活を営み、自立および介助に適した環境を実現できるよう、浴室、トイレ、廊下等の改造に要する費用の一部を助成し、住環境の充実を図ります。	社会福祉課	A

(3) 防災・防犯等対策の推進

【現状と課題】

障がいのある人は、災害や犯罪に対してさまざまな不安を抱えています。障がいのある人が住み慣れた地域で安全に、安心して生活できるよう、災害、犯罪等に対する備えを充実させていくことが重要な課題となっています。平成23年3月に発生した「東日本大震災」では、普段からの“避難行動要支援者（災害時要援護者）対策”の重要性が改めて浮き彫りになりました。

アンケート調査の結果で、災害に備えて必要だと思う対策として、身体障がい者と精神障がい者では「避難先での医療・治療体制の整備」が、知的障がい者では「障がいの特性ごとに対応した安心できる避難場所の整備」が、難病患者では「医療器具や内服薬などの確保」がそれぞれ最も多く挙げられており、重要な課題となっていることがうかがえます。

	身体障がい者調査 (総数：791)	知的障がい者調査 (総数：127)	精神障がい者調査 (総数：115)	難病患者調査 (総数：210)
第1位	避難先での医療・治療体制の整備 36.4%	障がいの特性ごとに対応した安心できる避難場所の整備 54.3%	避難先での医療・治療体制の整備 33.9%	医療器具や内服薬などの確保 44.3%
第2位	地域ぐるみの協力体制の強化 26.4%	障がい者の避難への手助け 35.4%	病気や障がいの特性ごとに対応した安心できる避難場所の整備 27.8%	避難先での治療体制の整備 33.8%
		避難先での医療・治療体制の整備 35.4%		
第3位	障がい者の避難への手助け 26.0%	—	災害時の心得や地震等に関する知識の普及 24.3%	地域ぐるみの協力体制の強化 29.5%
			地域ぐるみの協力体制の強化 24.3%	
			避難先での病人や障がい者に対応した備蓄 24.3%	

このため、市の「地域防災計画」を基本として、災害時に不安を抱えている人への対応が速やかに行えるよう、体制づくりや訓練などを実施していくことが大切になっています。特に、地域における“自主防災組織”による対応は、災害等の初期段階における重要な要素であり、地域住民の理解と協力を高めるための意識啓発と組織づくりが求められます。

また、平成23年の障害者基本法改正では、「障害のある人の、“消費者”としての利益の擁護・増進」に関する規定が盛り込まれています。本市では、「消費生活センター」を設置し、週5日、障がいのある人も含めたすべての市民を対象に、消費生活に関する相談への対応・苦情処理などを行っています。

《主な取り組み》

①防災・防犯等対策の推進

施策・事業	内 容	所管課等	実施区分
防災知識の普及	障がいのある人および介助者等の防災に関する知識の普及を図るため、パンフレット、市広報紙等による啓発や防災訓練を行います。また、災害時に障がいのある人が安全に避難できるよう、防災訓練への参加の促進を図ります。	市民安全課 社会福祉課	A
緊急通報体制の整備	「消防緊急通信指令システム」の活用により緊急時の支援活動および災害時における救援活動が円滑・迅速に実施できるよう、体制の整備に努めます。	社会福祉課 市民安全課	A
地域防災コミュニティを主体とした地域障がい者支援策の確立	地域の住民がお互いに協力しあい、地域全体の安全を守るという意識の高揚と自発的な防災活動を促進して「自主防災組織」の設立を図り、福祉関係者、消防機関および自主防災組織等が連携、協力しながら地域内の“避難行動要支援者（災害時要援護者）”の把握に努め、地域における障がいのある人や高齢者の救護体制の確立を図ります。	市民安全課 社会福祉課	A
名簿・「個別支援計画」の作成	避難行動要支援者（災害時要援護者）「対象者名簿」の項目の加除を行います。また、要支援（要援護）者の「個別支援計画」の策定を進め、システム改修と合わせて対象者からの同意確認を行います。	市民安全課 関係各課	C
供給協定の締結	災害発生により被災した障がい・病気のある人や高齢者が必要とする医療品や器具等について、関係機関とあらかじめ「供給協定」の締結等を行い、確保に努めます。	市民安全課 関係各課	A
避難所における配慮の充実	障がいのある人や高齢者が、避難所において、必要な介護やプライバシーの保護を確保できるよう配慮するとともに、仮設住宅への優先的な入居に努めます。	市民安全課 関係各課	A
犯罪被害防止の普及	障がいのある人が犯罪被害に遭わないための知識を習得するために、『なるほど行政講座』などの利用促進を図ります。	社会福祉課	A

②消費生活相談の実施

施策・事業	内 容	所管課等	実施区分
「消費生活相談」等の実施	<p>「消費生活センター」で、窓口での相談の他、電話での相談も受け付ける「消費生活相談」を継続し、障がいのある人も含めたすべての市民の消費生活全般についての相談や苦情を受け付け、解決を支援します。</p> <p>また、市広報紙、ホームページ、「消費者だより」等で消費者被害の事例情報、悪質商法の手口等に関する情報、訪問や勧誘による販売やネットショッピング等の留意点等の消費生活に関する情報提供を行うほか、「消費者講座」を開催します。</p>	商工振興課	C

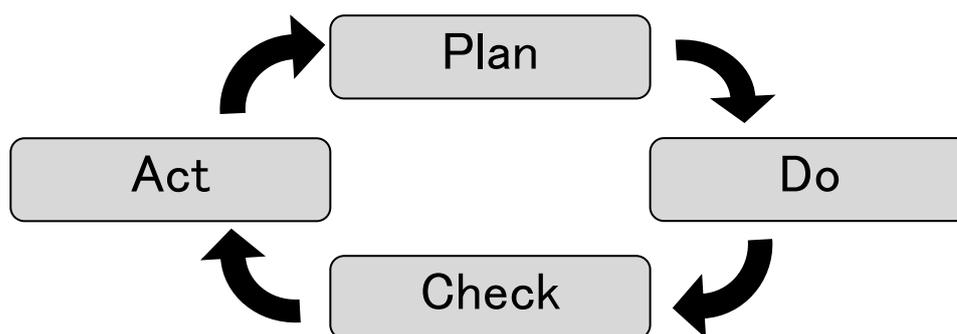
第5章 計画の推進と進行管理

1 推進・進行管理の考え方

(1) 「PDCAサイクル」に基づく進行管理

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析と評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講じること（「PDCAサイクル」）とされており、本計画もこの考え方を基本とします。

「PDCAサイクル」のイメージ



Plan（計画）	目標を設定し、目標達成に向けた活動を立案する
Do（実行）	計画に基づき活動を実行する
Check（評価）	活動を実施した結果を把握・分析し、考察する（学ぶ）
Act（改善）	考察に基づき、計画の目標、活動などの見直しを行う

(2) 推進体制の確立

本計画は保健・医療・福祉・教育・労働・交通・まちづくりなど多くの分野の内容を含んでおり、その推進のためには、障害の内容やライフステージに対応したきめ細やかで一貫した施策を実施できる体制づくり（行政施策の総合化）が不可欠です。

また、障がいの重度化や中途障がい者の増加などに伴い、特に保健・医療・福祉の連携がますます重要になっています。市社会福祉課障害福祉班の充実・強化を図って保健・医療・福祉の連携体制を強化し、サービスの総合的かつ効果的な提供に努めます。

(3) 関係機関などとの連携

障がいのある人の要望に適切に対応していくため、社会福祉協議会や関係機関・団体などとの連携を強化し、サービスの提供などに努めます。また、施設の整備や利用、総合的・専門的な相談体制の充実など市単独ではなく広域的に取り組んだ方が良いものについては、周辺市町や県などとの連携のもとに取り組んでいきます。

(4) 市民の参画

広報活動の充実や福祉・ボランティアなどに関する学習機会の提供などにより、市民の参画を促進します。

(5) 「地域自立支援協議会」による評価

白井市では、平成 19 年度に、サービス提供事業者や障がい者団体等の代表者で構成する「白井市地域自立支援協議会」を設置し、「生活支援部会」・「就労支援部会」で分野ごとの情報交換や課題整理、政策提案、さらには全体会での全体調整・全体方針検討などを行っています。

この「白井市地域自立支援協議会」を活用して本計画の推進状況を確認・評価し、市広報紙やホームページ等を通じて市民に公表・報告していきます。

(6) 人材の確保と資質の向上

本計画を推進するうえで不可欠となる専門職員をはじめ、手話通訳者、ガイドヘルパー、ボランティアなど福祉的人材の確保・育成に努めるとともに、その資質の向上を図ります。

2 推進・進行管理の具体的内容

本計画の円滑かつ確実な実施を図るため、関係機関等の連携に努めるとともに、計画の進捗状況を確認・評価し、市広報紙やホームページ等を通じて市民に公表・報告していくものとしします。

計画の進行管理のイメージ図

